

目 次

◎会議録第1号（12月6日）議案説明

開 会	5
日程第1 町長挨拶並びに諸般の報告	5
開 議	8
日程第2 会議録署名議員の指名	8
日程第3 会期の決定	8
日程第4 請願第 3号 「農業者戸別所得補償制度」の復活を求 める請願書	8
日程第5 議案第66号 専決処分承認を求めることについて (平成29年度松前町一般会計補正予算 (第4号))	8
日程第6 議案第67号 職員の育児休業等に関する条例の一部を 改正する条例	10
日程第7 議案第68号 松前町立幼稚園設置条例等の一部を改正 する条例	11
日程第8 議案第69号 松前町放課後児童クラブの設置及び管理 に関する条例	12
日程第9 議案第70号 予讃線北伊予駅構内東西自由通路新設工 事施行協定の締結について	13
日程第10 議案第71号 H29基地対(道)第2号-2 町道東 176号線(予讃線北伊予駅自由通路) 製作運搬工事請負契約の締結について	16
日程第11 議案第72号 西公民館耐震補強建築主体工事請負契約 の締結について	18
日程第12 議案第73号 動産の買入れについて	19
日程第13 議案第74号 愛媛県市町総合事務組合規約の変更につ いて	21
日程第14 議案第75号 愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務 構成団体からの脱退に伴う財産処分につ いて	21
日程第15 議案第76号 平成29年度松前町一般会計補正予算 (第5号)	23

日程第16	議案第77号	平成29年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	23
日程第17	議案第78号	平成29年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	23
日程第18	議案第79号	平成29年度松前町介護保険特別会計補正予算(第3号)	23
散会			26

◎会議録第2号(12月12日)一般質問

開議			30
日程第1	会議録署名議員の指名		30
日程第2	一般質問		
	8番 藤岡 緑議員		30
	1番 住田 英次議員		45
	4番 影岡 俊範議員		52
	7番 村井慶太郎議員		61
	3番 金澤 浩議員		68
	9番 加藤 博徳議員		80
散会			88

◎会議録第3号(12月19日)委員長報告

開議			95
日程第1	会議録署名議員の指名		95
日程第2	請願第3号	「農業者戸別所得補償制度」の復活を求める請願書	95
日程第3	議案第67号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	96
日程第4	議案第68号	松前町立幼稚園設置条例等の一部を改正する条例	97
日程第5	議案第69号	松前町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例	98
日程第6	議案第76号	平成29年度松前町一般会計補正予算(第5号)	98
日程第7	議案第77号	平成29年度松前町国民健康保険特別会	

		計補正予算（第2号）……………	99
日程第8	議案第78号	平成29年度松前町後期高齢者医療特別 会計補正予算（第2号）……………	99
日程第9	議案第79号	平成29年度松前町介護保険特別会計補 正予算（第3号）……………	99
日程第10	議案第80号	松前町職員の給与に関する条例の一部を 改正する条例……………	102
日程第11	議案第81号	松前町特別職の職員の給与に関する条例 の一部を改正する条例……………	102
日程第12	議案第82号	松前町議会議員の議員報酬及び費用弁償 に関する条例の一部を改正する条例……………	102
日程第13	議案第83号	平成29年度松前町一般会計補正予算 （第6号）……………	105
日程第14	議案第84号	平成29年度松前町国民健康保険特別会 計補正予算（第3号）……………	106
日程第15	議案第85号	平成29年度松前町後期高齢者医療特別 会計補正予算（第3号）……………	106
日程第16	議案第86号	平成29年度松前町介護保険特別会計補 正予算（第4号）……………	106
日程第17	議案第87号	平成29年度松前町公共下水道事業特別 会計補正予算（第3号）……………	107
日程第18	議案第88号	平成29年度松前町水道事業会計補正予 算（第2号）……………	107
閉 議		……………	109
町長挨拶		……………	109
閉 会		……………	110

1 2月6日 (第1号)

平成29年松前町議会第4回定例会会議録

平成29年12月6日第4回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

1番 住田 英次	2番 田中 周作	3番 金澤 浩
4番 影岡 俊範	5番 稲田 輝宏	6番 城村 トキ子
7番 村井 慶太郎	8番 藤岡 緑	9番 加藤 博徳
10番 八束 正	11番 岡井 馨一郎	12番 早瀬 武臣
13番 三好 勝利	14番 伊賀上 明治	

不応招議員は、次のとおりである。

なし

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、応招議員の14名である。

欠席議員は、次のとおりである。

なし

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	岡本 靖
副町長	升田 年紀
教育長	本馬 毅
総務部長	久津那 良幸
保健福祉部長	大政 哲志
産業建設部長	徳居 芳之
教育委員会 事務局 局長	大政 博文
総務課長	山本 有三
財政課長	合田 光隆
財政課技監	近藤 俊彦
税務課長	早瀬 晴美
国体推進課長	塩 梅 淳

福祉課長	西岡 きわ子
町民課長	重松 修平
保険課長	小池 良治
健康課長	和田 欣也
まちづくり 課長	松岡 謙三
産業課長	横山 眞史
上下水道課長	黒田 泰弘
会計課長	山田 運
学校教育課長	米澤 浩樹
社会教育課長	仲島 昌二

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	栗田 真吾
議会事務局 書記	楠田 匡志

平成29年松前町議会第4回定例会

議事日程表 No.1

	平成29年12月6日(水)	午前9時30分	開議
	開 会		
日程第1	町長挨拶並びに諸般の報告		
	開 議		
日程第2	会議録署名議員の指名		
日程第3	会期の決定		
日程第4	請願第 3号	「農業者戸別所得補償制度」の復活を求める請願書	
上程		委員会付託(総務産業建設)	
日程第5	議案第66号	専決処分承認を求めることについて(平成29年度松前町一般会計補正予算(第4号))	
上程	提案理由説明	質疑	討論 採決
日程第6	議案第67号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(総務産業建設)
日程第7	議案第68号	松前町立幼稚園設置条例等の一部を改正する条例	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(文教厚生)
日程第8	議案第69号	松前町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(文教厚生)
日程第9	議案第70号	予讃線北伊予駅構内東西自由通路新設工事施行協定の締結について	
上程	提案理由説明	質疑	討論 採決
日程第10	議案第71号	H29基地対(道)第2号-2 町道東176号線(予讃線北伊予駅自由通路)製作運搬工事請負契約の締結について	
上程	提案理由説明	質疑	討論 採決
日程第11	議案第72号	西公民館耐震補強建築主体工事請負契約の締結について	
上程	提案理由説明	質疑	討論 採決
日程第12	議案第73号	動産の買入れについて	
上程	提案理由説明	質疑	討論 採決
日程第13	議案第74号	愛媛県市町総合事務組合規約の変更について	
上程	提案理由説明	質疑	討論 採決
日程第14	議案第75号	愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱	

退に伴う財産処分について

上程	提案理由説明	質疑	討論	採決
日程第15	議案第76号	平成29年度松前町一般会計補正予算（第5号）		
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（予算決算）	
日程第16	議案第77号	平成29年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）		
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（予算決算）	
日程第17	議案第78号	平成29年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）		
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（予算決算）	
日程第18	議案第79号	平成29年度松前町介護保険特別会計補正予算（第3号）		
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（予算決算）	

午前9時30分 開会

○議長（八束 正） ただいまから平成29年松前町議会第4回定例会を開会します。

~~~~~

**日程第1 町長挨拶並びに諸般の報告**

○議長（八束 正） 日程第1、町長挨拶並びに諸般の報告を行います。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） おはようございます。

議長の御指名によりまして御挨拶を申し上げます。

師走に入り、何かと慌ただしい年の瀬となりました。本格的な冬の到来とともにインフルエンザの流行が懸念されますので、町民の皆様も手洗い、うがいを励行し、予防に努めていただきたいと思います。

本日、平成29年松前町議会第4回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御参集をいただきありがとうございます。

本議会におきましては、平成29年度一般会計補正予算案を始め、当面する町政の諸案件について御審議いただくことになっておりますので、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

さて、9月30日から県内各地で熱い戦いが繰り広げられた愛顔つなぐえひめ国体において、本町在住の河野颯次郎さんがボート競技少年男子舵手付きクォドルプル、また中矢遥香さんが柔道競技女子団体で見事優勝されました。

河野さんは、高校に入学してからボート競技を始め、競技歴は短いながらも今年度の朝日レガッタでは高校男子シングルスカルで優勝するなど、学業と両立させながら練習に打ち込んでこられました。中矢さんは、4歳から柔道を始め、絶え間ない練習と経験を積み重ね、中学時代には全国優勝、また今年度は国際大会にも出場するなど、国内外で活躍されています。お二人の快挙は、松前町の名声を高めるとともに、町のスポーツ文化の振興に大きく寄与するものであり、町民を代表して、心からお祝いと感謝を申し上げます。これからの松前町を担う若いお二人が今後ますます活躍されますよう御祈念申し上げます。

それでは、平成29年第4回定例会の開会に当たり、上程をしております各議案の説明に先立ち、諸般の報告を申し上げます。

まず、防災対策について申し上げます。

9月17日の午後、非常に大型で強い台風18号が愛媛県に最も接近し、町内では、近年まれに見る激しい雨が降り、また満潮時刻と重なったことで、重信川が戦後最高水位となる5.65メートルを観測し、いっ水または堤防決壊のおそれが生じたほか、長尾谷川でも氾濫のおそれがあるところまで水位が上昇したことから、本町では初めて被害が想定される地区に対し避難勧告を発令し、町内各避難所に600人以上の方が避難されるなど、これまで

の災害対応にはなかった状況となりました。

幸い人的な被害はなかったものの、住家の床上、床下浸水や道路冠水等の被害が多数発生し、緊急対策として消毒やし尿くみ取り、災害廃棄物の回収などの復旧作業を行いました。あわせて床上浸水被害世帯につきましては、1世帯につき1万円の災害見舞金を給付しました。被害を受けられた皆様に改めて心からお見舞い申し上げます。また、短時間に土のう要請が集中したことから、一部要請に対応できない事態となりましたことを心からおわび申し上げます。

町といたしましては、今回の災害対応の検証を行い、改善策を構築し、今後の災害に備えることが重要と考えております。まずは課題の把握のため様々な方面からの御意見をいただきたいとの思いから、今回の台風の概要や町の対応等について報告書を取りまとめ、議員各位と各自主防災会長へお渡しするとともに、ホームページにも公表し、広く町民の皆様にお知らせしたところです。

また、先月9日には、各自主防災会長等との意見交換会を開催し、各地区における対応や課題等について御意見をいただきました。今後は、避難所となった学校、消防団などの皆様から頂戴した意見と併せてそれぞれの課題について改善策を講じ、更なる防災力の向上に努めてまいります。

次に、国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会について申し上げます。

愛顔つなぐえひめ国体では、10月1日から5日までの5日間ホッケー少年男女を、10月2日から4日までの3日間ライフル射撃センター・ファイア・ピストルを、10月5日から9日までの5日間ボクシングを、また、愛顔つなぐえひめ大会では、10月28日及び29日の2日間、卓球及びサウンドテーブルテニスを町内の各競技会場で開催いたしました。

えひめ国体には、3競技合わせて延べ約1万8,000人、えひめ大会には延べ約2,800人の方が本町を訪れました。全国からお越しいただいた皆様をオール松前でおもてなしをしようと、町内の小・中学生や幼稚園児、保育園児による花プランターの栽培、手づくり応援のぼり旗や手づくり歓迎パネルの作製、伊予高生による横断幕の作製、各種団体によるおもてなし料理の提供や売店等の出店、ボランティアスタッフとしての支援、町内小・中学校単位での応援観戦や行政区単位で結成する地域応援団による県外チームの応援など、たくさんの町民の皆様に御参加をいただきましたおかげで「松前の国体はよかった。」と来町された多くの皆さんに満足していただきました。改めて、御支援、御協力を賜りました皆様に厚くお礼を申し上げます。

今後は、競技会場となった松前町ホッケー公園を活用したホッケー普及事業を進め、町のホッケー人口の拡大や競技力の向上に努めるとともに、町外からの大会誘致や強豪チームの招へいにより、交流人口の拡大や地域の活性化を図るなど、ホッケーの聖地・松前を目指してホッケーのまちづくりを推進してまいります。

また、えひめ国体、えひめ大会への御臨席と地方事情御視察のため、高円宮絢子女王殿下と高円宮久子妃殿下が本町にお成りになりました。絢子女王殿下には、10月4日、松前町ホッケー公園においてホッケー競技少年男子の準決勝を御覧いただいたほか、役場で開催いたしました御昼食会では、義農作兵衛翁や裸麦はんざり競漕など本町の魅力をお伝えすることができました。久子妃殿下には、10月30日、松前町ホッケー公園ホッケー場を御視察いただき、伊予高校ホッケー部の紅白試合を御観戦いただきました。両殿下にお成りいただきましたことは、本町にとって大変光栄なことであり、奉送迎に参加された町民の皆様にとっても、またとない皇室の方々との触れ合いの場になりました。

次に、ごみの減量対策について申し上げます。

家庭ごみの分別や排出等ごみに関する様々な情報を手軽に入手できるよう、スマートフォンでダウンロードして利用できるごみ分別アプリの配信を10月1日から開始しました。このアプリでは、ごみの収集カレンダーやごみの出し方が一目で分かるごみ分別の手引き、五十音順で分別区分が確認できるごみ分別早見表などが利用できます。また、収集日の前日と当日にはごみの種類をアラートでお知らせする出し忘れ防止機能や粗大ごみの受付開始や年末年始の臨時ごみ回収情報などといった町からのお知らせを受けることができる便利な機能を備えております。本アプリのダウンロード数は11月末時点で210件となっており、今後より多くの町民の皆様にご利用していただけるよう、更に広報に努めるとともに、利便性の向上についても追求してまいります。

次に、産業振興について申し上げます。

先月の11日と12日の2日間、エミフルMASAKIのまさき村前駐車場を会場に、第5回松前町産業まつり「たわわ祭」を開催いたしました。今年も天候にも恵まれ、延べ約2万4,000人の方にお越しいただきました。

会場では、町内の産業を紹介する「まごころ」「ふれあい」「めぐみ」の大きく3つのブースに分かれて町内産業を支える事業者や関係団体など合わせて54団体に御参加いただき、旬の野菜や鮮魚を始め、松前町で生産、加工された商品の販売のほか、工業製品の展示などを行いました。また、特設ステージではライブやじゃんけん大会、アニメキャラクターショーなどで大いに盛り上がりました。

また、12日には、芽吹きと実りのはだか麦プロジェクトで開発した裸麦を使った新感覚おやつ、「はだかむぎゅ」の市販化に向けてキッチンカーを使ったテスト販売を行い、大好評を得ました。今後も町と特産品を積極的にPRし、産業振興による活発で活力あるまちづくりを推進してまいります。

以上が、諸般の報告であります。

なお、本定例会には専決処分の承認1件、条例案件3件、予算案件4件、その他議決を求めるもの6件、合わせて14件の議案を提出しております。各議案の詳細につきましては

は、提案理由の中で御説明申し上げたいと思います。何とぞ慎重に御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げまして、御挨拶といたします。

○議長（八束 正） 町長挨拶並びに諸般の報告を終わります。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（八束 正） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名をします。

13番三好勝利議員、14番伊賀上明治議員、以上両議員を指名します。

~~~~~

## 日程第3 会期の決定

○議長（八束 正） 日程第3、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、去る11月29日の議会運営委員会で協議の結果、本日から12月19日までの14日間と決定しました。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月19日までの14日間と決定しました。

~~~~~

日程第4 請願第3号 「農業者戸別所得補償制度」の復活を求める請願書（上程、委員会付託（総務産業建設））

○議長（八束 正） 日程第4、請願第3号「農業者戸別所得補償制度」の復活を求める請願書を議題とします。

請願につきましては、お手元にお配りしております請願書の写しのとおりです。

お諮りします。

請願第3号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本請願は所管の総務産業建設常任委員会へ付託しました。

~~~~~

## 日程第5 議案第66号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度松前町一般会計補正予算（第4号））（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

○議長（八束 正） 日程第5、議案第66号専決処分の承認を求めることについて（平成29年度松前町一般会計補正予算第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第66号について提案理由を申し上げます。

9月28日の衆議院の解散に伴い、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査を執行する経費が早急に必要となったため、地方自治法第179条第1項の規定により平成29年度松前町一般会計補正予算第4号を専決第5号として別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

内容につきましては、合田財政課長に説明をさせますので、御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○議長（八束 正） 合田財政課長。

○財政課長（合田光隆） それでは、専決第5号について補足説明いたします。

議案書17ページをお開きください。

初めに歳出ですが、2款4項4目衆議院議員選挙費、補正額1,441万1,000円は、投票事務に関する経費のほか、委託料として開票所設営等やポスター掲示場設置等による経費などを計上しております。また、備品購入費として自署式投票用紙読取分類機1台の購入経費を計上しております。

続いて、歳入については、前の16ページを御覧ください。

14款3項1目5節選挙費委託金、補正額1,441万1,000円は、衆議院選挙に係る県からの委託金となります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（八束 正） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第66号について承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本案は承認することに決定されました。

~~~~~

日程第6 議案第67号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（八束 正） 日程第6、議案第67号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案の理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第67号について提案理由を申し上げます。

雇用保険法等の一部を改正する法律により地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、久津那総務部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（八束 正） 久津那総務部長。

○総務部長（久津那良幸） 議案第67号について補足して説明いたします。

議案書は21ページ、参考資料は1ページをお願いいたします。

参考資料で説明をさせていただきます。

条例改正の概要でございます。今回の改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、非常勤職員が子どもの2歳到達日まで育児休業をすることができるとしてあります。それは、非常勤職員又はその配偶者が子どもの1歳6か月到達日において育児休業をしている場合で、かつ子どもの1歳6か月到達日以後の期間について育児休業をすることが必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合でございます。規則では、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが当面その実施が行われない場合などを規定することを予定しております。

また、育児休業の再度の延長ができる特別な事情を追加することとしてあります。それは、非常勤職員の育児休業は、条例で定める特別な事情に該当する場合にのみ延長することができることとされているため、上記の(1)の①、②に該当する場合を特別な事情として追加し、子どもの2歳到達時まで育児休業を再度延長することができるようにするものです。

なお、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（八束 正） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第67号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八束 正) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託します。

~~~~~

日程第7 議案第68号 松前町立幼稚園設置条例等の一部を改正する条例(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(文教厚生))

○議長(八束 正) 日程第7、議案第68号松前町立幼稚園設置条例等の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長(岡本 靖) 議案第68号について提案理由を申し上げます。

松前町立幼稚園及び松前町立保育所の管理の適正を図るため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、大政保健福祉部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(八束 正) 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長(大政哲志) それでは、議案第68号について補足して説明をいたします。

議案書の25ページをお開きください。

まず、松前町立幼稚園設置条例の第2条では、町立幼稚園の定員を26ページ別表のとおり定め、第4条第1項では、今年度から幼稚園の入園に関する事務が町長部局に移管されたことから、保育料の納付先を変更し、第2項においては、利用者負担の根拠を定めるものです。26ページの第5条になります。第5条では、第4条に規定する保育料の督促及び延滞金について規定をしております。

次に、町立保育所条例について説明をいたします。

同じく26ページになります。

第1条では、町立保育所の設置根拠を改正前では児童福祉法に基づく設置から地方自治法第244条の2第1項の公の施設の設置、管理及び廃止を根拠に変更するものです。第2条では、町立保育所の定員を30ページ別表のとおり定め、27ページに戻りますが、第5条及び第6条で町立保育所の開所時間及び休所日を定めております。第10条第1項では、保育料の納付先を明らかにし、第2項においては利用者負担の根拠を定め、第3項では町立保育所で実施する時間外保育料と納付先を定めています。第11条では、第10条に規定する

保育料等の督促及び延滞金について規定しております。第12条では、時間外保育料の減免について規定し、第13条では、時間外保育料の還付について規定をしております。附則第3項では、第11条第3項に規定する延滞金の割合について地方税法の規定と同様にするよう定めております。

次に、松前町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例の一部改正について説明をいたします。

議案書の30ページをお開きください。

第4条では、利用者負担額の通知先を支給認定保護者及び町立幼稚園、町立保育所を除く特定教育・保育施設、すなわち認定こども園、私立幼稚園、私立保育所又は特定地域型保育事業所とします。改正前の第5条から第8条については、今回の改正により町立施設以外の利用者の負担金のことになることから、廃止をしております。附則第2項は、子ども・子育て支援法附則第6条第1項の規定により、当分の間私立保育所を利用する保護者等は利用者負担相当額を松前町に納付することから経過措置として規定を設け、附則第3項で私立保育所利用者の督促及び延滞金について規定をしております。

なお、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上でございます。

○議長（八束 正） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第68号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第8 議案第69号 松前町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（文教厚生））

○議長（八束 正） 日程第8、議案第69号松前町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第69号について提案理由を申し上げます。

松前町放課後児童クラブの管理の適正を図るため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、大政保健福祉部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしく
お願いいたします。

○議長（八束 正） 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） それでは、議案第69号について補足して説明いたします。
議案書の35ページをお開きください。

第1条では、条例の趣旨を松前町放課後児童クラブの設置及び管理に関し必要な事項を
定めるものとして、第2条で放課後児童クラブの名称、位置、定員を定めております。第
3条では、松前町放課後児童クラブの業務を規定し、第4条では児童クラブの入所資格を
明確化し、第5条及び第6条では、開所時間及び休所日を定めています。第7条から第
10条では、入所許可から入所取消しまでを規定し、第11条から第14条までは保護者の負担
金について規定をしております。

なお、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（八束 正） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第69号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員
会へ付託しました。

~~~~~

#### 日程第9 議案第70号 予讃線北伊予駅構内東西自由通路新設工事施行協定の締結 について（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

○議長（八束 正） 日程第9、議案第70号予讃線北伊予駅構内東西自由通路新設工事施  
行協定の締結についてを議題とします。

提案の理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第70号について提案理由を申し上げます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議  
決を求めるものです。

内容につきましては、松岡まちづくり課長に説明をさせますので、御審議のほどよろし  
くお願いいたします。

○議長（八束 正） 松岡まちづくり課長。

○まちづくり課長（松岡謙三） それでは、議案第70号予讃線北伊予駅構内東西自由通路新設工事施行協定の締結について補足して説明をいたします。

本協定は、鉄道敷地内及び鉄道敷地に近接した場所で自由通路新設工事を行うため、事業主体である松前町から鉄道事業者であるJR四国に工事発注等の業務を委託するものです。

なお、関連予算については、さきの9月定例議会において議決をいただいております。

議案書の39ページをお開きください。

委託工事名、予讃線北伊予駅構内東西自由通路新設工事。契約方法、特命随意契約。施工場所、松前町大字出作、神崎。期限、着手、議決のあった日、完了、平成31年10月31日。協定額3億1,976万円。協定の相手方、香川県高松市浜ノ町8番33号、四国旅客鉄道株式会社代表取締役社長半井真司です。

参考資料の3ページをお開きください。

町道東176号線自由通路の位置図で現場の写真を貼っております。

4ページをお開きください。

町道東176号線自由通路の一般図となっており、右上に設計条件を記載しております。

5ページをお開きください。

施工区分表です。左から工種、種別、財産区分、施工区分を記載しております。施工区分に色塗りをしてJRと記載している部分を四国旅客鉄道株式会社と委託工事の協定を結ぶものです。

協定の内容は、作業ヤード整備、仮設工、基礎工、下部工、上部工の主桁、これは自由通路の通路部分ですが、その施工、階段桁、これは東西の階段ですが、その施工、吊ピースの施工、高欄の施工、仮通路設置及び撤去、エレベーターの建築及び機械、上部工のホーム階段桁、これはホームにおりるための階段ですが、その施工です。吊ピースの施工、高欄の施工、手すりの施工、橋面舗装、身障者誘導ブロック、身障者誘導点字、身障者誘導ブロック、立入防止柵、電気支障移転工事、電気設備復旧設計及び工事、既設跨線橋撤去と撤去に必要な吊ピース、撤去に必要な電気支障移転工事、防護工事、電気設備復旧工事です。

以上で説明を終わります。

○議長（八束 正） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

村井慶太郎議員。

○7番（村井慶太郎議員） 今回、ここに至ったわけですけど、これについてとやかく言うんではないんですけど、私もこれ委員会が違うた委員会なんでここ詳しく見てなかった

んですけど、今回見させてもろうて、直るかどうか分かりませんよ。西側の多分課長に説明していただいた身障者誘導ブロックか、点字、まあそこらも。これ、もともと町長が高齢者や身障者が使いやすいようにエレベーターを設けましょうということでエレベーターもついたんですけど。東側の構造についてはなかなか分かりにくいんですけど、写真と図面を照らし合わせてみますと、西側ですよ、T字路のある方、これ歩道的なところに防護柵的なもんがついて、仮の話、南から来うが、北から来うが、どちらにも防護柵があって、実際身障者や高齢者がエレベーターに乗ろうとするときに、安全の観点から、町道に1回出てから北向いて歩いて行って、北口からエレベーターに多分乗るという手法なんですけど、ここもうちょっと安全的に高齢者や身障者が渡れるような安全対策というか、安全策というものは、これ今から言うて変えられるかどうか分からないんですけど、どんなんですか。

○議長（八束 正） 松岡まちづくり課長。

○まちづくり課長（松岡謙三） 一部訂正しておきます。先ほど議員さんから言われた歩道的な部分は、歩道ではございません。これは階段に上るための空間となっております。言われた身体障がい者等の安全対策については、歩道を設ける道路にはしておりませんが、路側帯を通行してもらう必要があります。その路側帯については、路面に着色するなどをして、車の運転者に注意喚起をするように前向きに検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（八束 正） 村井慶太郎議員。

○7番（村井慶太郎議員） それと、一応グリーンベルト的なことで町道に多分白い線引いて、白い線の中に緑の色的なのをつけるのかなというぐらいの話なんやろうですけど。

それと、もう一点聞きたいのが、北と南にもう完璧に通れんような防護柵がありますよね。変えられるかどうかは分からないですよ。今更言うたってあれやけど、防護柵じゃないんで、多分これ防護柵は車どめやと思うんやけど、車どめでこういうふうな完全に防護するわけじゃなくって、柵じゃなくって防護棒みたいな、人は通れる、車椅子も通れる、棒的なのはこれ、これはどこ、JRの施工か松前町の施工かどうか分からないんですけど。今から変えられるもんなら、ここ人が歩けるとか、一旦町道に出てというところとちょっとどうなんかなあというようなところで、安全面からです。分かります。言いようること。柵じゃなくって、棒で。

（「管理できるということやろ」の声あり）

そうそうそうそうそう。変えられるかどうか分からないけど、どんなんですか。安全対策としてお聞きします。

○議長（八束 正） 松岡まちづくり課長。

○まちづくり課長（松岡謙三） 先ほど申し上げたように、階段の下部分については歩道ではございませんので、はなから人をとか車両が通行できるような構造にはとっておりません。

一般的に、防護柵、車どめ、これは車の衝突から橋とかエレベーターを守るという衝撃吸収タイプのもので、一般的にはこのような柵にしております。現在はこの計画でいこうと考えております。

以上です。

（7番村井慶太郎議員「はい、分かりました」の声あり）

○議長（八束 正） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第70号を原案どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第10 議案第71号 H29基地対（道）第2号-2 町道東176号線（予讃線北伊予駅自由通路）製作運搬工事請負契約の締結について（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

○議長（八束 正） 日程第10、議案第71号H29基地対（道）第2号-2町道東176号線（予讃線北伊予駅自由通路）製作運搬工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第71号について提案理由を申し上げます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求めるものです。

内容につきましては、近藤財政課技監に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

近藤財政課技監。

○財政課技監（近藤俊彦） それでは、議案第71号H29基地対（道）第2号-2町道東

176号線（予讃線北伊予駅自由通路）製作運搬工事請負契約の締結について補足して説明いたします。

議案書の41ページ、参考資料は7ページを御覧ください。

参考資料で説明させていただきます。

施工場所は、伊予郡松前町大字神崎、JR北伊予駅です。入札日は、平成29年11月10日です。工期は、議会の承認を得られた日を本契約日、その翌日を着工日とし、完成日は平成30年3月31日の予定としております。入札の方法は、一般競争入札で実施いたしました。入札参加業者は、次の2社でございます。小手川工業株式会社、日東河川工業株式会社です。入札の結果、小手川工業株式会社が7,560万円で落札しております。

次に、工事の概要について説明いたします。

8ページを御覧ください。

JRと松前町との工事の施工区分表になります。今回、製作、運搬するものは、表右側の上から5段目から9段目の色づけしている部分で、工種は上部工、種別は主桁、階段桁、吊ピース、高欄、手すりとなっております。

9ページは、位置図となっております。

10ページは、工事完成後のイメージ図になります。

11ページは、自由通路の一般図になります。黒く色づけしているところが、今回製作、運搬するところです。

12ページの左側平面図を御覧ください。

線路をまたぐ部分が通路部、あと東側階段、西側階段となります。中央にあるプラットホーム階段については、今回の工事には含まれておりません。橋長は29.2メートル、通路部及び東西階段部の幅員は有効幅2メートルとなっております。

最後に、14ページを御覧ください。

入札の執行表になります。ここに記載されている金額は、消費税抜きの金額となっております。予定価格7,173万7,000円に対して、落札金額は7,000万円ですので、落札率は97.6%となります。

以上で説明を終わります。

○議長（八束 正） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第71号を原案どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八束 正) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第11 議案第72号 西公民館耐震補強建築主体工事請負契約の締結について  
(上程、提案理由説明、質疑、討論、採決)

○議長(八束 正) 日程第11、議案第72号西公民館耐震補強建築主体工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長(岡本 靖) 議案第72号について提案理由を申し上げます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求めるものです。

内容につきましては、近藤財政課技監に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長(八束 正) 近藤財政課技監。

○財政課技監(近藤俊彦) それでは、議案第72号西公民館耐震補強建築主体工事請負契約締結について補足して説明いたします。

議案書の43ページ、参考資料は15ページを御覧ください。

参考資料で説明をさせていただきます。

施工場所は、伊予郡松前町大字北黒田966番地2、入札日は平成29年11月10日です。工期は、議会の承認を得られた日を本契約日、その翌日を着工日とし、完成日は平成30年8月31日の予定としております。入札の方法は、一般競争入札で実施いたしました。入札参加業者は、次の3社でございます。株式会社岡崎工務店、株式会社三洋建設、株式会社鈴木建設です。入札の結果、株式会社三洋建設が6,123万6,000円で落札しております。

次に、工事の概要について御説明いたします。

16ページを御覧ください。

現場付近見取図になります。今回施工する公民館は、鉄筋コンクリート造り地上3階建て、延べ床面積789平米で、昭和53年度に建設されたものです。老朽化が進み、耐震基準を満たしていないため、今回耐震補強工事に合わせ改修工事も同時に行うものです。

また、義農公園にある老朽化が著しい老人憩の家を移設して複合施設として整備し、住民の安全と快適なコミュニティ施設を整備するものです。

17ページの1階平面図を御覧ください。

図面左側と右側にある斜線部分に町内小・中学校の耐震工事でも採用している鋼板内蔵コンクリートブレース補強を行うものです。また、黒い矢印マークは耐震スリットで、10か所設置いたします。図面右上部分は現在は管理人室ですが、改修後は老人憩いの家と倉庫になります。そのほか耐震工事に合わせて行う改修工事の主なものは、トイレの改修、部屋、廊下の床、壁の仕上げ、外壁の全面塗装などを行います。

18ページ、19ページを御覧ください。

2階、3階、屋上の平面図になりますが、2階では、耐震スリットを3か所、屋上では防水処理を行います。

最後に、23ページを御覧ください。

入札の執行表になります。ここに記載されている金額は、消費税抜きの金額となっております。予定価格6,310万円に対し、落札金額は5,670万円ですので、落札率は89.9%となります。工事が完成いたしますと、平成30年9月上旬からの供用開始を予定しております。

以上で説明を終わります。

○議長（八束 正） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第72号を原案どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第12 議案第73号 動産の買入れについて（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

○議長（八束 正） 日程第12、議案第73号動産の買入れについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第73号について提案理由を申し上げます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求めるものです。

内容につきましては、近藤財政課技監に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（八束 正） 近藤財政課技監。

○財政課技監（近藤俊彦） それでは、議案第73号動産の買入れについて補足して説明いたします。

議案書の45ページ、参考資料は25ページを御覧ください。

参考資料で説明させていただきます。

購入物品は、防災用備蓄品、パック毛布で、入札日は平成29年11月7日です。納入期限は、平成30年3月23日。納入場所は、伊予郡松前町大字出作242番地7の出作消防詰所としております。入札の方法は、指名競争入札で実施いたしました。入札指名業者は、次の10社でございます。株式会社岩本商会、上田消防建設株式会社松山店、有限会社愛媛芝浦ポンプ商会、株式会社愛媛テクノ防災、愛媛防災株式会社、小川ポンプ工業株式会社愛媛支社、株式会社四国消防、株式会社新日本ライフテック、東洋殖産株式会社、株式会社ヤマダです。そのうち有限会社愛媛芝浦ポンプ商会、東洋殖産株式会社が辞退いたしましたので、8社にて入札を行いました。入札の結果、松山市大手町1丁目10番地1の株式会社岩本商会が855万3,600円で落札しております。

次に、購入物品の概要について御説明いたします。

26ページ、27ページに物品購入仕様書をつけております。防災時に使用する難燃性の毛布を購入するもので、数量は2,400枚、収納時は真空パック処理をすることによりA4サイズになっております。それを開封し、広げますと、1.4メートル掛ける1.9メートル、重さ650グラムの毛布になるものです。

最後に、29ページを御覧ください。

入札執行表になります。ここに記載されている金額は、消費税抜きの金額となっております。物品の購入の予定価格は公表しておりませんので、空欄とさせていただきます。

以上で説明を終わります。

○議長（八束 正） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第73号を原案どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第13 議案第74号 愛媛県市町総合事務組合規約の変更について（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

日程第14 議案第75号 愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

○議長（八束 正） 日程第13、議案第74号愛媛県市町総合事務組合規約の変更について及び日程第14、議案第75号愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分についてを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第74号及び議案第75号について一括して提案理由を申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定による愛媛県市町総合事務組合の規約の一部変更及び同法第289条の規定による財産処分の協議について議会の議決を求めるものです。

内容につきましては、大政保健福祉部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（八束 正） 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） それでは、議案第74号、議案第75号について補足して説明を行います。

まず、議案第74号でございます。

議案書の47ページをお開きください。

日本国内で交通事故により被害を受けた構成団体の住民又はその遺族の生活の共済に関する事務、通称交通災害共済と呼ばれている事務です。交通災害共済は、毎年4月1日から翌年3月31日までの掛金が大人1人700円、子ども1人300円で、対象となる交通事故に遭ったときに1等級の死亡の場合100万円を限度額として、最高額として8等級ある等級に応じて一定の金額が支払われます。この交通災害共済の愛媛県市町総合事務組合規約について東温市が脱退するため変更するものです。これに伴い、共同で事務する市町は48ヶ

ージの表の構成団体のとおり、12市町から11市町になります。

東温市が脱退する理由は、次の2つです。1つ目は、各種福祉制度等の拡充により事務事業が多様化、肥大化しており、事務事業見直しを図る必要があったこと。2つ目は、交通災害共済にかかわる民間保険が充実してきているためとのことです。

今回議決をいただきましたら、この規約は平成30年4月1日から施行することとなります。

続いて、議案第75号について補足して説明させていただきます。

議案書49ページをお開きください。

東温市が交通災害共済の事務を脱退するに当たり、東温市の持ち分の財産は放棄して、愛媛県市町総合事務組合に帰属するということです。

今回議決をいただきましたら、この東温市分の財産は、平成30年4月1日から愛媛県市町総合事務組合に帰属することとなります。

以上で説明を終わります。

○議長（八束 正） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

村井慶太郎議員。

○7番（村井慶太郎議員） 東温市が今度これ脱退されるということで今回の議案になっただけですけど、一つお伺いしたいのは、本町では今後どういうふうな考えでおられるのか。

（「委員会と言わなあかんのよ」の声あり）

どれ。

（「今、議会じゃろ」の声あり）

いや、どういうふうな考えでおるのか。これ、即決やん。ちょっとお聞かせ願いたいんですけど。

○議長（八束 正） 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） 松前町のことについてのお問合せだろうと思いますけども、現在、平成28年度の加入状況というのは、松前町の町民の方で3,116名の方が加入されておりまして、加入率は10.07%になっております。遡ること平成17年度においては1万2,805人の加入で、加入率は40.79%ということで、現実的には加入者は減ってはおりますけども、この加入者の中を見ても高齢者が多いということで、まだメリットはあるのかなと思っておりますので、当面の間、来年度については継続をします。今後、民間の保険の方に移行するような傾向が顕著になれば、その時点で考えていきたいと思っております。

○議長（八束 正） ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(八束 正) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(八束 正) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第74号を原案どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八束 正) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

議案第75号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(八束 正) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(八束 正) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第75号を原案どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八束 正) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第15 議案第76号 平成29年度松前町一般会計補正予算(第5号)(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(予算決算))

日程第16 議案第77号 平成29年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(予算決算))

日程第17 議案第78号 平成29年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(予算決算))

日程第18 議案第79号 平成29年度松前町介護保険特別会計補正予算(第3号)(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(予算決算))

○議長(八束 正) 日程第15、議案第76号平成29年度松前町一般会計補正予算第5号に

ついて、日程第16、議案第77号平成29年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第2号について、日程第17、議案第78号平成29年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号について及び日程第18、議案第79号平成29年度松前町介護保険特別会計補正予算第3号についてを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第76号から議案第79号までについて一括して提案理由を申し上げます。

いずれの予算も地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。

平成29年度松前町一般会計補正予算第5号は、既定の予算に歳入歳出それぞれ8,853万5,000円を追加し、総額を103億8,349万5,000円とするものです。

以下、補正予算の主要事項について参考資料により御説明いたします。

参考資料の31ページをお開きください。

まず、健やかでやさしい松前町をつくるため、保育所の修繕料を追加するとともに、黒田保育所と小富士保育所におきましては、排煙装置の修繕を行います。

次に、人と文化が輝く松前町をつくるため、平成30年度から小学校で道徳が教科になることに合わせ、教師用の指導書を購入します。また、松前中学校の改築について平成30年度に実施設計を行うに当たり、基本的な仕様の決定や概算費用の算定など基本プラン作成のための業務を委託します。松前幼稚園におきましては、園児たちが安全に安心して施設を使用できるよう、受水槽の取替工事を行います。

次に、豊かでにぎわいのある松前町をつくるため、農地集積の協力者に対して協力金を交付し、生産性の向上や競争力の強化を図り、持続可能な力強い農業を実現します。また、まさき農園の事業の廃止に伴い、農地を地権者へ返還するための原状復帰工事を行います。新たな取組としては、薬用作物を活用した地域農業の振興を図るため、有望品目の選定や安定供給のための仕組みづくりなど薬用作物の生産拡大を推進します。そのほか、未整備の農道や水路、老朽化した揚水施設などの新設や改良を行い、労力の軽減や維持管理に係る経費の節減を図ります。

次に、飛躍を支える松前町の基盤をつくるため、生活道路の改良事業を行い、広域交通体系の確立を進め、地域の活性化と発展を図ります。また、災害に強いまちづくりを推進するため、木造住宅の耐震診断や耐震工事、老朽放置建物の除却に対する補助を行います。町営住宅につきましては、長寿命化計画に基づき修繕工事など計画的な管理を行います。なお、財源としましては、国県支出金の特定財源が6,084万1,000円、一般財源が2,769万4,000円となっております。

予算の議案書23ページをお開きください。

議案第77号平成29年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第2号は、既定の予算に歳入歳出それぞれ82万5,000円を追加し、総額を39億8,760万5,000円とするものです。

予算の議案書39ページをお開きください。

議案第78号平成29年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号は、既定の予算に歳入歳出それぞれ669万5,000円を追加し、総額を4億4,189万6,000円とするものです。

予算の議案書51ページをお開きください。

議案第79号平成29年度松前町介護保険特別会計補正予算第3号は、既定の保険事業勘定に歳入歳出それぞれ626万3,000円を追加し、総額を26億3,996万4,000円とするものです。

以上が、各会計の補正予算の概要であります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（八束 正） 提案理由の説明を終わります。

議案第76号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第76号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第77号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第77号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第78号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第78号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員

会へ付託しました。

議案第79号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(八束 正) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第79号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八束 正) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

これにて散会します。

午前10時39分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

松前町議会議長 八 束 正

松前町議会議員 三 好 勝 利

松前町議会議員 伊 賀 上 明 治

1 2 月 1 2 日 (第 2 号)

平成29年松前町議会第4回定例会会議録

平成29年12月12日第4回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

1番 住田 英次	2番 田中 周作	3番 金澤 浩
4番 影岡 俊範	5番 稲田 輝宏	6番 城村 トキ子
7番 村井 慶太郎	8番 藤岡 緑	9番 加藤 博徳
10番 八束 正	11番 岡井 馨一郎	12番 早瀬 武臣
13番 三好 勝利	14番 伊賀上 明治	

不応招議員は、次のとおりである。

なし

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、応招議員の14名である。

欠席議員は、次のとおりである。

なし

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	岡本 靖
副町長	升田 年紀
教育長	本馬 毅
総務部長	久津那 良幸
保健福祉部長	大政 哲志
産業建設部長	徳居 芳之
教育委員会 事務局 長	大政 博文
総務課長	山本 有三
財政課長	合田 光隆
財政課技監	近藤 俊彦
税務課長	早瀬 晴美
国体推進課長	塩 梅 淳

福祉課長	西岡 きわ子
町民課長	重松 修平
保険課長	小池 良治
健康課長	和田 欣也
まちづくり 課長	松岡 謙三
産業課長	横山 眞史
上下水道課長	黒田 泰弘
会計課長	山田 運
学校教育課長	米澤 浩樹
社会教育課長	仲島 昌二

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	栗田 真吾
議会事務局 書記	楠田 匡志

平成29年松前町議会第4回定例会

議事日程表 No.2

	平成29年12月12日(火)	午前9時30分	開議
日程第1	会議録署名議員の指名		
日程第2	一般質問(提出順位)		

午前9時30分 開議

○議長（八束 正） ただいまから本日の会議を開きます。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（八束 正） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名をします。

1 番住田英次議員、2 番田中周作議員、以上両議員を指名します。

~~~~~

日程第2 一般質問

○議長（八束 正） 日程第2、一般質問を行います。

質問者の順位は通告書の提出順位により行います。

一般質問は、通告書で示された件名ごとに、質問とそれに対する答弁をお願いします。

8 番藤岡緑議員。

○8 番（藤岡 緑議員） ただいま議長から発言の許しをいただきました8 番藤岡緑でございます。質問形式が件名ごとになっておりますので、通告書の中の件名ごとにお聞きしていきます。更に中身が分かれている場合は、それについて順番に回答いただき、また再度質問する場合は、全て一問一答の形式でお願いしております。

まず最初に、台風18号の風水害について、その対応について、いろいろな視点として、5項目でお尋ねします。

9月17日、早朝より降り続いていた雨が、時折強風を伴い少しずつ激しさを増してきました。午後以降、県内の全市町に大雨暴風洪水警報が出され、午後2時以降、重信川の水位が2メートルを超え、16時過ぎには氾濫注意の3メートルを超えました。また、17時には、長尾谷川の警戒水位1.2メートルも超過していきました。この段階で、高齢者など避難に時間のかかる人々への自主避難の呼び掛けが始まったようですが、まず1項目めとして、台風の接近に伴う住民への呼び掛けという視点から、この時点でもう日没も近く、辺りは暗く、このタイミングはどうだったのでしょうか。

また、18時35分に大間、上高柳、恵久美地区の高齢者等避難開始発令が出されています。その後19時30分頃、国土交通省四国地方整備局からのエリアメール受信で、重信川氾濫危険水位が5.1メートルに達し、堤防が壊れ、浸水のおそれがあると判明し、同地域に避難勧告発令が出されています。今回は人命にかかわる損害はなく、物的被害のみで終わったのですけれど、やはりどの時点でも判断が、私にとっては非常に遅く、風が激しく、冠水した道路上を避難された人々が多かったということも事実ではないでしょうか。今後の避難誘導勧告や自主避難のタイミングを考えるよい機会と捉えて、是非しっかりと検証

していただき、行動や発令マニュアルについてももしっかり見直していただきたいと思いますが、町の考えを伺います。

2項目めとして、台風18号の風水害の呼び掛けのツールとなる防災行政無線の効果についてお尋ねします。

住んでいる場所や地域によって差はあると思うのですが、この前の台風のような雨風の激しい状態で、窓や雨戸を閉め切った状態の中、実際にどれだけ正確にその放送の内容が聞き取れたのかというと、非常に難しかったようです。無線による呼び掛けが小さく、全体の中で寸断されたように聞こえたという方も多く、そういった効果について疑問を持っておられる方も多いようです。無線の精度を上げる努力も必要ですが、Lアラートの活用や緊急速報の受信機の普及など、選択肢の幅を広げて、多くの人に正確な情報を共有してもらえるような対策を考えていく姿勢など、今後の課題は多いと思います。町の考えをお聞きします。

3項目めとして、避難所開設から見えてきた問題点についてお尋ねします。

自主避難者の受皿として、岡田小学校の避難所開設が決まり、私も自主防災会の会長の招集を受け、数時間とはいえ、ピーク時には200人を超える避難者対応に携わった防災士としてお尋ねいたします。

天井川である重信川のすぐ近くにある岡田校区の小・中学校を、一時的とはいえ開設場所として適当だったのかどうか。後日聞いた話によると、大間、恵久美、上高柳の避難勧告時にわざわざ重信川に近い岡田小学校、中学校に行くのはちゅうちょしたよという声も聞きました。現場の私たちとしては、校舎2階以上なら安全ではということで、先生方の許可の下、いろいろな教室を開放していただき、来場する避難者の誘導を行いました。ただ、高齢者、特に足の不自由な方々の移動は、エレベーターなどがない施設がゆえに、実際には1階で待機してもらうことにもなりました。さらに、毛布や水、パンなどの搬入後、配給はいたしましたが、役場からの移送時に道路冠水や破損などで来れないことも考えられます。それで、各学校や地区防災倉庫などに、今後、分散保管する考えは検討の余地があると思うのですが、町の考えを伺います。

また、各地区の自主防災会が、今回の台風についてどれほど機能し対応できたのか、更に行政側や消防団との連携についても、先月の意見交換会、これ、11月9日に行われたんですが、そこにおいてもいろいろな問題点が浮上しておりました。対岸の火事のように考えていた災害が、大雨洪水で重信川の氾濫の危機や長尾谷川の一部いつ水など、形として現実化したときに、今後、慌てず対応できるように、連携マニュアルの作成や見直し、防災訓練についても、その重要性を住民に認識してもらいたい機会になると考えます。そのため、行政側の各分野における事後の調査、検証後の速やかな働き掛けが必要になってくるのではないのでしょうか。これらについて、町の考えをお聞きします。

4項目めとして、地区防災計画をモデル地区指定で作成してみる試みについてお伺いいたします。

地区の自主防災会の機能や機動力アップ、また地区の防災士を巻き込んだ地区防災計画をできるところからモデル地区として作成していく活動を行政側と協働で実践化できないでしょうか。本来、地区の自主的な取組ではあるのですが、この計画には各種団体との連携がどうしても必要です。行政側の協力、ノウハウを注入していく高知県黒潮町などの取組なども参考にしてもらって、更なる住民を巻き込んだ防災計画をつくりながら、住民の防災意識の向上につないでいく方策を展開していただきたいのですが、町の考えはいかがでしょうか。

そして、風水害18号について、最後の5項目めとして、重信川流域の堤防内部の漏水についてお聞きいたします。

今回の降雨では、松山市と松前町の計14か所で浸水し、居住地側から湧き出る漏水が発生しました。これは今後、堤防破壊につながるおそれもありますので、早急な護岸の強化が必要ですが、河川管理者でもある国の対策や住民の安心・安全を守る町として速やかな改善要望も必要です。どのように行われたのでしょうか。

さらに、住民に対して、洪水浸水想定区域図などからより積極的な情報把握をして、町からも居住地についての防災について広報していただきたいと思いますが、町としての考えを伺います。

以上、5項目、まず台風18号、風水害の対応ということでお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（八束 正） 理事者の答弁を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 藤岡議員の御質問に答弁をいたします。

まず、台風18号の接近に伴う住民への呼び掛けについてお答えをいたします。

台風18号は9月17日に本町に最接近をいたしました。台風の接近に伴いまして、同日7時50分に大雨警報、12時20分に洪水警報が発令される中で、13時以降は豪雨が降り続き、長尾谷川と重信川の水位が上昇してまいりました。時間雨量30ミリ前後の雨が、結局は18時頃まで降り続き、住家への浸水や道路冠水の被害が発生いたしました。そういった中で、住民の中に自主避難をしたいという方が小学校へ避難してこられましたので、その情報を受けて、16時に町内3か所の小学校を自主避難所として開設をし、町内に周知するとともに、自主避難者を受け入れました。長尾谷川につきましては、満潮時刻が近づき、更に水位の上昇が見込まれ、いっ水のおそれがあることから、17時50分に新立、筒井、宗意原地区を対象に避難勧告を発令しました。本来、降雨や河川の水位の状況を見て、勧告に先立って避難準備・高齢者等避難開始を発令しなければならなかったところ、これまでの

経験上、過去の降雨量だと大丈夫だという考えがあったことや、今までに避難準備・高齢者等避難開始発令を出したことがなかったことから、避難準備・高齢者等避難開始発令のタイミングを失って、いきなりの避難勧告発令になったことは、大変申し訳なく思っています。また、重信川につきましては、水位の上昇とともに、国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所長からの重信川堤防のいっ水、又は破堤のおそれがあるというホットラインを受けて、18時35分に大間、上高柳、恵久美地区を対象に避難準備・高齢者等避難開始発令を出し、その後の水位上昇による国土交通省四国地方整備局からのエリアメールの情報をを受けて、19時33分、同地区に避難勧告を発令いたしました。

今回の避難勧告等の発令が、日没後であり危険ではなかったのかという御指摘ですけれども、日没後で危険であっても、洪水のおそれがあるときは避難勧告等の発令をしなければならぬというふうに思います。今回の場合、長尾谷川では、今述べたとおり、避難準備・高齢者等避難開始発令のタイミングを失ったため、避難勧告の発令が夜間で、道路も冠水し、避難には危険な状況である時期になってしまいましたが、洪水のおそれが迫っていたことから、避難勧告の発令はやむを得なかったものと思っています。今後は、道路の冠水などが生じる前に避難準備・高齢者等避難開始を発令し、少しでも避難時に危険が少なくなるような対応に努めたいと考えています。

次に、呼び掛けのツールとなる防災行政無線の効果についてお答えします。

今回の避難勧告等の情報発信の手段といたしましては、防災行政無線のほか、公用車による広報、ホームページへの掲載、フェイスブックでの発信やテレビ、ラジオ等のメディアを使って情報発信するLアラートなどの方法を使いました。暴風雨の中では、防災行政無線からの放送が聞き取れなかったとの声を多数お聞きしておりまして、大きな課題の一つと捉えています。

検討中の対応策といたしましては、現在かなりの方がお持ちの携帯電話に直接防災行政無線の情報が届くようなシステムの導入を検討しているところです。また、高齢者など携帯電話をお持ちでない方には、戸別受信機の購入に対する補助制度を併せて検討中であります。

その他の質問については、副町長から答弁をいたします。

○議長（八束 正） 升田副町長。

○副町長（升田年紀） それでは、次に避難所開設から見えてきた問題点についてお答えをいたします。

まず、重信川の近くの岡田小・中学校を避難所としたことが適当だったのかという点ですが、今回の岡田地区3地区への避難準備情報や避難勧告の発令は、重信川の水位がかなり上昇した時点で、国土交通省からの情報を受けて発令したもので、いっ水、又は破堤のおそれがある場所は、大間、上高柳付近とされていました。そこから水がいっ水したとき

に、浸水区域がどうなるかをその起点で想定し、大間、上高柳、恵久美地区に避難勧告を発令したものです。

松前町における避難勧告等の判断基準や伝達方法等を定めた松前町避難勧告等の判断基準・伝達マニュアルにおいては、重信川の決壊等による避難すべき区域と洪水被害が予想される地区の避難場所を定めており、岡田地区の避難先としては岡田小・中学校の3階以上、及び北伊予中学校を避難先としています。

高齢者等で足の不自由な方が2階に上がれなかったということもありましたが、重信川の堤防が決壊する事態では松前町のほとんど全域が水没することになるので、浸水が予想されている避難場所については、2階以上を選定しているものです。このため、他の避難者に協力してもらうなどして、2階以上へ避難していただくようにしていただきたいと思えます。

次に、毛布や食料品の分散保管についてですが、毛布やパン等の備蓄品は、現在は松前公園体育館にまとめて備蓄し、必要なときに必要数を避難所へ搬送することとしています。備蓄している量も少なく、備蓄食料品の入替え等の維持管理等も考慮し、まとめて備蓄しているものです。

しかしながら、今回、松前公園体育館から搬送しましたが、搬送に当たっては、人員や運搬車両の確保等、様々な課題が見つかりました。また、備蓄品は、今後計画的に増やしていき、最終的には長期保存パン1万2,000食分、飲料水500ミリリットルボトル1万2,000本、毛布1万2,000枚を確保することとしており、新たな備蓄先の確保が必要となっています。このため、避難所での分散保管についても視野に入れながら、施設管理者である学校側と協議を行いたいと考えています。

次に、各自主防災会がどれだけ機能したのかという御質問ですが、先日の自主防災会長との意見交換会の際に提出していただいたアンケートにおいて、各地区において様々な対応をしたことが確認できました。そして、各地区とも、今回初めての状況に遭遇したことで、様々な課題が見つかったとの御意見もありました。これを機会に、自主防災会に対し、地域の防災力の更なる向上や地区防災計画の作成などについて、働き掛けを強めたいと考えています。

次に、地区防災計画をモデル地区指定で作成してみる試みはについてお答えをいたします。

地区防災計画制度は、阪神・淡路大震災や東日本大震災において、地域のつながりの大切さや地域における自発的な自助、共助による防災活動の重要性が認識されることになったことから、防災対策基本法の改正により創設されたもので、地区居住者等が共同して、素案を添えて地区防災計画を定めることを市町村防災会議に提案することにより、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めることができるようにする制度です。地区防災計画

は、住民等が居住する地区の災害リスクを自ら把握し、その対処法を検討した上で、それを実施する方策などを盛り込み、自ら作成した素案がベースになることから、地域の特性に応じた計画となります。そのため、地区防災計画の策定は、地域の防災力向上のためには大変有意義であると思っています。町としましても、地区防災計画について今後研究を重ねていくとともに、松山市など、地区防災計画策定の取組事例等参考にしながら、まずはモデルとなって先陣を切って取り組む地区がないか、働き掛けていきたいと思っています。

続いて、河川管理者である国の対策や住民の安全・安心を守る町としての早急の要望がどうなっているのかについてお答えします。

本年9月の台風18号洪水では、重信川出合基準観測所で氾濫危険水位を大幅に超過し、戦後最高水位5.65メートルを記録しました。今回の洪水により、重信川の河川堤防では、至るところで堤防漏水や局所的に護岸崩壊などの被害が発生しており、水位の高い状態がもう少し続けば、破堤することも想定されたところです。このことから、国土交通省松山河川国道事務所では、本復旧に向けて、被災箇所における発生要因の把握を行い、堤防強化の対策工事を実施する予定としています。

また、重信川、石手川の流域5市町で組織する重信川・石手川治水同盟会では、戦後最高水位を記録した今回の洪水を踏まえた点検を行い、局所的な深掘れ、堤防侵食及び堤防漏水等が起こって弱体化している箇所について、早急に対策を講ずるよう要望しているところ です。

また、重信川の洪水浸水想定区域図については、平成21年に、重信川流域の24時間想定最大雨量254ミリメートルの想定で作成した防災マップを各戸にお配りしているところですが、鬼怒川の氾濫等、近年のゲリラ豪雨の被害発生を受け、平成28年5月に24時間想定最大雨量626ミリメートルの想定で新たな洪水浸水被害想定が公表されたことから、現在、重信川洪水浸水想定区域図の作成を進めています。今年度中には完成予定でありますので、完成後、速やかに各戸配布し、周知を図ることとしています。

なお、台風18号による重信川の状況について、河川国道事務所からの説明会を予定しています。12月22日16時から役場3階大会議室で開催しますので、多くの町民の皆様に来ていただき、いざというときの自助、共助の取組の参考にさせていただきたいと思っています。

○議長（八束 正） 藤岡緑議員。

○8番（藤岡 緑議員） 各項目について、いろいろな回答をいただきました。これからということもたくさん含まれていると思うんですけども、ちょっと気になりましたところなんですけど、確かに自主避難と、それから高齢者、こういった避難に時間を要するような方々に対する避難誘導のタイミングは、確かにちょっと遅かったということはお認めになっておられるようなんですけど、これも本当にこういったことが初めての経験だった

と、想定外だったということも言えないこともないかもしれませんが、昨今のこういうゲリラ的な豪雨とか、あるいは台風においても、大体松前町は避けられて通っているのかなという感覚でいてたんですけれども、今回は正に通って行って、ただ、いてる時間が、ちょっと早く過ぎたことで、満潮時と重なってましたのであれがもう少し長かったら大変なことになっていたという、すごく危険というか、そういうものは避難所におりましたときも、いつかそうならないようにと祈るばかりではあったんですけれども、その中で、やはりいろんなところを更に研究していただいて、タイミングということについて、これからもう少し詳しい時系列の計画とか、そういったものを、多分想定外ということとは言えないと思うので、いろいろな面から研究していただいて、いいタイミングがどうかと。そして、私は逆に空手形でもいいのではないかと。住民から、何だ大したことなかったのに、こんな早くから言ってくれてっていうように言われてもいいと思うんです。逆に遅過ぎたというよりは、空手形でもいいからそういった方々に対する誘導とか勧告、そういったものは早目早目がいいのではないかなというふうに私は考えます。そのあたりも含めて、行政側の方も、今後、研究を続けていただきたいと思います。

それから、今、Lアラートのこととか、それからいろんな呼び掛けのツールについて、実際にいろんなものが、制度的なものもありましたし、問題もありますし、選択肢の幅を広げるということで、携帯への直接の呼び掛けができるものを、システムを計画中だとか、あるいは高齢者等、そういう携帯をお持ちでない方に対しては戸別受信機の取得ということについても前向きに検討しているという御回答をいただいたんですけれども、その際、高齢者の方っていうのは、先日、私もテレビで見えておりましたら、高い音に対する聴力が非常に弱っているという状況なので、例えば体温計なんかも、以前の音だと全然入って音が鳴っても気がつかないということで、今すごく改良されて、それでも高齢者に音が聞こえやすいようなものに、お知らせ音なんかは、周波数なんかも研究されているようなので、そのあたりのソフト、ハード面、双方から情報共有のための対策が急がれているのではないかなと思うんですが、そのあたり、機器を選択したり、あるいはそういったことを進めていかれる上に、そういったことも配慮の中に置いていただきたいということがあるんですが、そのあたりについては、研究等々について、今どの段階なのか、ちょっと更に御返答いただけたらと思います。

○議長（八束 正） 岡本町長。

○町長（岡本 靖） まだ、そこまで細かいところまでは考えが至っておりませんので、今のお話を受けて、そういうことを配慮しながら検討を進めたいと思います。

○議長（八束 正） 藤岡緑議員。

○8番（藤岡 緑議員） 是非、よりよいものを進めていただけるようお願いしたいと思います。

それから、備蓄のことについて、分散管理のことについて、ちょっと私、提案させていただいたんですけども、最終的には1万2,000リットルとか1万2,000枚とか、非常に大きな数字のものを備蓄していこうということなんでしょうけれども、やはりそれだけの量になりますと、それを一挙に災害時のときに運び出すというのも大変でしょうから、やはりこれは今後、絶対分散管理ということが出てくると思いますし、今回のことでも、結局届かなかったところも何箇所かありましたし、それから当然指定でないところは分かりませんから、届かないのも当たり前ではあるんですけど、幸い私たちのところには何とか届きましたけれども、届かなかったという声も聞いております。だから、途中の道路状況とか、それから人員とか、それから車とか、そういったいろんな面で、やはり大きなものが来れば、大変な状況になるだろうということが想定されますので、そのあたり、数が多くなればなるほど、分散管理についても前向きに考えていただいて、そしてまた当然管理上の問題がございますので、管理側の方とよく相談していただいて、どこが適当でどういった形の管理がいいのかということも、今後、課題となるとは思いますが、そのあたりも前向きに検討していただけたらと思います。

それから、地区防災計画については、今後、研究を重ねて、先進的なモデル地区もつくって考えていくということで、既に松山市とかいろいろなところでやっておられますので、私もいろんなセミナーとか、いろいろなところで聞いておりますので、是非住民意識が高いうちに、そういう話を前へ前へと進めていただいて、そういうところが一つでもでき上がっていくと、やはり周りに対しても、ああ、こういうふうにしていったらいいのだなということにつながっていくと思うんです。ですから、それを早く進めていただけたらなというふうに考えます。

それから、防災マップの件で、今検討しているということなんですが、最初に出されて、確かに各戸配布されたものは、やはりちょっと情報的には少し前のものだという感じで、今聞きますところによりますと、ゲリラ豪雨とかそういったものを踏んだもののマップということで、今年度中には完成するということなんですが、ということは3月までには配布ということよろしいでしょうか。

○議長（八束 正） 山本総務課長。

○総務課長（山本有三） 今現在、計画、検討しておる段階でございます。3月までにはお配りができようかというふうには考えております。

○議長（八束 正） 藤岡緑議員。

○8番（藤岡 緑議員） そうですね。ですから、次の5月、6月のまた降水量の多い時期には是非間に合わせていただきたいなということで、タイミング的にはもうそのあたりが目いっぱいかなということで、急いでいただけたらと思っております。

5項目について、それぞれについて、まだまだいろんな課題が今回見えてきたと思うの

ですが、11月9日の日に地区の自主防災会の代表の方がお集まりになって、アンケートとか、それから生の声もたくさん聞かせて、私もちょうど防災士としてそこに臨席させていただいておりましたので、いろいろな声を私なりにまとめているんですけども、やはりその声を十分に生かしていただいて、そして次へとステップへ進めていただけたらと思いますので、是非そのあたりもよろしく願いいたします。

それでは、この項目に関しましては、質問を終了したいと思います。

それでは、次の国民健康保険の制度改革について、2つの観点から質問したいと思います。

まず、1項目めとして、国民健康保険の広域化についてお伺いしたいと思います。

国は平成27年5月29日に、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律を施行しました。これにより、平成30年度から都道府県と市町村が共同で国民健康保険の運営を担い、国民健康保険の広域化を図ることになります。広域化の概要、すなわち県や市町村が仕事をシェアするという感覚で言えば、それぞれの役割分担があると思いますので、それをお尋ねしたいと思います。

更に、制度改革によって加入者である住民サービスなどの影響について、どのようになるのでしょうか。

以上、県の役割はどのようになっているのでしょうか、市町村の役割はどのようになっているのでしょうか。3、国民健康保険の加入者である住民の影響はどのようになるのでしょうかという3点について、1つ目の視点として御質問させていただきます。

そして、2つ目の視点ということで、国保の広域化による国保税についてお聞きしたいと思います。

国民健康保険を広域化することで、実際に国保税の金額がどのようになるか、そこが気になるころではあります。11月21日だったと思うんですが、そのときの愛媛新聞では、来年4月からの広域化により、平成30年度の県平均の国保税必要額は9万1,005円で、平成28年度実績と比較すると2,472円の減となる仮算定を示し、市町別では減額と増額が10市町ずつであるとの記事が載っておりました。ただし、市町別の国保税が記載されていなかったようなんですが、当町における国保税の見通しはどうなっているのかお聞かせください。この大きな視点2つについて、御質問させていただきます。

○議長（八束 正） 理事者の答弁を求めます。

大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） それでは、藤岡議員の国民健康保険制度改革の質問のうち、まず国民健康保険の広域化についてお答えさせていただきます。

初めに、国民健康保険の加入者である住民への影響については、広域化されてもサービスの内容に変更はありませんので、加入者への影響はなく、混乱も生じないと考えており

ます。なお、高額療養費制度については、広域化により有利になる場合があります。

次に、県の役割については、財政運営の責任主体となって運営の中心的な役割を担います。具体的には、県内の統一的な国保の運営方針を策定すること、市町ごとの国保事業費納付金の額を決定すること、市町が国保税率を決める際に参考にするための標準保険税率等を算定、公表すること、保険給付に要した費用を市町に支払うことなどです。

次に、市町の役割は、地域住民と身近な関係にあることから、被保険者証の発行や保険給付、保険税の賦課、徴収、国保事業費納付金を県へ納付、データヘルス事業等の保健事業を担うこととなります。以上のような広域化の概要について、今後、広報紙等により広く住民の皆様へ周知してまいります。

続きまして、国民健康保険広域化による国保税についてお答えいたします。

11月21日に、愛媛新聞で平成30年度の県平均の1人当たり国保税必要額が9万1,005円であるとの報道がありましたが、松前町は9万3,651円で、県より2,646円高くなっています。この額は、県全体の平成28年度保険給付実績に平成24年度から平成26年度までの伸び率を考慮し、県全体の平成30年度の医療費等を推計したものを各市町の医療費水準、所得水準を加味しながら、各市町の加入者数により按分した額を市町の加入者数で除して試算したものです。また、制度改正の影響により、国保税が急激に増加することを回避するため、激変緩和措置も講じられた額となっています。町が推計している平成30年度の国保税収入額は、先の松前町の1人当たりの国保税必要額9万3,651円に加入者数を掛けた額を上回るため、今のところ、平成30年度の国保税の引上げは必要ないと考えております。

以上でございます。

○議長（八束 正） 藤岡緑議員。

○8番（藤岡 緑議員） 今、来年からも早速ですけれども、金額の確定がまだはっきりとしてませんので、詳しいことはなかなか難しいのかなという気はいたしますが、最初の質問の1番目のところに高額医療者が有利になる場合があるというようなことを少しおっしゃったんですが、もう少し詳しく、ここのあたりは説明できますでしょうか。

○議長（八束 正） 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） 高額医療費につきましては、ある一定の金額を超えた場合に高額医療の療養費が支払われます。ただ、それが年に4回以上続いた場合は、本人の費用負担を下げるというところで、4回以上になれば更に所得に応じて減額をされます。ただ、それは今まで松前町で運営を行っていた場合は、松前町で4回、もし途中で松山市なりに転居してしまうとそこで一旦リセットをされてしまいます。ただ、これを愛媛県で広域化するということになれば、愛媛県内の移動であれば、それが引き続き高額の高額回数該当というところで引き下げられることとなります。ただ、その額については本人の所得に応じて変わりますので、具体的にどれだけ有利になるというのは今お示しすることはでき

ませんけれども、広域化に伴って、多数回該当になる方が現れるということです。

○議長（八束 正） 藤岡緑議員。

○8番（藤岡 緑議員） ごくわずかな方かも分からないですけれども、そういった方々にとってはメリットがあるのかという制度ではないかと思うのですが、そのことと、それから直接的に、住民一人一人が今まで国保に加入してたところで、金額については確定的なことは言えませんが、サービス面とか、例えば保険証が変わるとか、あるいは窓口が違うところに行かなきゃいけないとか、そういった面での、全然今までとは変わらないままでという感覚でよろしいでしょうか。

○議長（八束 正） 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） 基本的には被保険者が手続する窓口については変わりはありません。国民健康保険の被保険者証については、広域化に伴い、保険証に従来松前町の名前だけだったんですけども、そこに愛媛県が加わることになります。ただ、これにつきましては、例年8月に一斉更新をしておりますけれども、その際に切り替えます。今使っている保険証につきましては、その切り替えまで使えることになります。ただし、30年4月以降、新たに資格を取得した人につきましては、新しい保険証を発行いたします。その部分につきましては変わるぐらいで、手続については従来どおり、各市町の方で行うようになります。

○議長（八束 正） 藤岡緑議員。

○8番（藤岡 緑議員） 住民の方々が、そういうことによって戸惑いがないように、スムーズな移転、移行ができればと思っております。

これについて、例えば数字を出す場合にはこういうふうになっている、応能割とか、いろいろ見ていると、何かかなり複雑な感じには見えるんですけども、こうなった背景というのは、私はやっぱり大きな目的は財政基盤の安定化ではないかなと思うんですけども、住民の方々にとって、非常にそれがなぜそういうふうにならなくなったかという点について、分かりやすい、広報紙で周知するということが、これ用の、例えばパンフレットとか、そういったものも、例えば窓口とか、そういったところに周知して、更に細かく説明とか、そういったものをできるような体制になっているのかどうか、その点についてはどうでしょうか。

○議長（八束 正） 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） 現在のところ、この制度について、新たなパンフレットをつくる予定はしていませんけども、議員さん言われたように、国保税の算定の仕方が変わるとか、そういった部分について、新たにパンフレットを購入するのではなくって、窓口等で丁寧に説明ができるように、職員の方も研修をして、どういう説明をしたら住民が分かっていただけなのか、そういったことは考えていきたいと思っております。それで、町の方

で窓口でお渡しできるようにすれば、もしできればそういったものとして対応はしていきたいと考えております。

○議長（八束 正） 藤岡緑議員。

○8番（藤岡 緑議員） 是非、窓口対応の方も丁寧なものをお願いしたいと思います。

それから、私、別の資料を見ておりましたら、よく国がやるんですけれども、先ほど部長の話では、多分国保税の値上がりはないだろうということではあったんですけれども、例えば計算によってそれが非常に変わったりとか、下がる場合はいいんですけれども、上がる場合です。そういったこととか、制度を変えたときに、よく上がったときのそれを緩和させるようなものということで、制度改革による極端な金額の上昇に対する軽減策もあるんだというようなことをちょっと私、読んだんですが、この救済策っていうか、軽減策ということについて、少し説明ができるようでしたらお願いしたいんですが。

○議長（八束 正） 大政福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） 激変緩和としては、国の方からこの広域化に伴って5年間の間で激変緩和を行うというふうになっております。ただ、その激変緩和に伴う30年度の財源は国の方が確保したというふうになってますけども、31年度以降の財源については、今のところ我々としてもつかんでない状況であります。ただ、5年間の間でやるということなので、この間、どれだけの財源が必要で、松前町にどれぐらいの恩恵があるかというのは詳しくは分かっておりません。ただ、愛媛県の考え方としましては、先ほどの11月の新聞報道であった額で、28年度の実績に対して30年度、県が推計した保険料2%以上上がる市町に対しては激変緩和を行うというところで、松前町は2%以上上がるというふうなことがありますので、30年度に関しましては、松前町は激変緩和の対象になるということになっております。ただ、その財源を入れていただいた上で、30年度に必要な額を今現在で推計しますと、保険税は今のところ上げる必要はないのかなというふうに推計はしております。

○議長（八束 正） 藤岡緑議員。

○8番（藤岡 緑議員） よく分かりました。そのあたりのことですが、かなり複雑ないろんな制度がありますので、そのあたりもよく窓口で説明をしていただいて、混乱のないように、スムーズな移行を希望いたします。

それでは、今度は3番目の土地利用についてお伺いをいたしたいと思います。

国交省より、所有者不明の土地の利用権を設定することができる新制度導入の方針に向けて、町としてはどういうことを担っていくのかという視点で質問をさせていただきます。

国土交通省が、所有者不明のまま長期にわたり空き地となっている土地に関して、5年程度の利用権を設定して、公益性のある事業目的に使えるような新制度を導入する方針を

明らかにしました。この制度は、直売所やイベント広場、公園、駐車場といった公的目的に限って土地利用を設定して、土地の有効利用ができるようにしています。松前町では、このような所有者不明もしくは一部の所有者しか分かっていないような土地が、所有権の壁により有効利用できない所はないのでしょうか。所有者不明のため荒れ地になって、近隣住民にとっても問題になっているような土地が有効利用できるように、町が動くことのできる方策はないのでしょうか。今後、町として、調査、検討の余地があるのではないのでしょうか。町の考えをお伺いいたします。

○議長（八束 正） 理事者の答弁を求めます。

松岡まちづくり課長。

○まちづくり課長（松岡謙三） それでは、所有者不明の空き地についてお答えいたします。

このことについて、平成28年3月に、所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドラインが策定、公表され、既存制度の解説や既存制度での解決方法、また全国自治体での解決事例などが示されているところです。一部マスコミによりますと、国土交通省から所在者不明の理由により利用されないまま放置されている土地について、公益性のある事業で有効利用を可能にすることを目的として、新たな制度を創設するという方針が示されたとのこと。来年の通常国会には、所有者不明土地に関する特別措置法案が提出される方針とされており、具体的な手法についても示されると思われることから、今後の動きに注視していくこととしています。

なお、松前町においては、これまで所在者不明により事業を断念したという事例はありませんが、今後、そういう事態が生じた場合には参考にしたいと考えております。

以上です。

○議長（八束 正） 藤岡緑議員。

○8番（藤岡 緑議員） これもあくまでもまだ法案として来年度に確定していくものだと思いますので、今からこのようなものが出たときに、それに対処できるような方策なり、そういう研究を進めていただきたいということで、私の方も少しその辺で、このあたりのことはどう考えているかということでお尋ねしたというわけで、これをもってこうせえあせえという気持ちはないのですが、今後のことについて、これができたことによって、町にとって有利な土地利用とか、そういったことが有効利用ができるようなことに発展していけばなということからお尋ねしたものでございますので、以上前向きに検討していただければ、私としては結構でございます。

それでは、高齢者の生活支援ということで、これが最後の質問になりますけれども、高齢者の生活支援の一環として、特にごみ出し支援の担い手という視点からお聞きしたいと思います。

高齢化や核家族化が進む地域社会において、自分で最寄りのごみ集積所に行くことができない人が少しずつ増えています。このような人たちをどのように支援していったらいいのか、各自治体でいろいろな取組が始まっています。例えば、ある近所の方々の手助け、例えば中学生が、通学途中にその家の前を通るのでついでに持って行ってあげるなど、町内会などで事前登録して有料ボランティアとして行う例もあります。また、介護保険制度を利用してホームヘルパーさんに来てもらう人もいますが、早朝に来てもらうことが難しいことなどから、職員が独自支援をするというような自治体も増えているようです。ただ、自治体職員の負担が増えたり、あるいは登録ボランティアなどが増えて、補助事業として予算が膨らむという原因にもなったりしているようです。松前町としては、今現在どんな対応をしていて、今後増えていくだろう一人暮らしの高齢者等のごみ出し困難者に対してどのような対策を考えていくのでしょうか。具体的方策など、考えをお聞かせください。

以上です。

○議長（八束 正） 理事者の答弁を求めます。

和田健康課長。

○健康課長（和田欣也） それでは、高齢者のごみ出し支援、担い手についてお答えします。

全国的に少子・高齢化がますます進む中、団塊の世代が75歳となる8年後の2025年をめどに、国の方針では、医療、介護、予防、住まい、生活支援を包括的に確保させる体制として、地域包括ケアシステムの構築を目指しています。このシステムの構築に当たっては、自助、共助、互助、公助を体系化、組織化することが必要となります。そのため、介護保険法の改正により、介護保険制度の地域支援事業が見直され、介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる総合事業と包括的支援事業及び任意事業の3区分となりました。このうち総合事業は、要支援の方や虚弱な高齢者に対する介護予防や多様な生活支援ニーズに対応するため、ヘルパー派遣やデイサービスに加え、安否確認の声掛けやちょっとした買い物などの住民主体の多様なサービスを提供する事業です。

また、包括的支援事業に生活支援体制整備事業が創設されました。これは、生活支援が必要な独居高齢者が増加し、支援の必要性が求められていることから、これらの高齢者をボランティア、NPO、民間企業等の多様な主体が生活を支えていく仕組みを構築するものです。松前町においては、平成28年度からこの生活支援体制整備事業に取り組んでおり、各校区に支援の担い手となるボランティア活動実践者や民生委員等によって協議体を設置し、地域の困り事などの地域情報を共有した上で、困り事に地域がどう取り組むかを検討しているところであります。議員御指摘のごみ出しの問題についても、困り事の一つとして上がっています。

松前町としては、社会福祉協議会とともに、この各校区協議体と連携し、隣近所や自治会、老人クラブ、NPO、PTAなどの地域資源を活用することにより、ごみ出しに限らず、生活の実態に合った包括的な支援を行い、高齢者の生活を支えていく仕組みづくりに取り組むこととしています。

○議長（八束 正） 藤岡緑議員。

○8番（藤岡 緑議員） いろんな組織ができて、松前町の場合も実践的にボランティアの実践者とか、地域の困り事対応ということで、いろいろなきめ細かい社協との協力による活動を行っているということをお聞きしたんですが、私がちょっと懸念しますことは、そういった活動をしているということと、当のお年寄り、高齢者の方々がそういうものがあるということ、言ったらマッチングがうまくスムーズに行ってるのかどうか。結局、なかなかそういったことを、一人で困ってたりとか、あるいはつながっていかないことに対して、どこまで松前町としてそういったところをきめ細かくつなげていってるのかなという実態が、私にはちょっと見えにくいんですけども、そのあたりは今どういう状況になっているのか、よければお答えいただきたいですが。

○議長（八束 正） 和田健康課長。

○健康課長（和田欣也） 先ほどの生活支援体制整備事業につきましては、28年度から各校区でその組織ができて、今現在まだ地域の情報の共有、それから地域資源の見直しとかを行っているところでありますので、近い将来的にアピールをしていっていただくというような形にはなってきますので、まだ浸透まではいっておりません。

○議長（八束 正） 藤岡緑議員。

○8番（藤岡 緑議員） 一応、一つの形はできてきたという段階であるんだと思うんですけども、そこから先なんですよ、大事なことは。だから、そこをつなげていく、あるいはそのお一人お一人によって状況が違ふと思いますので、そういうきめ細かな報告とか、そういった内容について、以前からあります、例えば民生委員さんとか見守りさんとか、そういった方々との連携についてはどのような、この校區別の今言われた困り事対応の方々とのつながり、そういったものについてはどうなっているんでしょうか。

○議長（八束 正） 和田健康課長。

○健康課長（和田欣也） この団体の中に、区長さんとか民生委員のOBの方とかいろいろ入っておりますので、そういったことから波及していくというふうな形になってくると思います。

○議長（八束 正） 藤岡緑議員。

○8番（藤岡 緑議員） その中にそういう方々が含まれているから、情報共有ができるということの理解でよろしいわけでしょうか。

○議長（八束 正） 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） 地域の協議会には、民生委員であつたり民生委員のOBが入っておりますので、ある部分については共有できると思いますけども、見守り推進員が必ず入っているわけではありませんので、見守り推進員さんの方が独居高齢者の方からの情報があれば、その後、見守り推進員の中で、今度連絡会とかありますので、その情報をまた各民生委員の方に渡していくというようなことも必要になろうかとは思いますが。

ただ、独居高齢者についてはそういう体制はできるとは思いますけども、高齢者世帯のみであつたりとか、そういったことはまだ今後の課題に残るのかなというふうには思っております。

○議長（八束 正） 藤岡緑議員。

○8番（藤岡 緑議員） 今後、情報共有と、それからそれを連携していく、その体制づくりがますます、また人数も増えていくと思いますし、埋もれていく方も多いと思いますので、そして結構喫緊な課題ではないかと思っておりますので、そのあたり、急ぎ、いろいろな課を通して、福祉も含めてですけれども、連携してつないでいていただかないと、本当にどんどん、統計的に見ても数字も増えていきますし、悲しいいろいろな事件とか事象が起こらない前に、そういうことに対する対策を急いでいただきたいと思っております。

それでは、以上、私の4つの課題について御回答していただきましたので、これにて私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（八束 正） 藤岡議員の一般質問を終わります。

1番住田英次議員。

○1番（住田英次議員） 1番住田英次、議長の許可をいただきましたので、一般質問させていただきます。質問形式は全て一問一答の形式で行いますので、よろしく願いいたします。

それでは、通告書に従いまして、3件の質問のうち、最初の1件目の質問をいたします。

1件目は、本年9月の台風18号の教訓を生かして、町民の生命と財産を守っていくために、7つの項目についての質問の予定でしたが、先の藤岡議員と①、②あたりにつきましては同様の質問と考えます。また、十分に煮詰まっていないところもあるようなので、今後の対策を見て、改めて質問させていただきたいと思っております。

それでは、通告書にあります③から質問させていただきます。

今回の台風18号のときもそうでしたが、短時間に多くの土のうのが欲しいという町民からの要請があり、十分な対応ができていなかったと聞きました。人員にも限界があることは想像できます。そこで今後は、あらかじめ必要としている地域や住宅を把握しておき、迅速に対応する体制づくりはできないでしょうか。また、公民館や消防団詰所、公園などの一角に常時ストックしておいて、台風などのシーズン前には自主防災組織や消防団が土

のうの状態をチェックしておき、必要な住民には取りにも来ていただくなどの協力をお願いしてはどうでしょうか。

次に、通告書の④としまして、大きな地震時に発生した津波からの避難所と、今回の台風18号のような川の増水からの避難所の違いがはっきりと分からないという町民からの声がありました。どちらの場合も同じなのか、あるいは災害によって避難場所は違うのか、改めてお聞きいたします。

また、今回の台風により、あふれた雨水により冠水して通行できなくなった道路がありました。今後このような大雨のときは避難経路として使用しないように、ハザードマップの改訂時などには明記して、町民にあらかじめ知らせてはどうでしょうか。

続きまして、⑤といたしまして、近年、集中豪雨や台風による浸水被害が全国的にも頻発しており、雨水対策は町民の大きな関心事となっております。町内の他の地区でも同様の事例はあると聞いておりますが、北黒田地区にある土川周辺は、長時間の大雨時には増水により道路の冠水や家の庭先への浸水が常態化しています。今後ますます増えていく大雨による想定外の川の増水に対応していくため、財源は限られていると思いますが、行政として将来に向けて具体的にどのような改善策を考えておられるか、お聞きします。

続きまして、⑥といたしまして、松前ひまわり保育所を指定避難所にできないかという質問です。

また、伊予高等学校は県の施設ではありますが、指定避難所になっています。今回の台風18号においても、避難のために伊予高校の前まで行ったが中へ入れなかったという住民がいたと聞きました。いざ避難所として利用したい時に、どこへ誰が利用の依頼をするのですか。また、周辺地区の区長や住民はその連絡先、あるいは手段を知っているのでしょうか、お聞きいたします。

最後に、⑦といたしまして、重信川の河川敷で年に1回実施しています水防訓練の内容も、今回の台風の経験を踏まえ、より現実に即した訓練内容に見直してみてもどうかという質問です。せっかく各地区の自主防災会が参加しているのですから、各校区ごとに今の現状の把握や、避難場所、避難経路の再確認などの近況状況を踏まえた説明などをしてはどうかと考えますが。

以上、5つの項目について、よろしくお願いたします。

○議長（八束 正） 理事者の答弁を求めます。

久津那総務部長。

○総務部長（久津那良幸） 住田議員の質問に対しまして、雨水対策につきまして、私の方からは要旨説明の③と④についてお答えします。

まず、③の土のうの対応についてお答えします。

初期の浸水対策としては、土のうの配備が重要であり、早目に配備することにより浸水

被害を軽減することができます。町としましては、消防署、消防団とともに住民からの要請により土のうを配備していますが、要請が集中するとどうしても搬送できない事態も発生します。今回の台風18号でも要請に応じることができない事態になりました。そのため、今後は土木業者に土のうの作成や搬送を委託することを検討しています。

土のうの配備については、できるだけ御自分で取りに来ていただくよう周知しているところですが、高齢者等取りに来るのが困難な方については、搬送はやむを得ないと考えています。搬送を希望する場合は、早目に町や消防署に要請していただくことを併せて周知していきたいと考えています。

議員の御提案のあらかじめ必要箇所、必要な家屋を把握しておき、事前に配備することや、公民館や消防詰所、公園等に常時ストックしておき、取りに来てもらう方法をとれないかという点につきましては、検討の上、実施できるところは取り組みたいと思います。

次に、④の津波と大雨のときの避難場所についてお答えします。

津波と大雨のときの避難場所の違いについての御質問ですが、松前町における災害ごとの避難すべき区域と避難場所は、松前町避難勧告等の判断基準・伝達マニュアルで定めています。重信川の洪水による場合は、浸水深50センチメートル以上の区域を避難すべき区域とし、避難場所としては、避難所の浸水状況も加味し、岡田小・中学校は3階以上、松前小・中学校も3階以上、松前公園体育館の2階、その他の避難所である北伊予小・中学校、伊予高校、ホッケー公園体育館は階数の制限はなしとしております。津波による場合は、避難すべき区域は、松前町総合防災マップによる被害想定区域の範囲内とし、それぞれの区域の避難場所を定めています。避難場所としましては、松前小・中学校については3階以上としているとともに、緊急指定避難場所のうち、エミフルMASAKIの立体駐車場の3階以上としておりますが、その他の避難場所については階数の制限はありません。町としましては、この基準を基に、その時々被害状況を想定し、避難勧告等の発令を行うとともに、開設する避難所を定めることとしています。

なお、地震災害については、安全を確認できた避難所は全て開設することになります。

この松前町避難勧告等の判断基準・伝達マニュアルは、職員が避難勧告等発令の際に客観的に判断するために定めたものであるため、町民の皆様へ公表していませんでしたが、避難の判断材料にもなることから、今後はホームページで公表するとともに、各地区の自主防災会長にも情報提供したいと思います。

また、今回冠水した道路を避難経路として使用しないよう、ハザードマップ等に明記することについては、道路冠水は状況により発生箇所が変わる場合もありますので、難しいと思いますが、避難勧告等の発令の際には、どこが冠水しているのか、お示しできるようにしたいと思います。

ただ、平常時の備えとしては、避難する際の避難経路を複数想定し、状況に応じたより

安全な避難経路を、個人としても、また地域としても把握しておいてもらいたいと思います。

以上でございます。

○議長（八束 正） 徳居産業建設部長。

○産業建設部長（徳居芳之） 私の方からは、⑤土川周辺の浸水対策についてお答えいたします。

本年9月の台風18号では、町内でも5時間連続で20ミリ以上の強い雨を観測し、ほとんどの排水路が流下能力不足となり、広範囲に氾濫、浸水したところです。特に浸水被害の大きかった筒井、北黒田地区の雨水排水は、小規模な排水路を経て長尾谷川の河口部へ流入し、松前港へ排水されていますが、当該地区の地盤高は1メートル程度の場所も見られ、満潮時には自然排水が困難な低地となっています。このため、潮位が高く自然排水できないときには排水ポンプで内水排除をしています。義農及び筒井排水ポンプは、農作物のたん水被害を防止する目的で整備した施設であり、都市的な土地利用となっております筒井地区の内水排除を目的とした施設でないため、排水能力も不足しています。また、北黒田地区の土川及び早船川にも小規模の排水ポンプが設置されていますが、いずれも大幅に排水能力が不足しており、強い降雨が満潮時間帯に重なった場合には、浸水リスクが大きくなります。

このことから、抜本的な対策ではありませんが、浸水常襲地区の被害軽減を図るため、今年度は筒井地区を対象に、地形的な弱点や水路のネック箇所を的確に把握し、既存の排水路網やポンプ施設を有効活用する前提で、効果的かつ財政的に実施可能な浸水対策計画を策定する予定としております。将来的には、策定した計画に基づき施設の改修を行い、改修後の浸水軽減効果を検証するとともに、土川周辺の北黒田地区についても浸水対策計画を立案していきます。

以上です。

○議長（八束 正） 山本総務課長。

○総務課長（山本有三） それでは、私の方からは、松前ひまわり保育所を指定避難所にできないかとのお尋ねにつきましては、指定避難所の要件の一つとして、被災者等を滞在させるために必要かつ適正な規模にあることとあります。松前ひまわり保育所は、学校体育館のような広い空間はありませんし、近くに避難所に指定している伊予高校があることから、避難所として指定する考えはありません。

次に、伊予高校を避難所として利用する手順についてのお尋ねについてお答えします。

避難所の開設については、相当規模の地震の場合は、直ちに全ての避難所を開設するのに対し、風水害の場合には、災害対策本部が状況に応じ、避難対象地区と避難所を定め、開設することになります。この場合は、町から避難所の学校等へ連絡を入れるとともに、

職員を派遣し、避難所を開設し、避難者の受け入れを行うこととなります。今回の台風においては、松前校区につきましては、新立、筒井、宗意原地区を対象に避難勧告を発令し、対象地区の避難先として松前小・中学校及び松前公園体育館を指定し、開設したものです。伊予高校へ避難した方が中に入れなかったということですが、今回は伊予高校について避難所の開設をしていなかったものです。今回の状況で、伊予高校について避難所の開設をしなかったことが適当だったのかどうかについては、今後検証していきたいというふうに思います。

以上のことから、風水害による避難勧告等の発令に当たっては、避難対象地区と開設する避難所を併せて周知しますので、避難者においてはそういった情報を確認し、開設している避難所へ避難していただきたいというふうに思います。

次に、水防訓練を現実に即した訓練内容に見直したらどうかとの御提案ですが、年1回行っているのは、水防訓練のうち水防工法訓練で、町内の全自主防災組織と消防団の参加の下、出水時期を前にロープ結束訓練や土のうづくり、また積み土のう工法等を経験してもらう訓練を通じ、自主防災組織と消防団の連携を深めることを目的に実施しているものです。御提案の避難場所や避難経路等の確認は、各地域や個人における平常時の取組としては必要であります。町内全自主防災組織参加の下で一斉に行う水防訓練で実施するようなものではないことから、各地域が各地域の状況に応じた取組として実施することが適当と考えます。

以上でございます。

○議長（八束 正） 住田英次議員。

○1番（住田英次議員） 一通り回答いただきましてありがとうございます。

最初の③といたしました質問ですが、土のうの取扱いについては、この通告書を出した後に私もホームページで見つけたんですけど、大阪の高槻市がさっきも言うた土のうの配布とか、土のうステーションなんていう名称で設置を進めているようです。かなりちょっとした水というんですか、当たらないようにきちんと土のうが管理されとるような写真なんかもありましたんで、またよかったら参考に見ていただければと思います。

先ほどの伊予高校の避難所の開設なんですけど、緊急時、やはり皆さん一生懸命、どちらかという北黒田の人らは東向いて行くような感じになるんだと思うんですが、開設をしていないということも併せて防災無線等などで町民に知らせていただけると、またそれに合わせた町民の方の動きが変わってくるんだと思うんですが、やはり不安で前まで行って開いてないというのは、ちょっと町民の方も私は個人的にかわいそうやなとお話をお聞きして感じました。だから、開いてないということも同様にお知らせするような体制といえますか、形をとっていただければと思います。

では、続きまして、2件目の質問に移らせていただきます。

○議長（八束 正） ちょっと時間ありますので、トイレ休憩をしたいと思います。11時5分から再開をしたいと思います。

午前10時49分 休憩

午前11時5分 再開

○議長（八束 正） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

住田英次議員。

○1番（住田英次議員） すいません。それでは、引き続きまして2件目の質問をさせていただきます。

これは、質問というよりは多少提案に近い内容になると思いますが、近郊の松山市、あるいは砥部町では、既に原動機付自転車などに御当地ナンバープレートが使われております。当町でも、町のイメージアップ、またおしゃれなまちづくりの一つとして検討してみてもどうでしょうか。お尋ねします。

○議長（八束 正） 理事者の答弁を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） おしゃれなまちづくりについての質問にお答えいたします。

議員御提案の御当地ナンバープレートにつきましては、平成19年に松山市が全国で初めて本格的に導入して以来、各地で大きな反響を呼び、現在、県内では7市4町が導入しています。導入している市町では、これをシティーセールスの一環として捉え、地域の魅力を様々な工夫により、ナンバープレートに表現しています。導入に当たっては、図案の選定を含め、作成までに相応の予算措置が必要であるほか、当該ナンバープレートに対する注目度によっては思うような効果が得られない可能性も想定されるなど、幾つかの問題点も認められるところであります。

しかしながら、松前町といたしましては、引き続きおしゃれなまちづくりに向けた諸政策を積極的に推進していく中で、御当地ナンバープレートは住民の地域への愛着を深め、地域の連携を創出、ひいては住民活動の活性化等、大きな効果が期待されることから、導入に向けて、予想される費用対効果を踏まえつつ、他市町における実績等も参考にしながら、今後、前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（八束 正） 住田英次議員。

○1番（住田英次議員） 前向きな答弁ありがとうございます。動く広告塔となるような結果が得られるんじゃないかと私も期待して、今回、松前町のイメージアップということで提案させていただきました。

最後になります。3つ目の質問をさせていただきます。

先の台風18号の際、民生委員さんが担当している独居老人の方々をサポートするため、

訪問や電話連絡をして個別に対応をした話を聞きました。そして、各自の状況を見て社会福祉協議会に連絡をして預かっていただくなど、テキパキとした対応をしていたと聞いて感心させられました。災害時において、避難に支援が必要な要支援者への手立てをどのように確保しておくかは、防災対策の大きな柱と考えます。一例ではありますが、以前に福岡県東峰村の取組がテレビで紹介されていました。これは、ふだんから名簿順位を基に要支援者の手助けをする一般の住民をサポート者として割り当て、災害時にはそのサポート者が必要な支援をするというものでした。人口が約2,000人ほどの村ですからできたことかもしれませんが、今年7月の九州北部豪雨ではその成果を発揮したようです。要支援者名簿は、自主防災組織と民生委員に配付されているようですが個人情報であるため、活用には基本的に本人の同意が必要であると考えます。要支援者の名簿の作成時には、本人の同意の下作成していると聞いていますが、緊急時には本人の同意がない要支援者についても、自治体として名簿情報を活用できる体制はできているのでしょうか。地域全体の防災力を高め、避難計画の策定をするためにも必要であると考えますが、御回答よろしく願いいたします。

○議長（八束 正） 理事者の答弁を求めます。

和田健康課長。

○健康課長（和田欣也） 災害時の要支援者名簿についてお答えします。

町では、災害が発生した際、避難行動に支援が必要な高齢者や障がい者等を対象とした要支援者名簿を作成し、災害発生時には名簿を活用して安否確認や避難支援を行うこととしています。この名簿のうち、個人情報開示の同意を得た要支援者を記載した要支援者名簿を自主防災組織、民生委員、社会福祉協議会へ事前に提供しており、毎年更新しています。なお、同意を得た要支援者は、平成29年3月末現在で対象者4,674人中2,645人となっています。

また、松前町避難行動要支援者避難支援計画では、同意を得た要支援者を地域の誰がどのように支援を行うのかを事前に定める個別計画を、町の依頼により自主防災組織で作成することとしており、個別計画が作成されれば、議員御指摘の東峰村のサポート者制度と同様な機能を果たすものと思われまます。しかしながら、現状では支援者の確保が困難なことから作成が進んでおらず、現在1件のみの作成となっています。町としては、今後、各地域に対し、個別計画作成に向けての働き掛けを強めてまいりたいと考えています。

なお、お尋ねの同意が得られない対象者の支援についてですが、災害対策基本法の規定によりまして、災害時に要支援者の生命、又は身体を災害から保護するために必要な場合には、同意がなくても避難支援等の実施に必要な限度で、自主防災組織、民生委員、町社会福祉協議会はもとより、消防、警察、自衛隊等の避難支援関係者へ情報提供することができることとなっています。そのため、町では、災害発生時に、同意が得られない対象者

を含む要支援者名簿を作成し、必要があれば直ちに避難支援関係者へ提供できる体制を構築しています。

以上です。

○議長（八束 正） 住田英次議員。

○1番（住田英次議員） 現在は名簿情報を活用できる法の整備ができているという回答をいただきまして、一安心しました。緊急時においては、要支援者に対する迅速な支援は被害を最小限にとどめる成果が期待できると思います。せっかくいただいた名簿です。十二分に活用していただいて、防災対策に役立てていただければと思います。要請があつてからの受け身の対応ではなく、このような情報を常に把握しておいて、前向きな防災への対応をしていただけたらと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（八束 正） 住田英次議員の一般質問を終わります。

4番影岡俊範議員。

○4番（影岡俊範議員） 議席ナンバー4番、公明党、影岡俊範でございます。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

前のお二人の議員と質問が大分かぶるところがございますが、そこは御了承いただきまして、質問させていただきます。

私は、まず防災というよりも減災対策ということで、タイムライン、事前防災行動計画ということについて質問させていただきます。

ここで言うタイムラインとは、台風や遠隔地の津波など、あらかじめ発生が予測される災害を対象とし、災害が想定される数日前から発生、その後の対応まで、自治体や住民、防災機関等、様々な機関が災害時に何をするのかを時間を追って整理した行動計画のことを言います。このタイムラインは、2012年、米国のハリケーン被害を軽減させたとして注目され、日本でも広がりました。国土交通省によると、2017年6月までに、国直轄河川の流域にある730市町村が策定したとあります。先進地、三重県の紀宝町では、導入することにより、1つ、災害対応の漏れを少なくでき、ばらつきを解消できる。2つ目として、各関係機関が経験の共有と顔の見える相互関係を構築できる。3番目としては、先を見越した対応が可能となり、減災が実現できると効果を述べております。

そこでお尋ねいたします。

タイムラインの必要性を当町としてはどうお考えになるか。今後の取組の考えはあるのでしょうか。

また、昨今の災害は中小河川に多く発生しているのが特徴となっております。台風18号で長尾谷川がオーバーフロー寸前で回避されましたが、今後の対策を県にどのような内容で要望されましたでしょうか、その内容についてお尋ねいたします。

2つ目として、重信川、長尾谷川の緊迫状況は知られておりますが、国近川の状況はどうだったのでしょうか。

そして、防災行政無線で放送した内容を電話で聞くことができる防災行政無線テレホンサービスのシステムの周知についてお伺いいたします。

まず1問目、以上でございます。

○議長（八束 正） 理事者の答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（久津那良幸） 私の方からは、減災対策の中の①、②タイムラインの必要性和今後の取組についてお答えします。

タイムラインとは、災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、共有した上で、いつ、誰が何をするかを時系列に整理した事前防災行動計画のことで、言わば災害対応のスケジュール表と言えます。タイムラインは、災害発生後の対応を迅速かつ効率的、効果的に行おうとするものであり、議員御指摘のとおり、実務担当者の先を見越した早目の行動を可能にし、また災害対応における抜け、漏れ、落ちの防止が図られるなど、様々な効果が期待されるものです。

本町及び重信川沿川の4市町は、松山河川国道事務所主導の下、平成27年10月に重信川における台風の接近、上陸に伴う洪水を対象としたタイムラインを策定しました。しかし、その精度はまだ低く、議員御指摘の三重県紀宝町のタイムラインと比較すると、災害対応に当たっての防災行動が200項目以上挙げられているのに対し、本町のタイムラインでは60項目程度しかありません。また、職員の中での認知、周知も十分でなく、今回の台風18号災害時には活用には至りませんでした。

今回のような災害への対応後、策定しているタイムラインと災害対応の時系列記録の比較や、防災行動を実施した事象を基に振り返り、検証を行うことにより、改善策を検討し、必要に応じてタイムラインに反映させるなど、防災行動や災害後の対応を継続的に改善、充実していくことが重要であると考えます。

また、重信川沿江市町、愛媛県、松山地方气象台、松山河川国道事務所で構成する重信川大規模氾濫に関する減災対策協議会においても、重信川の減災に係る取組の重点項目として、タイムラインの精度向上が挙げられています。国、県を始めとした防災関係機関等と協力してタイムラインの見直しを図るとともに、国、県が実施するタイムラインによる訓練へ参加し、これを繰り返すことでより細やかな事前防災行動のとれるタイムラインをつくり上げ、有事の際には、このタイムラインに沿って早目早目の行動をとっていきたいと考えています。

長尾谷川につきましては、現在タイムラインの策定はできておりませんが、愛媛県及び中予地方局管内市町、警察、消防で構成する中予地方局建設部大規模氾濫に関する減災対

策協議会の中で、策定に向けて協議を進めていきたいと思ひます。

以上です。

○議長（八束 正） 松岡まちづくり課長。

○まちづくり課長（松岡謙三） 長尾谷川の今後の対策について、県への要望とその内容及び国近川の状況についてお答えします。

本年9月の台風18号では、集中的な降雨と満潮が重なり、長尾谷川の水位が異状に上昇したことから、内水が氾濫し、多くの床上浸水が発生しました。このことから、本町では長尾谷川の管理者である愛媛県に対し、早期に遊水池や長尾谷川の河床掘削を実施し、貯水能力や流下能力を向上させること、早急に堤防の調査を行い、堤防の安全性の確認を行うこと、洪水時の避難準備、避難勧告、避難命令等の基準となる水位を設定するとともに、水位基準標の設置を行うことの3項目を要望しており、そのうち長尾谷川遊水池の土川排水先から国道56号までの河床掘削工事は既に着手されております。

なお、国近川周辺では、水位上昇があったものの大きな浸水被害は発生していないものと承知しております。

以上です。

○議長（八束 正） 山本総務課長。

○総務課長（山本有三） 防災行政無線テレホンサービスの周知についてお答えいたします。

防災行政無線は、屋外放送でどうしても限界があり、聞き取りにくいことから、放送後に内容を確認したい場合はテレホンサービスで確認ができること、そしてその電話番号は毎月の広報まさきに載せてあることを機会を捉えて説明しており、今後も引き続き周知に努めていきたいと思ひます。

なお、防災行政無線が聞こえにくいといったことに対する対応策としましては、先ほど藤岡議員にお答えしたとおり、携帯電話に直接防災行政無線の情報が届くようなシステムの導入及び携帯電話をお持ちでない方への戸別受信機の購入に対する補助制度を検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（八束 正） 影岡俊範議員。

○4番（影岡俊範議員） ありがとうございます。タイムラインについては、十分にその必要性を感じておられ、既に作成されておるということを初めて確認させていただきました。今回の経験を基に、本当に更に詰めた形にさせていただければいいかなと思ひます。

それと、長尾谷の件につきましては、私も正直言ひまして、今回の台風で2時頃に集中豪雨ありまして、自分とこの家の前がちょっと冠水ぎみになったので、以前から聞いてました南黒田の低い土地のところに行ってみました。そしたら、2時の時点でもう既に低い

ところで30センチほど冠水しておりましたので、それを役所にお伝えして、土のうの準備をしていただくということも伝えました。その後、北伊予の方へ行きまして、有明公園ですか、このあたりも13時頃にはもう満杯で、このまま放っておいたら道路に水が来るんじゃないかというふうな状況もありました。その後、重信川の危険水域ということで、岡田の方にも行って、そして松前に帰ってきて、18時近くでしたか、道路で職員の方々が立っておられまして、警備というか、そういうことをされておりました。いわゆる浸水地域に入らないように道路のところで立っておられました。翌日、そういう浸水されたところ、宗意箱、あるいは筒井、このあたりを回ったときにも職員の方々が仕事でやっておられました。そういったことがありまして、このタイムラインの必要性というか、そこで思ったことが、その地域は長尾谷に注ぐ支流の地域であったり、夫婦橋の集水地につながる水路、狭い水路ですね。このあたりが浸水しているという状況は素人なりに感じまして、長尾谷の改修というか、そういったものを手をつけるべきではないかということで、県に対して町がどういうふうに要望されたのかということの確認で質問させていただきました。

お答えは掘削すると。私もやっぱり長尾谷川においては保水量をとにかく回復した方がいいんじゃないかという考えもありまして、それのお答えとして掘削という手を打たれたというか、県に要望されたということで、ひとつ安心させていただいています。

もう一つ、国近川の状況については、同じ二級河川でありながら、これは余り危険水域に達してなかったという、なぜだろうかという疑問がありまして、どういうことか、それは把握、分析されておりますでしょうか。

○議長（八束 正） 松岡まちづくり課長。

○まちづくり課長（松岡謙三） 詳しくは分析はしておりませんが、通常考えると、堤防高が高いということが考えられるかと思います。

○議長（八束 正） 影岡俊範議員。

○4番（影岡俊範議員） 私も素人ながら、やはり川幅だとか、土手の高さだとかというのが、いわゆるそういう意味で天井川ではなくて、そこはどうなっているか分かりませんが、幅とか高さとかで保水能力があるから、そういう危険水域に至ることがなかったんじゃないかと推測して、その意味から逆に言いましたら、長尾谷、このあたりは土砂がやっぱりたまっておりますから、天井川になって保水能力が減退してるんじゃないかということもありまして、で思いましたので、対策を確認させていただきました。私は、基本的には掘削、天井川じゃなくって、そこを保水能力を高める意味でも長尾谷は早急に泥を排除するとか、あるいは土手を補強する、そういった形で県に強く要望していただきたいというふうに思います。

じゃあ最後に、防災無線についてであります。これは今回発生した時点で皆さんが言われたことであって、現実的に私も防災無線を聞きまして、窓閉めておけば一般の無線で

もなかなか聞き取れない。ましてや雨が降ると、老人は耳も遠いし、そうしましたら、テレビは大きい、窓はしめて耳が遠いっていうことになると、一切聞こえないのがほとんどであります。ましてや正常な耳をしておりまして、雨風では当然聞こえないというのは当たり前なんです。その中で何かないのかなと思ったんですが、当町では既に防災無線を確認するシステムというか、電話サービスがございます。それを何人の方が知っているか、我々自身がどれだけ知っているのかということで、今回申し上げます。御説明があったように、まさき広報のカレンダー、これには右側の下の方に小さく電話番号があります。で、防災無線を聞くにはこの電話番号で書いてあり、これはほとんど読めません、見えません。でありますから、今回、その防災無線がテレホンサービスがあるということを知らない人が大半なんではないかというふうに思います。

そこで御提案であります、防災無線、聞こえないということに対して、一つの方法として、東京の日野市、香川の淡路市、愛知の豊川市、福岡の糸島市では、番号をシール印刷して全戸に配布しております。糸島市のシール配布後の利用実績がどうであるかというデータが若干ありまして、古いデータですが、24年4月では、これは0120ですからフリーダイヤルですけれども、1,126円、で6月が5,358円、8月で7,299円、9月で4,351円、9月15日号の広報で併せてシールを全戸配布をして、そして10月においては3万7,984円という利用状況になっている。ということは、告知するとそれを利用するという行為が発生するという状況であろうかとも思います。だから、本町においても、確かに広報で知らせているよ、インターネット、ホームページでもあるよっては言っておられますけど、それが周知されていないということがありますんで、このシールを、これ、安いもんであると思います。シールを全戸に配布して、電話機の近くだとか、電話機に張っつけてということによって、それを見よって防災無線の再聴、もう一回聞くっていう行為を喚起させてはいかがかなというのが一つ提案でございます。

それと最後に、これは先ほどの土のうの件であります、これも作成、あるいは運搬に非常に問題があるかとも思います。これを、経費がかかることではあります、吸水性の土のうというのもございます。経費はかかろうかとも思います、やはり取りに来いというか、取りに来てきてくださいっていうのであれば、軽いそういう吸水性の土のうを準備しておく方法もあろうかとも思います。その点、御提案させていただきます。以上、シールの件と土のうの件については、そういうことで提案させていただきます。

○議長（八束 正） これについて答弁をお願いしたらと思いますが。

久津那総務部長。

○総務部長（久津那良幸） 様々な問題事項を検討してまいりますので、その中で検討していきたいとは思いますが。

○議長（八束 正） 影岡俊範議員。

○4番（影岡俊範議員） それでは、2問目の教育施設の有効活用ということで、余裕教室の活用についてということで御質問させていただきます。

余裕教室とは、児童・生徒数の減少によって将来ともに恒久的に余裕となると見込まれる普通教室のことを言います。当町の余裕教室についてお尋ねいたします。

1つは、当町3小・中学校それぞれの余裕教室数と現状の活用状況はということと、2つ目、今後の余裕教室の増加の可能性はあるのかということと、3つ目には北伊予は新たな放課後児童クラブが建設され運用しておりますが、松前小学校及び岡田小学校についての計画について御説明いただけたらと思います。

2番目として、放課後子供教室についての現状をお聞かせください。

3番目としては、放課後子ども総合プランについて、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型の放課後子ども総合プランに対する当町の方向性をお伺いしたいというふうに思います。

以上であります。

○議長（八束 正） 理事者の答弁を求めます。

米澤学校教育課長。

○学校教育課長（米澤浩樹） 私の方からは、余裕教室の活用のうち、①の3小・中学校の余裕教室数と活用状況及び②の今後の余裕教室の増加の可能性についてお答えいたします。

町内の小・中学校の児童・生徒数は、平成20年度に2,670人でしたが、近年の少子化に伴い、平成29年度は2,491人と179人減少しております。一方、平成29年度における小・中学校の普通教室数は107で、うち81が通常学級の教室、17が特別支援学級の教室と通級指導教室、6が少人数指導教室、3が生徒会室、相談室で、全ての教室が使用されている状況で、普通教室に余裕教室はありません。

児童・生徒数が減少しているにもかかわらず余裕教室がない理由は、小学校では従来40人学級でありましたが、松前町では現在35人学級を実施していること。また、算数、数学や英語などの教科によっては、よりきめ細かな指導をするために、1つのクラスを2つに分けて授業をする少人数指導を取り入れているため、余分に教室が必要なこと。さらに、障がいのある子どもに適切な教育を行うための特別支援学級が増加していることが上げられます。

今後の余裕教室の見込みについては、今の1歳児が小学校1年生に就学する5年後の町内小・中学校の児童・生徒数は2,399人と、現在の2,491人に比べ92人減少することになりますが、1学年当たりで10人、1校当たりで換算すると3人程度の減少のため、余裕教室ができるとは考えていません。

また、特別支援学級については、年度により異なるため必要教室を推計することはでき

ませんが、今までの状況から考えると更に増加が見込まれることから、今後においても余裕教室ができる可能性はないものと見込んでいます。

以上でございます。

○議長（八束 正） 西岡福祉課長。

○福祉課長（西岡きわ子） 私の方から③についてのお答えをします。

松前小学校及び岡田小学校の放課後児童クラブの計画についての御質問にお答えします。

まず、松前小学校放課後児童クラブの整備については、現在、旧宗意原保育所跡地の活用を予定していますが、町が計画している土川の歩道整備工事を施工するに当たり、旧宗意原保育所跡地を工事作業ヤードとして利用する必要があるため、放課後児童クラブの施設整備の時期は、土川の歩道整備工事の進捗状況と調整を図りながら計画してまいります。

次に、岡田小学校放課後児童クラブの整備については、整備場所の候補地が何箇所あるため、松前町子ども・子育て会議で意見を聴きながら、できるだけ早く決定したいと考えています。

○議長（八束 正） 仲島社会教育課長。

○社会教育課長（仲島昌二） 私の方からは、放課後子供教室についてお答えいたします。

放課後子供教室は、学校、家庭、地域の連携により、子どもたちの教育を支援する活動の一環として、3校区の地区公民館において実施をしております。対象児童は小学校1、2年生の希望者で、夏休みを省いた6月から3月までの毎週金曜日に年間20回程度実施しており、参加者は30人程度です。放課後子供教室で実施する事業は、各地域の実行委員会が主体となって決めており、実施に当たっては、地域の方々の御協力により、七夕飾りやたこづくりなど季節に応じたものや、伊予漫才や亥の子などの伝統芸能、またホッケーのまちづくりに向けたホッケー教室など、様々な体験活動を実施しています。実施に当たっては、学習アドバイザーや子どもたちの安全を見守る安全管理員など、地域の皆さんに御協力をいただいております。参加した子どもや保護者からは、高い評価を得ております。

以上でございます。

○議長（八束 正） 大政教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大政博文） それでは、放課後子ども総合プランについてお答えします。

松前町においては、子どもたちの安全な居場所づくりを進めるため、小学校ごとに文部科学省所管の放課後子供教室と厚生労働省所管の放課後児童クラブの2つの事業を行っており、年に数回、体験学習などの共通プログラムを実施するなど、両事業が連携して総合

的な放課後対策に取り組んでいます。平成26年に文部科学省と厚生労働省の両省において、放課後子供総合プランが策定されました。この総合プランは、小学校の余裕教室を活用して放課後子供教室と放課後児童クラブを実施することにより、児童の受入れを拡充するとともに、両者の連携や一体化を進めようとするものです。

しかしながら、総合プランが目的としている余裕教室の利用の促進による受入れ拡充については、当町においては余裕教室はない状況にあるため、今後も現状のとおり、共通プログラムの実施により連携してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（八束 正） 影岡俊範議員。

○4番（影岡俊範議員） ありがとうございます。私が目的としていた御返答をいただいたと思っております。本来、この質問は、私は、基本的にこれから町はインシヤルコストというか初期コスト、あるいはランニングコストを要するような新しい、というか新築の施設を建てるべきではない、極力ですよ、建てるべきではないという発想、気持ちがありまして、余裕教室があるのに新たに児童クラブを新設するというふうなことがあってはならないのではないかということで、北伊予にできましたけど、これから更に、私は余裕教室があればそれを活用するべきだという考えの下に質問させていただきました。しかし、余裕教室がないということでもありますので、岡田においては、これは新設になりますので、松前については既存の建物の活用ということになるかと思っております。そういった意味で、余裕教室がないということで、あ、すいません。今、1つ言いました。岡田についてはどういう形になるのか、御返答いただけますでしょうか。

○議長（八束 正） 西岡福祉課長。

○福祉課長（西岡きわ子） 岡田についても新築にはなるかと思っております。それと、松前児童クラブについても、今の宗意原保育所を解体して新しくなるかと思っておりますので、そのところ、訂正させていただきます。

○議長（八束 正） 影岡俊範議員。

○4番（影岡俊範議員） 分かりました。とにかく児童クラブは必要である、その上では余裕教室がないわけですから、これは改築なり新たに建てるということについては、私は異論はございません。

それと、子供教室についても、私が解釈してたのは1年生から6年生を対象にするっていうことであるんですが、現状は、今のところは1、2年生ということなんですが、それについては何か事情がございますでしょうか。

○議長（八束 正） 仲島社会教育課長。

○社会教育課長（仲島昌二） 1年生から6年生までの受入れということですが、こちら、3校区とも地域実行委員会、地域の方々、こちらの方には社会教育委員、ま

た民生委員さん、区長会長さん、様々な方が地域実行委員会の中で学習内容とかスポーツ体験、方々の計画、子どもたちの年間の計画をしております。当然、公民館でございますので、受け入れる場所というのが限られております。その中で、地域実行委員会の中で定員は30名程度というふうに一応決めさせていただいております。本来であれば4年生ぐらいまで募集をしたいんですがございますけども、受け入れる態勢、コーディネーター、又は安全管理員さん等々の地域の方々の御協力も得ましてこの子供教室は開催しておりますが、態勢、それと場所によりますので、1、2年生の30名というふうに限定をさせていただいております。

以上です。

○議長（八束 正） 影岡俊範議員。

○4番（影岡俊範議員） そういうことで、ということは、放課後児童クラブの器を借りて子供教室も合体した形のことも考えられるかと思うんですが、それについてはいかがでしょうか。これは最後の総合プランの考え方を兼ね合わせて、今、場所的なものがあるということですから、北伊予のように児童クラブで1年生から6年生までを対象とした、児童受入れのキャパを持ったわけですから、今度は岡田、松前についても、その1年生から6年生までをキャパとして受け入れられる施設として、そしてそこに総合プランという形で子供教室と児童クラブとを合体させるったらおかしいんですが、という形の器として児童クラブの建物を活用するということがいかなものかとは思いますが。

○議長（八束 正） 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） 北伊予放課後児童クラブ、この整備につきましては、放課後児童クラブは基本的に毎日利用するという前提で整備をしております。その際には、放課後、保護者が児童を見守ることができない方を対象にしますので、そこに対して必要数を計算して教室を整備しております。一方、放課後子供教室につきましては、毎日ではないというところで、その子どもを受け入れるためにはそれ以上に整備をしなければならないということになります。そうした中で、放課後児童クラブの整備に合わせてその数を確保しようとするれば、かなりのコストがかかってくるというところで、今現状のやり方で特に大きな問題はないと認知しておりますので、今のところ、新しい整備に併せて放課後子供教室の部分を含めて整備するという考えはございません。ただ、将来的に子どもが減って、放課後児童クラブを整備した教室が空けば、その際に学年を広げていくとかという体制を整えば、そういう対応は将来的には可能ではなかろうかと考えております。

○議長（八束 正） 影岡俊範議員。

○4番（影岡俊範議員） 承知いたしました。要は、最終的には総合プランについては、現状は松前にはそぐわないという形であると考えられておるんでしょうか、そのあたりいかがでしょうか。一体型というのは。

○議長（八束 正） 大政教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大政博文） 今、御質問がありました放課後子ども総合プラン、この本来の目的は、もともとの目的は、今の日本の少子・高齢化が進む社会にあって、日本の経済を維持するためには女性の力を借りなければならない。そのためには女性が勤めて働く。その際に、小さな子どもさんがいらっしゃる場合に安全・安心な居場所づくりをしましょうというのが、この総合プランの大きな目的です。ですから、一体的に進めようが個別に進めようが、子どもたちが安全に過ごせる場所を市町村としては確保してあげる。それによって女性の社会進出を進めてあげるという趣旨ですから、今の松前町のやり方がおかしいとかというのではなくて、それぞれの施設に応じた預かり方をすることで、最適な状況では行っていると考えております。

○議長（八束 正） 影岡俊範議員。

○4番（影岡俊範議員） やり方おかしいということではなくって、今のやり方でこの一体型の考え方をちゃんと網羅してるよってということですねということ、お考えなんだろうかということの確認でした。そのとおりだと思います。私は、国がこうしろああしろと言うても、それが地域においてそぐわないものであれば、その趣旨を捉まえた上でその地域地域でそのシステムを活用していくということが大切だと思います。そういった意味で、施設もむやみに新しい施設を建てるのではなくて、既存の施設を活用しながら、そして目的とする対応ができるのであればそれを、町なら町なりのやり方をやっていくことをお勧めして、それを確認させていただきました。どうもありがとうございました。

以上で終わらせていただきます。

○議長（八束 正） 影岡俊範議員の一般質問を終わります。

1時まで休憩をいたします。

午前11時51分 休憩

午後1時0分 再開

○議長（八束 正） 影岡議員から欠席届が出ております。

それでは、再開をいたします。

7番村井慶太郎議員。

○7番（村井慶太郎議員） 一般質問の前に、今回の台風18号で緊急対策をしていただいた理事者及び職員、また協力していただいた皆様に、町民を代表して感謝とお礼を申し上げたいと思います。併せて、床上浸水世帯に見舞金を給付していただき、被害を受けられた皆様の代表として感謝とお礼を申し上げます。

それでは、一般質問に入りたいと思います。

今回の台風18号風水害は松前町にも多大な影響を及ぼし、今回は松前町始まって以来の避難勧告も出ました。今回、災害への対応について思うに、本町にとって特に浸水被害の

克服は永遠の課題であると思いますが、いまだに抜本的な改善策は示されていないと思います。

そこで、今回は浸水対策に特化して、以下の3点について質問いたします。

まず最初に、今回のような水害の対策計画はあるのか。また、あるとしても今の計画で十分なのかと。

次に、土川から江川遊水地への流路の付け替え計画を聞いたことがありますが、現在どのような進捗状況なのかということと、最後に義農遊水池の排水施設は、現在1つの施設で稼働していますが、複数に増やす計画はないのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（八束 正） 理事者の答弁を求めます。

徳居産業建設部長。

○産業建設部長（徳居芳之） 初めに、防災のうち水害への対策計画及び江川遊水池の計画と現在の進行状況についてお答えいたします。

公共下水道事業の雨水対策として、土川、早船川の雨水を江川遊水池に導き、松前港へ排水する計画があります。この計画につきましては、事業費がばくだいとなることから、事業の実施に至っていないのが現状でございます。そのため、現在まちづくり課が行っている浸水対策計画の策定状況を踏まえ、今後、効果的で実現可能な雨水計画に整えてまいりたいと考えています。

次に、義農遊水池の排水施設の増設についてお答えいたします。

義農排水ポンプは、町にとって重要な内水排除施設であります。農作物のたん水被害を防止する目的で整備された施設であるため、現在では、都市的な土地利用となっている筒井地区の浸水を防ぐためには排水能力が大幅に不足しています。このため、過去にはポンプの増設も検討されていましたが、非常に大きな事業費が必要となることから、実現しておりません。このことから、抜本的な対策ではありませんが、まちづくり課では浸水常襲地区の被害軽減を図るため、今年度は筒井地区を対象に地形的な弱点や水路のネック箇所を的確に把握し、既存の排水路網やポンプ施設を有効活用する前提で、効果的かつ財政的に実施可能な浸水対策計画を策定する予定としております。

以上です。

○議長（八束 正） 村井慶太郎議員。

○7番（村井慶太郎議員） ちょっとすいません。聞き逃したんですけど、最初の水害の対策計画、ちょっともう一遍言ってほしいんで。計画あるとしても、今回の災害を受けてそれが十分だったかどうかというのをちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（八束 正） 徳居産業建設部長。

○産業建設部長（徳居芳之） 質問に対する答弁のもう一回の確認ということでしたら。公共下水道事業の雨水対策としましては、土川、早船川の雨水を江川遊水池に導き、松前

港へ排水する計画がございます。この計画につきましては、費用がばくだいとなることから、事業の実施に至っていないのが現状でございます。

○議長（八束 正） 村井慶太郎議員。

○7番（村井慶太郎議員） 今お答えしていただいたんは、多分、土川から江川遊水池への排水のことやと思うんですけど、私が聞いとんは、一番最初のです。水害への対策計画はあるんかと。あるんやったら今の計画で十分なのかどうかちゅうことを最初に聞いたんですけど、まあええかな。

それと、もともと、この江川遊水池、土川から早船川、これは流路を付け替えるというのは、多分、義農遊水池ですか、あそこにもう一つ施設を付けたらどうぞちゅう話で、お金も要るし、多分県と交渉したような経緯も、前に僕、23年9月と12月に同じような質問させてもろとるんですけど、そこには県と交渉したんじゃけど、多分経費がかかり過ぎるんで、県としては松前町でどうにかしなさいよと。していただいた後に、何も手段も講じんと県に言うてくるなど、早い話が。松前町で何らかの対策をしてから、これやったけどこういうふうな被害が出るんですよということで言うてきなさいよというんで、前の町長は、2番目の江川遊水池、これを計画して、これええやなかい言うんやけど、計画はあって、僕らも視察にも行ったんですよ、現場も。何年前やったかな、6年か7年ぐらい前に。それが立ち消えになったんかどうかも全然報告もないし。ほんで今回、たまたま起きたかどうか分かりませんよ、浸水も。これも昔からの課題でありまして、平成3年、台風19号のときに堤防が決壊しとんですわ、平成3年にね。ほんで、次にあったんが6年後の平成9年。これも浸水被害、かなりでしたよ。これも台風19号のときですわ。ほいで、次に起きたのが4年後の13年、次に起きたんが17年、かなりの頻度で起きとんですよ。ほんで、今までの議員さんらも質問されよったと思うんですけど、土のう。浸水イコール土のうという考えを基本にしとんかどうかわかんんですけど、これも何十年前から続きよんやろうけど、浸水イコール土のう、そういうふうな考えはちょっと横置いていただいて、やっぱり抜本的な考えで、前からも言よんやけど、神子舞ですか、住宅の横の川を広げたと。全部町は、川広げたけん浸水のおそれはまずなくなるんやと。で、五、六年、大雨も何も降らんかったんで、確かに浸水なかったですよ。でも、僕、そのときに大きな声で言わせてもろうたんが、何ぼ川広げても、ヒョウタンの中じゃ一緒やろがと。ヒョウタンが何ぼ大きかっても出口がちっちゃいんじゃけん、ここ変えんといかんやろがっていうて何回も言わせていただいたんやけど、もう広げて浸水対策は大丈夫ですと。もう胸張って言よりましたわ、そのときに。これだけ川広げたんじゃけん大丈夫やと。そういうことじゃないんで、抜本的な、何を変えたらこの浸水被害が防げるんかというようなことから入っていただいて、土のう、土のう言ようるけど、もう浸水イコール土のうじゃあ、ちょっと、今、平成29年、ちょっとこれ、昭和初期か何年前から土のうしょんか知らんけど、そ

これは隊員も少ないし、今回、土木協会ですか、何か協力していただけるということで、今度あったらということなんやけど。浸水イコール土のうという考えはもう基本中の基本なんかどうか、ちょっとお聞かせ願いたいんですけど、どうですか。

○議長（八束 正） 岡本町長。

○町長（岡本 靖） 松前の浸水被害の抜本的な対策はしないのかという、そういう趣旨の御質問なんですけれども、抜本的な対策、どうやったらええかというのは分かっております。今の松前の浸水のメカニズムというのは、結局、松前の今浸水している地域というのが、満潮よりも低い海拔の高さなんです。ですから、満潮になれば自然流下ができない地域なんです。そういう低いということと、それと長尾谷川とかが水位が上がってくると、そこに流れ込んでいる排水路が長尾谷川に排水できなくなる。つまり、長尾谷川の水位が高いことで排水を受け付けなくなるから、その結果としてそこに流れ込んでいる排水路があふれると、こういうメカニズムで起こっているわけですから。一方、長尾谷川も、満潮が来たら水門閉めて水が出ない状況になる。だから、水位が上がったままだから、降れば降るほどそこに流れ込んでいる水路があふれる、こういうメカニズムで生じてるわけですから、それを抜本的に変えようと思えば、その排水路の水を長尾谷川に入れなくて外へ出してしまおうか、海へ出してしまおうか、あるいは長尾谷川の水をポンプで外へ出してしまっても水位を下げると、こうすれば、浸水が軽減するということは分かっているわけなんですけれども、それをやるとするときには、物すごいばく大な経費がかかるわけです。で、多分これまで、計画はあるけれどもその費用がたくさんかかるということで、費用対効果という面もあるんでしょう。何年かに1回の分で、どのぐらい起こるか分からないというようなものにそれだけのお金をかけるということが、ちょっとちゅうちょするという部分があって、今までできてなかったんじゃないかなと、これは推測ですけども、思うわけですけども。で、私が町長になって、何も手を付けてない状態になってましたから、はっきり言って。抜本的な対策はあるけれども手を付けてないし、土のうで勝負してるというようなところもありましたので。それともう一つ、筒井地区については、西古泉筒井線を整備するとき、そこに水路を付けて、その上で水路に落として浸水する地域においてくる水を減らそうと、こういう計画があったようなんですけれども、西古泉筒井線の道路の路線が場所が変わった関係で、それも頓挫をしておると、こういう話を聞きまして、このまま放置するんはいかんだろうということで、今年度、筒井地区の水の流れるメカニズムを調査をして、どこをどう触ったら今の浸水状態が軽減できるかというのを調査をしましょうということで、今やってるわけです。で、この調査が終わりますと、どの水路にどれぐらいの流下能力があるかが全部分かって、どこをどう触るとどういふような浸水が軽減するとか、なくなるとか、そういうことがシミュレーションできるようなものができ上がります。それによって、どこを直すことが一番、全部なくなることはないかもしれませんけ

れども、少なくとも今よりは軽減できる形で、ここを触ればこうなるということが分かってきますので、それを踏まえた対策をやっていこうというふうに、今してるわけです。筒井地区の調査が終わりましたら、今回のこともありましたので、長尾谷川の左岸側についても同様の調査を入れて、抜本的ではないにしろ、今の状態を少しでも軽減する対策をまず打っていこうと。こういう方針でおりますので、御理解をいただいたらと思います。

○議長（八束 正） 村井慶太郎議員。

○7番（村井慶太郎議員） 町長のおっしゃるように、シミュレーションを起こし、それと浸水するんは松前の一部なんですよ。でも、これ、本を正せば、徳丸のまだ東から雨が降ったが全部西が受けるような形なんですよ。ほいで、たまたま地形的には西の区域が海拔ゼロメートルということで浸水受けるんやけど、東の方に、こんなこと言うたら失礼なんやけど、東は大丈夫ですよ。川が細かろうが何やろうが。西が全部受けるんです。これ、松前町全体を受けて、浸水被害にも遭うんですよ。今、町長が言われたように、シミュレーションを起こしてどうしたら軽減ができるんかということですけど、費用は僕も専門家じゃないんで分からんですけど、やっぱし遊水池というか、貯水槽的なもんやっていただいて、確かに樋門閉めて、ポンプアップやられると、町長、今回床上浸水ありましたよね。もうほんと10センチ、5センチの差で床上浸水かどうかという、そういうレベルなんです。ほんならポンプアップで強制的に排出してやると、この10センチの高低差で床上になるかならんかという、もう瀬戸際なんです。ですから軽減していただいて、ちょっとでも、仮に20センチ水位が下がったら、多分床上はないんですよ。この10センチぐらいの差で床上になるか床下になるかの、今回被害受けられた方が多いんですけど、畳とか、それは床上やけん、それより自動車も全部、もう故障しとんですわ。ほいじゃけん、そんなところで保険に入っとる人なんかはそれで対応しとんやけど、保険入ってない人なんかは、エンジンかけて何ぼかしたら火が出たとか、そんなんもあるんですけど。やけん、その10センチ、20センチの攻防が、この浸水被害になるかならんかの境目なんで、そこらはまたこれから検証していただいて、シミュレーション起こしていただいて、しっかりやっていただきたいなと思います。

それと、もう一点、計画の中で、何年か前に僕言わせていただいたんやけど、デジタル行政無線、もう多分、やっぱし窓閉めたり、先ほども言われましたが風雨で聞こえにくいと。そのときに、町長は先ほどの答弁で戸別受信の補助をしますよと。聞いたんですけど、松前町ではこれが精一杯かなとは思いますが、他市町では、町長、防災ラジオの無料配布しとるところもあるんですわ。僕もそれ、何年か前に提案したときには、これは担当課レベルで言うんですけど、取り下げられまして、どれぐらいするんかどうかわからんですけど。デジタル化するよりも防災ラジオの方がええんじゃなかと、全戸に届くんやないかということでやったんですけど。これ、質問にはないんですけど、町長、答えら

れんのやったらええんやけど、補助を考えていただいとんなら、もう一步踏み込んで、費用もあるかも分かりますけど、防災ラジオの全戸配布みたいなことは考えられんですか。

○議長（八束 正） 岡本町長。

○町長（岡本 靖） 防災ラジオなるものがどんなものか承知してないので、それについては答えられませんが、今の考えは、先ほど藤岡議員の方に答弁させていただきましたとおり、防災行政無線の内容を携帯電話の方にメールで送るといふ、そういうシステムを検討するのと、戸別受信機の設置補助を考えております。

以上です。

○議長（八束 正） 村井慶太郎議員。

○7番（村井慶太郎議員） 町長、これ、僕の質問、藤岡さんの答弁に出てきた戸別受信機です。これはどれぐらいのもの、金額的にどんなんですか。具体的に分かるんならちょっと教えてください。

○議長（八束 正） 山本総務課長。

○総務課長（山本有三） 今、手持ちにございませぬが、恐らく大体1機が5万円程度、前後するものではなからうかと思ひます。それに付け加えまして、もしそれを設置した場合、なかなか聞こえない場合もございませぬ。そういった場合は、それにプラス、アンテナも必要となつてまいります。ですから、それも加味しますと、7万円前後になるのではなからうかと、アンテナもプラスしますと7万円前後になるかといふふうには思つております。1機でです。

○議長（八束 正） 村井慶太郎議員。

○7番（村井慶太郎議員） 聞かせていただいて、ちょっとびっくりしましたが。1機が7万円のもの、補助が半分かどうか、補助率も分かんぬんですけど。10年前ですよ、ちょうど平成19年、ちょうど10年前。10年ぐらい前にデジタル化するんやといふときに、ほかの考えもないんかといふた議員さんもおられるんですけど、それで十分、100%聞こえるんか。そのときに、1点、2点考えてくれたら今回のようなことはなかつたのかな。自治体の名前言うて悪いんですけど、宇和島ですか、ここは防災ラジオ。多分、そんな高い金額じゃないと思う。全戸配布して、無線変えるよりもラジオを配布した方がええんかな。地域的に山もありますし、難しいかなとは思ひんやけど、松前町は山もないし、無線よりもやっぱり、今回の被害を鑑みて、ラジオ的な、まあどれぐらいするか分かりませぬよ、私も。でもそっちの方が確実、100%できるんでないんか。何でラジオのこと言うかといひますと、今後、これ検証されとるやないですか、これ。避難勧告が約5,000世帯に出て、人数的には1万1,000人避難勧告が出て、避難された方が610人ですよ。多分、ほぼみんな安心しとつたんか、聞こえんかつたんか、ここらの検証もしていた

だいて、1万1,600人に避難勧告発令したんですよ。避難した人、610人ですよ。余りにもこれ、頻度的に少な過ぎる。先ほどからも、ほかの議員も言われるようにやっぱり聞こえんというのが大半やと思うんですけど、ここらどういうふうに認識されとんですか。

○議長（八束 正） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 避難勧告に対して、避難行動をとった方が600人余りしかいなくて、それ以外の方がとられなかったことについては、いろいろな要因があると思いますけれども、そこはまだ分析をしておりません。

防災ラジオに関しましては、私、防災ラジオがどんなものか分かりませんが、ラジオという名称であるとするならば、一般放送を受信できる機器でないかというふうに推測するんですけども、今回のテーマは、防災無線が聞こえないことに対してそれをどう処理するかという問題なので、ラジオでは対応できないのではないかというふうに考えているわけです。

以上です。

○議長（八束 正） 村井慶太郎議員。

○7番（村井慶太郎議員） 私も専門家でないので分からんですけど、これは防災ラジオなもので、防災のときに、緊急的に松前町から何なり、自治体からの指示があつて、避難勧告が出たり、そういうふうなことをお知らせする、僕、ラジオや思うんですわ。一般ラジオじゃないんですよ。

○議長（八束 正） 岡本町長。

○町長（岡本 靖） 私はその防災ラジオなるものが分かりませんから、推測の議論はもうやめませんか。

○議長（八束 正） 村井慶太郎議員。

○7番（村井慶太郎議員） じゃあ、推測の議論はやめまして。

そしたら、今回、いろいろ検証もこれからしていくということですけど、ここらもアンケートとかとってほしいんですよ。避難勧告が発令されたのにどうして避難せんかったという理由も、今回初めてやと思うんで、松前町。ちょっとそういうなところの理由も、アンケートか何かでお答えいただいて、ほいで検証して、また何らかの、今後の水害、災害に対してどういうふうな処置とったらええかというようなことを、アンケートなりで検証していただきたいんですけど、アンケートなんかはとっていただけます。

○議長（八束 正） 岡本町長。

○町長（岡本 靖） 意見として伺っておきます。

○議長（八束 正） 村井慶太郎議員。

○7番（村井慶太郎議員） ありがとうございます。安全で安心なまちづくり、是非お願いしたいと思います。

これで私の一般質問は終わらせてもらいます。

○議長（八束 正） 村井慶太郎議員の一般質問を終わります。

3 番金澤浩議員。

○3 番（金澤 浩議員） 3 番金澤浩です。議長のお許しが出ましたので、ただいまから一般質問をいたします。質問、今回は一問一答方式でまいりたいと思います。

まず、第1点、まさき農園について。

要旨としましては、担当課によりますと、まさき農園を閉園する予定とのことを数箇月前に伺いました。同農園の開設の評価というのは、これ、平成20年に開設したということなんですけれども、それ以降高く、第2、第3のまさき農園をつくってほしいといったような声も多く聞いております。農業振興策並びに教育的な見地から見ましても、この事業に対して理事者がどのような判断で農園の閉園を検討するに至ったのか、そこのあたりを説明いただきたいと思います。

こちら、趣旨説明の方で、これは順を追ってのお話なんですけれども、開設当初の目的は何なのか。

次に、その目的というのは達成されたのか。

された場合は、何をもって達成と考えられたか。

未達成の場合は、原因は何だったのか。要は開設から閉園決定に至るまでのプロセス。いろいろな施策を行ってきて、やむを得なくといったような形だとは思いますが、そのあたり、状況どうなのかという、町民の皆様が納得できる回答をいただければと思います。

あと7番、将来的展望とあるんですが、例えば農村振興策の一つとして農林水産省が提唱してやってくるこの事業ですけれども、やめてしまった後は、次にやるということはず、過去のいろんな実際の例から見てもまずあり得ないのではないかなど。何か代替の策などかあるのかという意味で、将来的展望はという⑦の質問をさせていただいております。

あと、閉園は決定事項かというのは、これは今回の議案の中に閉園決定するというような内容がありましたので、こちらの方は結構でございます。

それでは、お願いします。

○議長（八束 正） 理事者の答弁を求めます。

横山産業課長。

○産業課長（横山眞史） まさき農園についてお答えいたします。

まさき農園は、全国的にレクリエーション等余暇活動として行う農作物の栽培や農作業を通じた農業者以外の方に対する食農教育への関心が高まり、市民農園の開設が求められる中、平成17年に特定農地貸付法が改正され、それまで開設が認められていた地方公共団

体、農業協同組合に加えて、農地を所有している農家や農地を所有していないNPO法人、企業等も市民農園の開設ができるようになりましたが、松前町内に市民農園を行う企業等が現れなかったため、本町においても、農業者以外の方が野菜や花等の栽培による農業体験を通じ自然と触れ合うとともに、農業及び食べ物に対する理解を深め、また安全な食べ物の生産を通して地域農業のあり方を考えかつ食農教育を促進していくことを目的に、平成20年10月1日に開園したものです。

目的は達成されたのかについては、土に触れ合い、収穫の喜びや利用者間のコミュニケーションづくりとともに、健康づくりや家族の触れ合いの場、余暇活動の場として利用することで、農業や食への関心と理解は深まったと考えていますが、目的が達成されたとはまでは言えないと思っています。

目的達成のための施策としましては、農園開園前には広報まさきで利用者を募集したほか、開園時には講師を招き農園づくりや野菜づくりの講習を2回行いました。平成21年度以降は、途中解約があった場合、その都度、広報まさきで利用者の募集を行うとともに、安全・安心な野菜づくりのため、できるだけ農薬や化学肥料を用いない栽培方法を利用者をお願いしてきました。

現在、まさき農園の区画数は27区画で、21区画が利用されている状況でございます。昨年度の事務事業評価において、この事業について評価をした結果、事業に供している農地の借地契約期間が平成30年3月31日で満了すること、平成29年4月に町内に民間の市民農園の開園が予定されていたことから、民間でできることは民間に任せる方がよいので、行政の役割は終了したと判断し、平成29年12月末をもって閉園することにしました。

土地所有者に対しましては、土地を返還する旨を説明し了承を得ており、また現在の利用者に対しては、今年度の利用更新時に12月末で閉園する旨を通知しておりますが、苦情等は寄せられておりません。今議会で原状復旧工事の予算を計上しておりますので、承認が得られましたら工事を行い、平成30年3月31日をもって土地所有者へ返還いたします。

なお、町内の農業法人から将来市民農園をやってみたいという声を聞いておりますので、更に民間企業による創意工夫を凝らしたサービスを提供する農園が増えることを期待しております。

また、閉園後の土地利用については所有者が判断することであり、町が関与するものではないと考えております。

以上でございます。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 今回、この質問をしたのは、ちょうどたまたま農業関係の請願があったときに担当課とお話したわけなんですけども、民間ができるからいいでしょといったような答えがありましたので、はなから民間と、何でも民間という形でおっしゃる

のかなと思ってちょっと質問させてもらいました。特に、例えばこちらの事業、愛媛県調べましたら、農林水産省の資料によると、5市5町が今、この市民農園をやっております。その中で特に特筆すべきところというのが新居浜市でありまして、ここは運営主体、NPOに任せながら、収穫祭をやったりとか、講師を招いて市民に対していろいろとこの目的を達成しようとしているというようなどころがあります。で、何でも民間にできることは民間といっても、民間の場合は営利が目的でありまして、やはり自治体がやるものは営利とは無関係に、住民によかれと思うことをやるのが違いではないかなと私は認識しております。

そういった面でいきますと、これまで何度か講演とか指導されたということなんですけれども、新居浜ほどとは申しませんが、町民に対しての全般的な目的を達成するための指導とか、もろもろのことは大体どれぐらい頻度としてやられたのか、教えていただけないでしょうか。

○議長（八束 正） 横山産業課長。

○産業課長（横山眞史） 開園に当たりまして、2回農業指導の方をやっております。

以上でございます。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） じゃあ、これまで、平成20年10月1日から通算して2回ということでしょうか。

○議長（八束 正） 横山産業課長。

○産業課長（横山眞史） そのとおりでございます。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） ちょっとびっくりしましたけれども。一般的に事業を起こしたときは、その事業目的を何とか達成しようとして、一番いいのは新居浜の例とか、恐らく御存じだと思うんですけども、農林水産省の広報にも載って、非常に、今農場として45ぐらい、たしかあったと思うんですけども、本当に模範的なところだと思うんです。それほどではないにしても、やはり事業をやめるといった場合、借地の問題なんかもあるのかもしれないけれども、やはりそれなりのことを徹底してやった上でやむを得ずというのなら、皆さん納得すると思うんですよ。ところがその2回だけとか、そういうのはちょっといかなものかなと思うんですけども。やはりこの事業に対して、その程度というのはちょっと納得性が低いと思うんですけどね。ここでいろいろ詰めるつもりはないんですけど、なぜそれ2回だけだったんでしょうか。特に新居浜とか、成功されている地域とか、見学とかは行かれてなかったんでしょうか。

○議長（八束 正） 横山産業課長。

○産業課長（横山眞史） 特に職員の方ではそういう取組はしておりません。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 非常に残念な言葉しかいただけないので、これ以上言うつもりはないんですけど。せっかく目的があって進めた事業、これもやはり貴重な税金がかかっているわけですので、やるならとことんやっていただくと。とことんやってどうしてもやむを得ないのなら、今回のような措置というのもほんと仕方がないのかなと思います。特に、私は松前町への移住者の一人でありますんで、やはり松山から見ると、適度な自然があって、本当に子育てしやすい町だと思うんですよ。そんな中でいくと、この市民農園というのは、新居浜も知り合っているのでもちよっといろいろ調べて聞きましたけれども、やはりちっちゃな子どもたちいる御家庭とかが多いわけなんですよ、どちらかという。そうすると、子育てする町として、単に農園だけ、農業振興策というだけではなくて、まちづくりの一環として、私は非常にいいものだと思うんですけど。それを業者にといたら、業者も利益になるとすればそれはかむでしょうけれども、なかなか一般的にはちよっとかみにくいことが多いんじゃないかと思います。終わることが決まっていることであるんですけども、できれば、今後そのようなまちづくりに関しても御検討いただいて、御検討してまちづくりの一環として土と触れ合う、松前は近郊農業として、やっぱり農業の町でもありますんで、そういった考えも今後御検討いただきたいと思うんですけども、いかがなものでしょうか。

○議長（八束 正） 徳居産業建設部長。

○産業建設部長（徳居芳之） 土と触れ合う機会と言われました。松前町では、先ほども言いましたように、市民農園を廃止することに決定しております。今、課長の方からも申しましたように、今現在できている市民農園につきましては、農具も貸出しをしております。憩いの場もある、苗も提供しておる、トイレ、駐車場も完備しております。そういうふうなところで、町民、町外の方が憩えて、土に触れ合っていたらと思います。松前町の場合は、ある場所、議員さんも御存じだとは思いますが、トイレも休憩場もございません。駐車場もないということで、今後、この農園についての土に触れ合う場というのは、今現在検討はしてないところでございます。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 現状はそうなんですね。でもせっかくいいところをみすみす民間企業だけに任せるといのはいかがかなと思いますので、そこのあたりは、これは町長にお願いするべきことなんでしょうかね。土への触れ合いの場というのを、何らかの方法で御検討いただく方がよろしいんじゃないかな、これは私からの提言なので、御意見、もしあればお願いできればと思います。

○議長（八束 正） 岡本町長。

○町長（岡本 靖） 今の状況の中で、もう既に民間での市民農園ができてますから、先

ほど答弁の中でもありましたように、それ以外何もない、どこの企業も手出ししない中で、それを行政がつくっていくということは行政の仕事としてあり得ると思いますけれども、今の状況の中では、もう行政の役割は終わったというふうに私は理解しておりますから、あの農園が続いて、民間でもう一つもできようというようなお話もありますから、それが続いている限りは、行政が手を出すということは考えておりません。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 民間があった場合はもう民間でということのお考えのようなのですね。そういう御判断ということで理解しておきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

2番目としまして、町民を守る防災対策についてというテーマでございます。

防災対策に関しては、これまでのほかの議員からも大分出ておりまして、かむところも大分あるんですけども、とりあえず復習という意味で御答弁お願いできればと思います。

まずは、町民を守る防災対策について、2番です。

これ、台風18号の反省はということで、まず1番、災害直後の調査報告並びに12月4日の全員協議会時にいただいた資料でも、被害状況の把握、結果以上のことが不明でありました。被害状況把握の結果、対策として、何をどのようにいつまでに改善するのか、また必要と考えた改善すべき内容と対策の完了予定の時期はいつなのか。要は、いろいろ対策するという御答弁、先ほどもありましたけれども、期限を決めて検討するのが、目的を達成するためにはごく一般的には当たり前のことかと思っておりますので、そのあたりはどうお考えなのかということ、1番として伺いたいと思います。

(2)としまして、防災対策策定において何を基準に対策を検討し、町民への周知徹底を図っているのかというところ。これに関しては、町内における各種災害の想定集は策定していると思うが、不十分でないか。

2番として、被害レベル別の想定になっているのか。

3番として、どんな基準で対策を講じているのか。

4番として、災害時の周知徹底策に関する課題は何で、いつまでに解決するのか。ここ、ちょっと重複するかもしれませんが、そういったことです。

あと3番として、現地現場主義で行われたのかと。現場で誰が確認してそういったことが行われたか。これは、災害当時の指揮、命令系統はどうなっていたのか。これは全体及び避難所。あと現場の職員が判断し対応していたのか。また、避難所からの帰宅等、災害後の処理についてはどうだったのかということです。これは、前にこちらの担当課の方へ申し添えておきましたけれども、想定集という言葉がこちら出ております。想定集です。これも言葉の定義、はっきりしておかないと、それぞれ誤解があると思われましたの

で、想定集という言葉の定義申し上げます。これは、被害想定、すなわち言い換えると被害予測に基づいた避難対策のことです。御存じのとおり、被害には様々な段階があります。当町で既に出されている防災マップには、被害のいろいろなレベル段階というのが書かれています。ただ、防災マップに関しまして私の理解は、被害レベル、大体これぐらいのときはこうなるというのは、あの地図で把握することができるんですけども、それではそれぞれのレベルにおいて、町民はどのように避難したらいいのか、そういった指針というのがあそこからは読み取れないので、そういった場合はどうするのかといったところ。想定集の言葉の定義も申し上げましたので、以上に基づいて答弁いただければと思います。

○議長（八束 正） 理事者の答弁を求めます。

升田副町長。

○副町長（升田年紀） それでは、町民を守る防災対策についてお答えをいたします。

台風18号に対する対応につきましては、本部体制、状況把握の手段、避難勧告等の判断基準、避難所開設、受入れの手順、高齢者等の避難、防災行政無線等による情報発信等々、全ての面で様々な課題があると認識をしており、現在、課題の把握に努めているところであり、課題を整理し、今後それぞれの課題ごとに改善策を検討していくこととしております。なお、検討に当たっては、防災対策プロジェクトチーム会議や下部組織であるワーキンググループでの検討を予定しております。これらの課題をこれから整理し検討していくことから、現時点ではいつまでに改善するとは言い切れませんが、遅くとも洪水の危険性のある梅雨時期までには改善しなければならないというふうに考えております。

次に、防災対策策定において、何を基準に対策を検討し、町民への周知徹底を図っているのかとの御質問ですが、松前町の防災対策については、災害対策基本法の規定に基づき、松前町地域防災計画において、国が公表した被害想定、過去の主要な高潮や内水災害の被害実績を基に、様々な自然災害に対する平常時の予防計画、災害発生時の応急対策、災害発生後の復旧、復興対策などを定めております。

防災対策に係る各種事業の取組については、関係各課連携の下、横断的な体制による防災対策プロジェクトチームを編成し、検討を重ねながら防災対策の着実な実施を図っています。

被害想定に基づいた避難対策の取組は、松前町総合防災マップの周知があります。この防災マップは、町民の皆さんが避難に対する事前の備えに役立てていただくことを目的に、災害の種類別にその被害範囲を地図化し、避難所情報や平常時から各種災害の発生に備え、町民がとるべき一般的な心構えなどの情報を加えた冊子で、町民の皆さんに各戸配布しています。この防災マップの被害想定区域は、それぞれの自然災害において、最大の想定条件で被害が発生したときにどの範囲まで被害が及ぶかを示しているもので、それよ

り小さい被害についても対応ができることから、被害レベル別にはしていません。

災害時の周知徹底に関する課題と対策については、先の藤岡議員の御質問にお答えしましたとおり、防災行政無線の情報が直接携帯電話に届くようなシステム導入や戸別受信機の購入補助制度を検討することとしております。

次に、災害時の指揮系統についての御質問ですが、台風当日は、気象状況により、午前9時に総務部長の命により水防準備態勢を敷き、参集した総務課、産業課、まちづくり課の職員により、総務部長の命で情報収集と町内の巡回等を行いました。その後、雨足が強くなってきたことから、14時20分に総務部長が水防機動班を招集し、土のうの作成及び搬送を命じましたが、激しい雨が降り続くことが見込まれたため、町長が災害対策本部を設置し、全職員に参集指令を出しました。その後の避難勧告等の発令や避難所開設の指示は町長が発出し、避難勧告情報を発信するとともに、職員を避難所に派遣し、避難所を開設したものです。

避難所での指揮系統の状況としましては、現場の職員及び施設管理者による協議により臨機応変に対応したところでございますが、必要に応じて本部に確認し、判断や指示を仰ぎました。

なお、避難者は、避難勧告解除を受けて避難所から帰宅する際は、道路が冠水状態のままでは危険を伴うことから、避難勧告解除前に職員に冠水していた道路の状況を確認させ、帰宅可能と判断できたことから、避難勧告を解除しました。

以上でございます。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 副町長、すいませんが、ちょっと聞き漏らしたとこ、よく聞き取れなかったところがあるんでお願いしたいんですが、今現状把握されてるということですね。時期はいつともまだ分からないけれどもというお話、最後の中で、ワーキンググループなどで課題などを検討して、遅くとも何とかの、梅雨時期と、どういうふうに、ちょっと聞き取りにくかったので、もう一度その時期をお願いできますか。

○議長（八束 正） 升田副町長。

○副町長（升田年紀） 遅くとも梅雨時期までにはということです。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 答弁の内容を理解いたしました。これまでもほかの議員に対しての質問とダブるところがありますので、その中でちょっと疑問な点、質問させてもらいたいと思います。

私が申し上げているこの想定集というのは、ちょうど前に質問された影岡議員のタイムライン、それに相当するものでございます。それに関しては、先ほどタイムラインの必要性ということで、三重県のとある町と本町とでは200と60ぐらいの差があると。それは検

討されるということなんですね。大いにそちらの方は御検討いただきたいと思います。

それで、先ほどたしか藤岡議員のときの御答弁の中で、まず地域の防災計画、これは地域住民が地元のリスクを把握した上で対策を検討する、素案がベースとなつてつくられるということ。ただ、これ、私が知らないだけなのかもしれませんけれども、地域住民が対策検討というのは、あくまでもそこだけに任せ切るというか、例えば同じ対策を立てるといっても、それなりにみんなが専門知識あるとも思えないので、何か支援策みたいなものはあるのでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（八束 正） 升田副町長。

○副町長（升田年紀） これにつきましては、今現在、松前町内ではどこの地区もつくっておられません。そのために、先ほど御答弁しましたとおり、町の方もモデル地区をつくればつくつてということですが、そういう形で協力しながら、最初のうちはつくつていきたいというふうに考えております。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） これからということでございますね。確かにいろいろ考えるとやること盛りだくさんで、非常に大変なことだと思います。今回の台風の例が、いい意味で教訓として役立てればよろしいかなと思いますので、あとはやはり期限です。梅雨までには一通りと。私、ちょうど10月の台風の後すぐ、議員各位には書類、現状の報告書という書類をいただいて、その次に全員協議会のときもまたいただきましたけれども、内容的には余り差がなかったもので、一般町民にも見せましたら、対策遅過ぎるんじゃないかといったようなお叱りの声もいただいたわけなんです。ですから、そのあたり、対策に関してはじっくりとという話もあるのかもしれませんが、やはり完璧を目指してるんじゃないかなつていう、これあくまでこちらの勝手な感想なんですけれども、やはりできるところからここはこうすると、決められるところは発表していくことも一つの方法なんではないかなと思われま。

それでは、最後の質問に移ります。

ちょっと今と重複するようなところで、部分的には、災害時の避難対策、弱者対策として、障がい者と幼い子どもたち、高齢者に関してでございます。

それで、社会的弱者に対する災害時の避難対策について問いたいと思います。

まず1つとして、町としての対策はということで、障がい者対策、また幼い子どもの対策、あと高齢者の対策、3点について、町としての指針、考え方と具体的な避難対策の内容を答弁いただければと思います。

今度2点目としまして、特に町の保育、教育施設や、地域の自主防災組織に対し、どんな避難基準の考え方や避難策を提供しているのかと。

これは、①としまして、各種災害の被害レベルに応じた想定集はあるのか。想定集の意

味は先ほどと同じでございます。

②としまして、各施設や自主防災組織が防災訓練をしておりますが、担当部署は必ず参画して訓練時の情報を収集され、それを基に分析、報告書の作成など、また更に訓練後の対策をバージョンアップされているのかということをお尋ねしたいと思います。

あと3点目としましては、地域の保育所や幼稚園などの教育施設等の避難において、当該施設の保護者会とその地域の防災組織、例えばの話ですが、老人会、婦人会などが主体になると思うんですけども、その連携はあるのかどうかということをお尋ねしたいと思います。

あと3番目として、町として、弱者対策としてどんな支援が可能か。

というのは、これは施設の職員、例えば老健施設とか、幼稚園や保育所などの施設の職員だけでは到底無理だと思うんです。地域の協力というのが不可欠であろうと思いますので、それぞれ連携できてる部分はゼロではないとは思いますが、ある面、町が間に入って音頭を取ってやっていく必要性を考えましたので、そちらはどういうお考えなのかということをお答えいただければと思います。

○議長（八束 正） 理事者の答弁を求めます。

久津那総務部長。

○総務部長（久津那良幸） 社会的弱者に対する災害時の避難対策について、町としての対策をお答えします。

社会的弱者対策についてですが、障がい者、高齢者等の避難行動要支援者について、平成25年の災害対策基本法の改正において、避難行動要支援者名簿の作成が市町村に義務付けられました。災害発生時には、名簿を活用して安否確認や避難支援を行うこととしています。この名簿のうち、個人情報開示の同意を得た要支援者を記載した要支援者名簿を自主防災組織、民生委員、社会福祉協議会へ事前に提出しており、毎年更新しています。

松前町避難行動要支援者避難支援計画では、住田議員に答弁したとおり、同意を得た要支援者を地域の誰がどのように支援を行うのかを事前に定める個別計画を、町の依頼により自主防災組織で作成することとなっています。現在は個別計画の策定が進んでいない状況で、現在1件のみの作成となっています。今後、各地域に対し、個別計画作成に向けての働き掛けを強めてまいりたいと思います。

保育所、幼稚園及び学校などの幼い子どもの対策につきましては、松前町保育所防災マニュアル、保育所消防計画及び学校防災マニュアルに、災害が起こったときの対応や連絡の方法について取り決めています。また、保育所が月に1回、幼稚園、学校が年に3回の避難訓練を行い、いざというときに備えています。老健施設等に入居している高齢者対策につきましては、東日本大震災の甚大な被害を教訓に、介護サービス事業所に対し監督官庁としての県や松前町が条例で、災害の種別に応じた地震対策や風水害対策などの個別計

画の策定、避難訓練の実施及び備蓄の確保等、非常災害対策の強化を義務付けています。現在では、町指定の介護サービス事業所10か所、県指定の介護サービス事業所20か所で個別災害計画を策定するとともに、定期的に避難訓練を実施しています。

なお、介護老人福祉施設やグループホームの一部では、地元消防団と合同で避難訓練を実施するなど、消防団が日頃から施設の構造を把握し、緊急時に人命救助等が速やかに行えるような体制づくりに取り組んでいます。

次に、町の保育、教育施設や自主防災組織に対する避難基準や避難策の提供についての御質問ですが、松前町地域防災計画において、保育所、学校等は災害時に安全かつ迅速な避難を行うことができるよう避難計画を作成し、住民等に周知するとともに、計画に基づいた訓練を行うこととしています。そのため、保育所や学校においては保育所防災マニュアルや学校防災マニュアルを定め、マニュアルに沿った避難訓練を定期的に行っています。

各地域の自主防災組織の防災訓練への参加についてですが、各地区から要請があれば訓練に参加させていただき、必要に応じて助言や講評をさせていただいています。保育所、幼稚園及び学校で行われる避難訓練への参加は行ってはいません。また、防災訓練や避難訓練の報告書の作成なども行っていません。

保育所、幼稚園、教育施設等の避難における地域との連携については、近隣住民や地域の老人会や地区役員等へ協力依頼し、実際に避難訓練を実施するなど、平常時から連携を図っています。松前幼稚園では、松前小学校と合同で避難訓練を行い、地域の方や自主防災組織と連携を図っています。また、古城幼稚園では、今年度、幼稚園近くのマンションと一時避難所として使用させていただき覚書を交わしました。今後は、避難訓練以外にも、地域の方や自主防災組織に御協力をお願いしたいと思っています。

次に、保育所、幼稚園や老人施設の避難については、職員だけで避難をすることは難しい場合も出てくると思います。そのため、各施設においては、周辺地域の自治会、老人会や地域役員に対し災害時の協力依頼を行い、緊急時に備えているところです。ただ、協力させていただく内容は、現在のところ具体的になっておりません。今後、地域ともお話をさせていただき、協力していただける事項についてはお願いしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 御答弁ありがとうございます。

まず最初、1つ目の追加の質問としまして、例えば老健施設など、10か所、20か所ですか、避難訓練されてるということなんですけども、実は私も先日、古城幼稚園の津波対策に関する高所避難ということで、たまたま避難場所が私が住んでるマンションでしたので

参加させてもらいました。やはり、実際、何ていいますか、最近はいろいろ何かあるとインターネットで調べたりすることが多いんですけども、実際に現場に出ると、思いも寄らなかったことなどというのが、結構数々気付くところがありまして、幼稚園の園長先生や主任の先生たちと、終わった後にいろいろと今後の対策ということでお話もさせてもらいました。

それで、避難訓練した後、あと30、40ぐらいあるわけなんですけれども、避難訓練やった後にいろいろ課題などが見つかると思うんです。そういった課題というのは、それぞれの施設から集約して、今後の新たな対策ということで、活用とか、質問としては訓練後の課題の収集、及びその収集に対して今後の課題等の立案に関して指導などされているのかどうか、そのあたり、いかがでしょうか。

○議長（八束 正） 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） 高齢者の関係の施設なんですけども、特に松前町が指定を行っている事業所につきましては、2か月に1回、地域の運営会議というものがあります。その地域の運営会議の中で、避難訓練を行った場合はその会議で報告がなされていると。その会議の中で集まった方の中では話合いはしとるというふうな認識はしておりますけども、それを町の方で報告としては求めてはおりませんので、ただその会議の中に職員の方は入っております。その中で気が付いた点は、参加した職員の方が指示なり、意見なりは述べておると思っています。ただそれを集約という指示はしておりませんので、今後必要があれば、集約はしていきたいとは考えております。

以上です。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 言葉尻と言うわけじゃないですけども、必要があればというか、実際そういう話は全くないことはないと思うんですよ。やはり、先ほどタイムラインに関して、三重県のとあるところが基準として200、当町が60と。これ、200というのは、そう簡単に行けた話じゃないと思うんですよ、恐らく。やはり実際訓練とかこの目で見てみると、細かなところ、気付かないところ、私一人でも数点気付くわけですから、これだけの人数、恐らく全員で参加したらもっと多くなると思うんですよ。そういう蓄積がやはり対策ということになりますので、一事が万事だと思いますので、今後避難訓練した場合は、そういったものを集める。今度はその次の避難訓練のときに、その課題というのが克服されたのかどうか、そういった検証をそれぞれに課して、町としてはせつかく貴重な情報となるので、収集いただくのがよろしいかと思っております。そちらの方、やっていただければと思います。これは私からの提案でございます。

あと、それで次の質問、移りますけれど、やはり地域防災計画ということで、ベースとなる素案が非常に重要になってくるんじゃないかなと思います。特に、先日の古城幼稚園

の参加のときに、私、いろんな方々いらっしゃるのかなと思ったら、外から出たの私だけだったんで、ちょっとびっくりしたんですけど、園長先生に聞くと、お声掛けはしたんだけども皆さん都合がつかなくてと、急に予定変更があったのでということなんです。ちょっと残念だなと思った次第なんですけれども、やはりそれぞれの方、現場に行くと見えないものが見えてきますので、できるだけ積極的に、都合がとれない場合は課員のほかの方とか、これは参加させるべきじゃないかと思います。

更に加えて、その地域の協力体制ってところなんですけれども、地域の協力体制、例えば非常時、やっぱり自分の身が一番になってくるので、どれだけ動けるかという問題があるかと思います。そうなってくると、日頃付き合いのない人っていうのは、余り声掛けっていうのは一般的に考えるとしないんじゃないかなと。そういった意味も加えて、地域でお祭りやったりとか、幼稚園のいろんな会、地域の方もお招きしてとかというお話があるろうとは思いますが、そちらの方、この間たまたま地域の方も誰もいらっしゃらなくて、避難施設を提供された大家さんだけが、雨の中、終始見守ってくださったんで、ほんとありがたいお話だなと思いましたけれども、そこのあたりもっと、今後、町の入り方というのはいろいろな方法あるかと思いますが、もっとそこのあたりは努力すべきところではあるんじゃないかなと思いますので、今後お願いできるでしょうか、いかなるものでしょうか。

○議長（八束 正） 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） 保育所、幼稚園、こういったところに関しての地域の協力については、先ほど金澤議員に申しましたとおり、ふだんからの交流がないと、いざというときの地域の助け合いというのはないと思います。そういう意味では、各保育所、幼稚園とかで、ふだんの行事の中で地域の方をお招きをしないとということはありません。ただそれを、こちらの方が理解を求めるといえるかと言えば、防災に関して理解をそういう機会に求めるといえるかと言えば、それはやってないと思いますので、そういう意味では、もう少し踏み込んだところが今後必要かなとは思っております。ただ、ふだんの防災訓練、避難訓練のときに、職員が参加するということで、実際災害が起こった場合、職員は災害対策本部の方で動きますので、実際現場の方に行けないというのが現実でありますので、そういう意味では、地域の方が来られないから職員を当日派遣するという考え方は、基本的に行わない方がいいのかなとは思っております。

あと、高齢者の方で先ほど地域の消防団が避難訓練をしないとという答弁の中に、施設の構造が分からなかった、それを理解するためというのがありましたけれども、高齢者の入るとる方の特性、これが消防団の方が入って見たら初めて分かったと。一般の避難される方とは違うという意味で、避難訓練に参加してよかったんで、今後とも入居者の状況が変わるたびに、消防団としては入って、どういう支援ができるのかというのを、施設と併せて

勉強したいということもありますので、そういう報告は受けております。ある意味、施設の方が、入居者の特徴的なところ、避難を行う際に特に助けてほしいところ、そういった具体的なところも訓練を通して理解をいただいておりますということ、そういうところに関しては、今後積極的に、ほかの施設に関しても情報を共有できるような体制をとっていきたいと思っております。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 情報の共有の重要性を非常に認識してくださっているので、非常にありがたいことだと思います。やはり、訓練、実際出た者でないと分からないということが非常に多いので。これも訓練終わってから1日、2日と、大体3日ぐらいたつと忘れてきますので、早いうちにそういった意見収集、町としては情報をきっちり押さえておくということが非常に大切ではないでしょうか。まず、そのあたりから進めていただいて、先ほど副町長おっしゃってくださったように、梅雨あたりまでですか、一通りということで。一通り頑張ってください、それでもなかなかという部分が当然出るかと思えます。そこはやはりまた期限を区切っていただいて、逐次報告をいただくことで町民の皆さんも安心できるんじゃないでしょうか。

それでは、以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（八束 正） 金澤浩議員の一般質問を終わります。

2時25分まで休憩をいたします。

午後2時9分 休憩

午後2時25分 再開

○議長（八束 正） 再開いたします。

9番加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） 議席番号9番加藤博徳が議長の許可をいただきましたので、一般質問をいたします。

まず、質問の前に、今回の台風18号で被害に遭われました方々に心よりお見舞いを申し上げますとともに、町職員の方々並びに関係諸団体の皆様には、夜遅く対応していただいたと聞いております。町民の皆様にかわりましてお礼を申し上げます。お世話になりました。

さて初めに、議員提案により建設の運びとなりまして、老朽化していた松前保育所と宗意原保育所のかわりとして、今年10月に松前ひまわり保育所が開設し、すばらしい保育所が誕生いたしました。開所してまだ余り時間が経過しておりませんが、新しい建物に加えて、人数的にも大規模化し、不慣れな点もあろうと思いますが、現在の運営状況と保護者等の評判についてお答えをいただいたらと思います。

また併せて、今年の春に北伊予小学校内に開所した北伊予放課後児童クラブの運営状況

についてもお答えをいただければと思います。まず1点目にこれをお願いしたいと思えます。

○議長（八束 正） 理事者の答弁を求めます。

西岡福祉課長。

○福祉課長（西岡きわ子） 松前ひまわり保育所と北伊予放課後児童クラブについての一般的な運営についてお答えします。

まず、松前ひまわり保育所についてお答えします。

松前ひまわり保育所では、子どもたちが新しい環境に慣れ、安全・安心に過ごせることを最優先とした保育を実施しています。中でも、3、4、5歳児クラスは、遊ぶ部屋、食事をする部屋、昼寝をする部屋を分け、またランチルームでは3、4、5歳児と一緒に食事することとしているので、保育室ではじっくり遊ぶことに専念し、ランチルームでは異年齢児との食事を通して交流を楽しんだり、3、4歳児が5歳児の行う配膳を手伝ったり、食事の仕方をまねながらマナーを学んだりする姿があり、食育の向上が図られています。

子どもたちは、予想以上に早くから新しい生活になじみ、事故やけがもなく、保育所生活を楽しんでいます。保護者に対しては、内覧会において施設見学をしてもらい、パンフレット等による施設の利用の仕方についても説明したことにより、大きな混乱もなく利用していただいています。また、開所してすぐに施設の利用や環境設定についてアンケートを実施しましたが、その時点では問題は何も挙がらず、保護者には受け入れてもらっていると判断しています。さらに、近隣の方には、工事着工前には保育所建設、移転の理解を求め、園舎完成時には保育所運営への協力をお願いしてきました。どなたからも好意的な言葉をかけていただく中で、保育所の外灯を地域の防犯対策として活用させてほしいとの要望があり、日暮れから日の出まで点灯させるように対応しています。

一方、保育所開園後、交通事故が近くで発生したことを受け、保護者送迎時の交通マナー向上のために、伊予警察署の協力をいただき、保護者講習会を行いました。今後も地域との協力関係を築いていけるよう、取組を進めていきます。

続いて、北伊予小学校放課後児童クラブについてお答えします。

北伊予小学校放課後児童クラブは、施設の新築に伴い、29年4月から、1年生から6年生までの全学年を対象として受け入れ、運営しているところです。新しい施設は小学校に隣接し、子どもたちが直接運動場から児童クラブに安全に通うことができ、また学校の運動場や遊具を利用できる環境にあります。また、新しい児童クラブの教室は広くて、子どもたちにとって活動しやすく、指導員にとっても見守りしやすい環境となりました。地域の方からは、町政懇談会において、6年生まで受け入れしてもらいたいとの御意見をいただいております。また、保護者からは放課後児童クラブの敷地内に駐車場があるこ

とから、お迎えの際、安全で便利であるとの声を聞いており、良好に運営していると考えています。今後も、子どもたちが安全・安心して過ごせる居場所となるように努めてまいります。

○議長（八束 正） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） いろいろお聞かせをいただきました。まだまだ開所して時間がありませんので、今後ともいろんな改善点が出てまいろうと思いますが、利用者の声を大切に、今後とも取り組んでいただきたいと思います。

2番目の項目に移りたいと思います。

災害対策につきましては、そこに事前に申し上げておりますが、今まで5人の方が答弁をしていただきました。重複は避けたいと思います。

そういった中で、1点だけ、通告書にはないんですが、よくばくだいなお金が排水工事にはかかるというふうなことが出ておりました。通告書にはないんですが、この1点、御質問させていただいたらと思いますが、分かるようであればお答えいただきたいと思います。

○議長（八束 正） 通告書にないものは答弁はできないと思いますので、御理解をお願いしたらと思います。

加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） 分かりました。

それでは、1項目め、2項目め、ともにお答えをいただいている中で、1点だけ、そうしますと、その被害に対しての対策事業費は、来年度の予算の中に組み入れをしようとしていますかということについて、お答えいただけますか。

○議長（八束 正） 理事者の答弁を求めます。

山本総務課長。

○総務課長（山本有三） 来年度の予算につきましては、予算編成時に十分精査し、必要なものは計上させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（八束 正） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） 対策にばくだいなお金がかかるというふうなお話を聞きましたが、一般の住民の方はなかなか理解しにくい部分もあるんじゃないかなろうかと思います。安全・安心のまちづくりの点からも、全国でも山のない、災害の少ない町と言われておりますので、この点、よく配慮していただいて、避難することも大切ですが、避難しなくてもよい対策を是非考えていただきたいと思います。災害については重複しておりますので、以上で終わります。

次に、近年公共施設等の老朽化により、施設等の閉鎖の話や、そのことに伴う事業廃止

のことが話題になっていますが、そのことについてお尋ねをいたします。

それぞれの事業主体は、町主体のものとサークル主体、地域主体とそれぞれの思いを込めて実施してきたと思います。事業主体者も年齢がだんだんと高齢化し、事業の維持さえ難しくなりつつあります。一度事業をやめれば二度とできないように思います。継続は力なりという言葉もありますが、今実施している事業を、建物を今後どのようにしていけるのか、お聞かせください。

○議長（八束 正） 理事者の答弁を求めます。

合田財政課長。

○財政課長（合田光隆） 公共施設等の閉鎖に伴う事業廃止についてお答えいたします。

松前町において、施設の老朽化などため、今後、廃止や建物の解体予定がある施設としては、旧宗意原保育所、松前老人憩の家、旧保健センター、旧給食センターがあります。このうち、旧宗意原保育所及び旧保健センターにつきましては、来年度に解体工事を予定しており、松前老人憩の家については、西公民館の改修工事が完了後、西公民館に移転し、現在の老人憩の家は解体工事を行う予定です。旧給食センターについては、利用者に対し、閉鎖後の活動の場などについて、説明や協議を行っているところです。今後も施設を閉鎖する場合は、これまでどおりその施設の利用者には事前に閉鎖理由の説明を行い、併せて閉鎖後の活動の場などについての協議を行うことで、利用者が困らないようにしたいと考えています。

なお、閉鎖する施設で実施している町主体の事業は、事業評価を行い、その結果を基に方針を決定します。地域主体の事業については、町が関与するものではないと考えています。

以上です。

○議長（八束 正） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） 一定の答弁をいただいたんですが、その中で事業評価を行って判断していくというふうなことがありました。その中で、いつまでにどういう評価を行っていくのか。また、先ほどの答弁の中で、行政の役割は終わったというふうな表現がありました。これに全てが尽きるんじゃないかという気がして、ちょっと私もがっかりしたんですが、そういう判断でよろしいのでしょうか。

また、あわせて、地域が主体的にやっているとという点については、それぞれ場所をお借りしているものであって、その場所がなくなるということは、その地域活動が公共施設の場所できなくなるというふうなことになるんですけれども、その点については配慮いただけるということでしょうか。

○議長（八束 正） 合田財政課長。

○財政課長（合田光隆） 今、3点の御質問があったと思うんですが、早過ぎてちょっと

書き取れなかったんですが、もう一度お願いしてよろしいでしょうか。

○議長（八束 正） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） 1つは、事業評価をいつまでに行って、その判断をどうするかという点が1つと、もう一つは、事業報告はいつまでに行って、いつからそれを実施するかという点です。

それともう一つは、さっきのほかの議員の質問の中で行政の役割は終わったという答弁をいただきましたが、そういう、今まで行政がやってたのをやめていくということは、そういう行政の役割が終わったという感覚でよろしいんでしょうかというのが2点目。

3点目は、地域の方々がやっていた事業の場所を、町の施設をお借りしとったんですが、町の施設がなくなると、その地域活動という場がなくなってくることに對して、どういふふうにお考えでしょうかという、この3点なんですが。

○議長（八束 正） 合田財政課長。

○財政課長（合田光隆） 先ほどは失礼しました。3点についてお答えします。

まず、1点目の事業評価をいつまでに行うかということは、先ほど答弁いたしましたように、町主体の事業につきましては事業評価を行います。しかし、地域主体の事業については町が関与するものではないと考えておりますので、事業評価については該当しないと思っております。

2点目の行政の役割については終わったのではないかとということ先ほど言われたんですが、こちら、今回、お示ししました施設につきましては、宗意原保育所、新築になりました松前、宗意原の統合保育所の方に移転、業務的な役割は移っております。松前老人憩の家につきましても、西公民館の方に移転をして、役割としてはまだ継続中でございます。旧保健センターも健康センターができておりますので、そちらの方に移転しておる状況です。旧給食センターにつきましても、当然今の給食センターがございまして、そちらの方に移転しておりますので、役割としては全く終わってはおりません。

3点目の場所を借りていた利用者が場所がなくなるという点につきましてお答えするんですが、基本的に各施設、今回の施設につきましては、空き教室とか、そういうもんで全くなくて、今回空いている施設をその間だけ使っただけであればという認識で町はお貸ししていたと考えております。ですので、基本的に自主事業につきましては、あくまでも自主的に実施される事業でございますので、その自主的に事業される内容について、町の方でいろいろと援助をするっていうことは、基本的には考えておりません。ですので、今回の場合につきましても、地域の事業につきましては、基本的には自主事業ということにつきましても自主的に対応を考えていただければと思います。

ただ、先ほど言いましたように、廃止する施設で実施する活動の場などについての協議は、極力こちらの方も御協力できる部分についてはしたいと考えております。

以上です。

○議長（八束 正） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） 事業評価を行うということは、さっき答弁いただいたんですが、私の質問の中にいつまでにするんですかという問いがあったんじゃないかと思うんですが、その点についてはいかがですか。

○議長（八束 正） 合田財政課長。

○財政課長（合田光隆） 町の事業につきましては、当然、その施設を廃止するっていう判断をする時点で、その事業については継続するか、そのままほかの場所に移転して行くかという判断は行うこととなります。ですので、それは廃止が決定して、その施設がなくなる前には決定することとなります。

○議長（八束 正） 升田副町長。

○副町長（升田年紀） ちょっと補足してお答えをさせていただきたいと思います。

事業評価ですけれども、今現在、松前町では事業評価、全ての事業に対してやっています。これは毎年度やっています。その中で、町が実施するのが適当な事業かどうかの判断、費用対効果の面とか、いろいろな面から考えて事業評価を行っております。そういった中で、施設の廃止と併せてということになれば、今財政課長が御答弁したように、何かの施設を廃止することになって、そこでやりよる事業をどうするかということになってくると、その段階で同じように事業評価を行って、それが継続するという、これはまだ必要な事業であろうというふうに判断すれば、他の施設を利用するか、そういうことでやっていくということになるかと思えます。

○議長（八束 正） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） 一定の答弁は分かるんですが、地域でやってた事業に対して場所がなくなったりすると、一生懸命やってたのに、振り返ってみるとはしごがなくなるといふような感じにも受けとめるんですが、そのあたりの御配慮はしていただけるのでしょうか。

○議長（八束 正） 升田副町長。

○副町長（升田年紀） 町の施設をお貸ししてやっただいている事業、様々あると思うんですが、町の施設というのは1か所ではございません。いろんな施設、公民館であるとか文化センターであるとか、いろんな施設がありますので、そういった施設で利用できないかというようなことも含めて協議をさせていただきたいと思っております。

○議長（八束 正） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） 今されてる方の中で非常に困惑されている方が多いございます。是非とも、今、副町長が言われたように、懇切丁寧に取り組んで、それぞれの立場で指導なり協議をしていただいたらというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（八束 正） 升田副町長。

○副町長（升田年紀） 先ほども御答弁しましたとおり、はしごを外すとか、そういうことでは全くありません。利用されている方が町内のほかの施設を使って利用するということと言えば、町としても協力をしていきたいと思っております。

○議長（八束 正） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） 是非、皆さんの困らないように御配慮いただいたらというように思います。

次に、国体についてお尋ねをします。

松前町民全体で取り組んだ、愛媛県で64年ぶりに開催されました国体は、松前町内で3種目の競技が実施され、身近にスポーツのすばらしさを感動する、感じ取れることができました。数年前から庁舎内に組織委員会を立ち上げ、準備を始め、慣れない実施運営には並々ならぬ御苦勞が推察されます。今、国体が無事終了しほっとされているんじゃないかと思いますが、終了に伴う総括についてお尋ねをします。

まず、全体の運営状況として、ホッケー場、ボクシング会場、射撃会場はどうであったか。特にホッケー場においては、来場数、特に当初からトイレの利用状況で水の心配がございましたが、そのあたりを含めてお答えいただければと思います。

○議長（八束 正） 理事者の答弁を求めます。

塩梅国体推進課長。

○国体推進課長（塩梅 淳） それでは、国体終了に伴う総括について、本町で開催しました3競技の運営についてお答えをいたします。

まず、競技後ごとの来場者人数ですが、ホッケー少年男女は延べ6,358人、ボクシングは延べ1万281人、ライフル射撃、センターファイアピストルは延べ1,631人で、3競技合わせて延べ1万8,000人の来場がありました。

次に、運営につきましては、各会場で全国から来場する方々へのおもてなしのため、町内小・中学校、幼稚園、保育所で準備をいただいた歓迎、応援のプランター、またのぼり旗の設置や各種団体による振る舞い料理の提供を行いました。振る舞い料理は、会場それぞれに日ごと300食を用意しましたが、2時間ほどでなくなる盛況ぶりでした。また、ホッケー会場で、他県チームを応援する町内小・中学校単位の学校応援や、行政地区単位の地域応援を行い、参加チームにおもてなしの気持ちが伝わり、チームに力を与えたと思っています。競技終了後には、応援を受けたチームからお礼の手紙もいただいております。競技会の運営については、参加いただいた運営ボランティアの皆様の御協力により、競技日程どおりスムーズな運営ができ、開催競技中央競技団体からは、近年では一番よい大会でしたとお褒めの言葉をいただいております。また、日本ホッケー協会、日本ライフル射撃協会からは、感謝状もいただいております。

次に、駐車場につきましては、ライフル射撃競技会場駐車場について、雨天により一時グラウンド状態が悪くなり、来場された方に御迷惑をお掛けしましたが、天候不順による以外は、各駐車場とも満車、混雑による問題はありませんでした。トイレにつきましては、トイレ使用の混雑を避けるため、各会場に仮設トイレを設置しました。仮設トイレを設置したことで、使用時の混雑もなく、仮設トイレを全て洋式でウォシュレット付トイレにしたことで、清潔感がありとてもよかったと、利用者の方から高い評価をいただきました。

国体の開催は、松前町にとりまして初めてのことでありましたが、全国からお越しいただいた皆様をオール松前でおもてなしをしようと、たくさんの町民の皆様に御参加をいただきましたおかげで、松前の国体はよかったと、来町された多くの皆さんに満足していただきました。松前町にとりましては、オール松前で四国愛媛の松前町を十分にPRし、新たな歴史を刻むことができたと思っています。

以上でございます。

○議長（八束 正） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） 1点だけ。ホッケー場のトイレの利用状況、来場者数6,358人ということはお聞きしたんですが、もとよりトイレの水の心配をされとったことがあったと思うんですけども、水洗の水については問題なかったんでしょうか。

○議長（八束 正） 塩梅国体推進課長。

○国体推進課長（塩梅 淳） 特に問題ございませんでした。

○議長（八束 正） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） ありがとうございます。今回の貴重な経験を今後の行事等、企画に生かしていただければというふうに思います。

それでは、最後の質問に移らせていただきます。

平成28年度の国費、県費の歳入歳出金額、それぞれの国費、県費の内訳を教えてくださいというふうに思います。

○議長（八束 正） もう一点ないですか。3点目。大丈夫ですか。

加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） 失礼しました。平成29年度以降、公共施設等総合管理計画に基づく歳出の増加が課題になると思いますが、国費、県費の推移予測は幾らぐらい予定しているのでしょうか。

また、どのように対応するのでしょうか。

○議長（八束 正） 理事者の答弁を求めます。

合田財政課長。

○財政課長（合田光隆） では、平成28年度の国費、県費と今後についてにお答えいたし

ます。

平成28年度一般会計の決算において、国費である国庫負担金や国庫補助金などの国庫支出金の歳入額は、14億242万8,000円でした。充当した主な事業としては、児童手当給付で3億3,113万6,000円、障がい者に対する自立支援給付等で2億3,991万2,000円、西古泉筒井線に係る幹線町道整備に対する補助金で1億9,285万8,000円などです。また、県費である県負担金や県補助金などの県支出金の歳入額は、8億1,435万6,000円でした。充当した主な事業としては、障がい者に対する自立支援給付等で1億1,892万円、国民健康保険の財政支援で1億496万9,000円、児童手当給付で7,313万9,000円などです。

平成29年度以降の国庫支出金や県支出金の推移ですが、国庫支出金や県支出金は実施する事業に対し国や県から支出されるもので、国庫支出金や県支出金の交付対象事業を実施することで歳入額が決定します。そのため、今後の実施事業数や規模により歳入総額は変動することになります。松前町公共施設等総合管理計画は、これから多くの施設が整備の必要となる時期を迎え、このままでは施設整備の費用がばくばくになることから、今後、計画的に整備することにより、整備費用の負担軽減を図る目的で策定したものです。この計画を策定したことで歳出が増加するわけではありません。今後はこの総合管理計画の方針に基づき、歳出削減を図りながら計画的に施設整備を実施していきたいと考えています。

以上です。

○議長（八束 正） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） 私の思いとちょっとずれてるところがあって、費用、事業だけにしか書いてませんでしたので、詳細についてはまた後で聞かせていただいて、次回の質問に生かさせていただきます。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（八束 正） 加藤博徳議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

これにて散会します。

午後2時54分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

松前町議会議長 八 束 正

松前町議会議員 住 田 英 次

松前町議会議員 田 中 周 作

1 2 月 1 9 日 (第 3 号)

平成29年松前町議会第4回定例会会議録

平成29年12月19日第4回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

1番 住田 英次	2番 田中 周作	3番 金澤 浩
4番 影岡 俊範	5番 稲田 輝宏	6番 城村 トキ子
7番 村井 慶太郎	8番 藤岡 緑	9番 加藤 博徳
10番 八束 正	11番 岡井 馨一郎	12番 早瀬 武臣
13番 三好 勝利	14番 伊賀上 明治	

不応招議員は、次のとおりである。

なし

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、応招議員の14名である。

欠席議員は、次のとおりである。

なし

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	岡本 靖
副町長	升田 年紀
教育長	本馬 毅
総務部長	久津那 良幸
保健福祉部長	大政 哲志
産業建設部長	徳居 芳之
教育委員会 事務局 局長	大政 博文
総務課長	山本 有三
財政課長	合田 光隆
財政課技監	近藤 俊彦
税務課長	早瀬 晴美
国体推進課長	塩 梅 淳

福祉課長	西岡 きわ子
町民課長	重松 修平
保険課長	小池 良治
健康課長	和田 欣也
まちづくり 課長	松岡 謙三
産業課長	横山 眞史
上下水道課長	黒田 泰弘
会計課長	山田 運
学校教育課長	米澤 浩樹
社会教育課長	仲島 昌二

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	栗田 真吾
議会事務局 書記	楠田 匡志

平成29年松前町議会第4回定例会

議事日程表 No.3

	平成29年12月19日(火)	午前10時30分	開議
日程第1	会議録署名議員の指名		
日程第2	請願第3号 「農業者戸別所得補償制度」の復活を求める請願書		
上程	委員長報告(総務産業建設)	質疑 討論	採決
日程第3	議案第67号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例		
上程	委員長報告(総務産業建設)	質疑 討論	採決
日程第4	議案第68号 松前町立幼稚園設置条例等の一部を改正する条例		
上程	委員長報告(文教厚生)	質疑 討論	採決
日程第5	議案第69号 松前町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例		
上程	委員長報告(文教厚生)	質疑 討論	採決
日程第6	議案第76号 平成29年度松前町一般会計補正予算(第5号)		
上程	委員長報告(予算決算)	質疑 討論	採決
日程第7	議案第77号 平成29年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)		
上程	委員長報告(予算決算)	質疑 討論	採決
日程第8	議案第78号 平成29年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)		
上程	委員長報告(予算決算)	質疑 討論	採決
日程第9	議案第79号 平成29年度松前町介護保険特別会計補正予算(第3号)		
上程	委員長報告(予算決算)	質疑 討論	採決
日程第10	議案第80号 松前町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例		
上程	提案理由説明	質疑 討論	採決
日程第11	議案第81号 松前町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例		
上程	提案理由説明	質疑 討論	採決
日程第12	議案第82号 松前町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例		
上程	提案理由説明	質疑 討論	採決
日程第13	議案第83号 平成29年度松前町一般会計補正予算(第6号)		
上程	提案理由説明	質疑 討論	採決
日程第14	議案第84号 平成29年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)		

		号)			
上程 日程第15	提案理由説明 議案第85号		質疑	討論	採決
		平成29年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)			
上程 日程第16	提案理由説明 議案第86号		質疑	討論	採決
		平成29年度松前町介護保険特別会計補正予算(第4号)			
上程 日程第17	提案理由説明 議案第87号		質疑	討論	採決
		平成29年度松前町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)			
上程 日程第18	提案理由説明 議案第88号		質疑	討論	採決
		平成29年度松前町水道事業会計補正予算(第2号)			
上程	提案理由説明		質疑	討論	採決
	閉議				
	町長挨拶				
	閉会				

午前10時30分 開議

○議長（八束 正） ただいまから本日の会議を開きます。

~~~~~

**日程第1 会議録署名議員の指名**

○議長（八束 正） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名します。

3番金澤浩議員、4番影岡俊範議員、以上両議員を指名します。

~~~~~

日程第2 請願第3号 「農業者戸別所得補償制度」の復活を求める請願書（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）

○議長（八束 正） 日程第2、請願第3号「農業者戸別所得補償制度」の復活を求める請願書を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長岡井馨一郎議員。

○総務産業建設常任委員長（岡井馨一郎議員） 去る12月6日の本会議より当総務産業建設常任委員会に付託されました請願第3号について、審査の内容とその結果についての御報告をいたします。

請願第3号は、米価が生産費を大きく下回る状況の続く中、稲作農家の離農によって水田の持つ多面的な機能が喪失したり、地域経済が疲弊したりすることを防ぎ、稲作経営の下支えを行うため、農業者戸別所得補償制度の復活を求めるものです。審査においては、農業は担い手不足で小規模な農家は民間に生産を委託していて、将来農業の担い手がなくなってしまう。戸別補償をしてもらって農業を支援するべきである。また、この支援がなくなることによって農業を続ける農家がなくなるとは思われないので、請願の採択には反対する。

また、農地を維持するための補助金は継続されており、転作することで農業所得が増えるという政府の方針らしい。また、この補償制度に納得できない。本当に困っている小規模な専業農家に対する補償制度なら分かるが、専業、兼業の区別のない現在の制度はおかしいなどの意見がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、賛成少数で不採択と決しましたので、御報告申し上げます。

○議長（八束 正） 委員長の報告を終わります。

請願第3号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 討論なしと認めます。

採決を行います。

請願第3号は委員長の報告どおり不採択とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」の声あり）

○議長（八束 正） 異議ありとの意見がありました。

不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（八束 正） 起立多数です。したがって、本請願は委員長の報告どおり不採択とすることに決しました。

~~~~~

日程第3 議案第67号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）

○議長（八束 正） 日程第3、議案第67号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長岡井馨一郎議員。

○総務産業建設常任委員長（岡井馨一郎議員） 去る12月6日の本会議において、当総務産業建設常任委員会に付託されました議案第67号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例は、法改正に伴い、非常勤職員が育児休業をすることができる特別な事情を追加規定することで、子どもの2歳到達まで育児休業を再延長できるよう、条例の一部を改正するものです。

審査においては、特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（八束 正） 委員長の報告を終わります。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第67号を委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八束 正) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第4 議案第68号 松前町立幼稚園設置条例等の一部を改正する条例(上程、
委員長報告(文教厚生)、質疑、討論、採決)

○議長(八束 正) 日程第4、議案第68号松前町立幼稚園設置条例等の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長城村トキ子議員。

○文教厚生常任委員長(城村トキ子議員) 議案第68号松前町立幼稚園設置条例等の一部を改正する条例。

去る12月6日の本会議において、当文教厚生常任委員会に付託されました議案第68号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例は、現在施行されている条例を保護者にも分かりやすい実情に即した内容とし、町立幼稚園及び保育所の管理の適正を図るため所要の改正を行うものです。

審査の過程におきまして、条例中に定員を示すことにしたのはなぜかとの質疑に対し、保護者に分かりやすくするためであるとの答弁がありました。定員に対する受け入れ状況に関する質疑に対し、幼稚園は定員以内だが、保育所は待機児童対策として定員以上に受け入れているところもある、受入れは設備基準を超えない範囲であり、受け入れる人数に合わせ保育士も適正に配置しているとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案どおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長(八束 正) 委員長の報告を終わります。

質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(八束 正) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(八束 正) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第68号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八束 正) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第5 議案第69号 松前町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例(上程、委員長報告(文教厚生)、質疑、討論、採決)

○議長(八束 正) 日程第5、議案第69号松前町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例を議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長城村トキ子議員。

○文教厚生常任委員長(城村トキ子議員) 議案第69号松前町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例。

去る12月6日の本会議において、当文教厚生常任委員会に付託されました議案第69号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例は、児童クラブの管理の適正を図るため、現在の条例と運営規程を一本化した新たな条例を策定するものです。

審査の過程におきまして、定員を超える場合の対応に関する質疑に対し、児童1人当たりの専用区画面積を確保できる限り受け入れるようにしているとの答弁がありました。

以上の審査を行い、採決の結果、全員一致で原案どおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長(八束 正) 委員長の報告を終わります。

質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(八束 正) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(八束 正) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第69号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八束 正) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第6 議案第76号 平成29年度松前町一般会計補正予算(第5号)(上程、

委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

日程第7 議案第77号 平成29年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

日程第8 議案第78号 平成29年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

日程第9 議案第79号 平成29年度松前町介護保険特別会計補正予算（第3号）（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

○議長（八束 正） 日程第6、議案第76号平成29年度松前町一般会計補正予算第5号について、日程第7、議案第77号平成29年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第2号について、日程第8、議案第78号平成29年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号について及び日程第9、議案第79号平成29年度松前町介護保険特別会計補正予算第3号についてを一括議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長加藤博徳議員。

○予算決算常任委員長（加藤博徳議員） 去る12月6日の本会議において、当予算決算常任委員会に付託されました議案第76号から議案第79号までについて、審査の内容とその結果を御報告いたします。

最初に、議案第76号平成29年度松前町一般会計補正予算第5号は、歳入歳出予算に8,853万5,000円を増額し、総額を103億8,349万5,000円とするものです。

歳入予算で主なものは、国庫支出金を3,988万4,000円、県支出金を2,095万7,000円、繰入金を675万8,000円、繰越金を2,093万6,000円増額するものです。

歳出の主なものは、民生費を8,015万7,000円、農林水産業費を856万8,000円、土木費を1,497万3,000円を増額し、衛生費を2,190万3,000円減額するものです。

審査の過程におきまして、総務部所管等については、特に質疑はありませんでした。

次に、保健福祉部所管については、委員より台風のような緊急時におけるし尿処理施設の円滑な対応について、早朝の搬入に対応できるよう塩美園にも検討をお願いしてはとの提案がありました。

また、コミュニティバス運行状況について質疑があり、町政懇談会でも路線について質問があったが、利用者数は平年並みであり、現在路線について検討しており、費用負担増の可能性は考えられるが、運賃の見直しについては考えていないとの答弁がありました。

また、老人福祉の報償費について、贈呈する記念品等の見直しは行っていないのかとの質疑に対し、百歳者表彰の記念品を今年度からカタログギフトに変更している、金婚者に

対する夫婦茶碗と名前入りの湯飲み茶碗については変更はないとの答弁がありました。

また、委員より保育所の照明器具の修繕の際は、LEDなどを積極的に導入してコスト削減に努めてほしいとの意見がありました。

次に、産業建設部所管については、薬用作物生産流通体制の支援について質疑があり、漢方薬の原料として栽培されている薬用作物の一つである甘草を栽培する事業者が、乾燥機等を購入することに対し支援するもので、平成29年度から32年度までの県の補助事業で、県は対象事業費の3分の1を、町は県の2分の1の補助をするとの答弁がありました。

また、老朽放置建物の除去を支援する住環境改善事業についての質疑があり、当初予定していた除去件数を越えたため、2戸分、160万円増額補正をする。補助金は1戸当たり上限を80万円としており、そのうち国庫補助金は2分の1、県補助金は4分の1であるとの答弁がありました。

次に、教育委員会所管については、小学校道徳の教師用指導書購入について質疑があり、国からの指示はないが、授業に必要なものであるので購入する。購入には一般財源で対応する。購入数は、松前小学校が30冊、北伊予小学校が23冊、岡田小学校が20冊との答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案どおり可決いたしましたので、報告いたします。

次に、議案第77号平成29年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の補正予算は、国保広域化法に伴う経費及び平成29年度決算見込額の再算定に伴う不足経費を補うものです。

審査においては、特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案どおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第78号平成29年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の補正予算は、平成28年度の事業費の精算及び平成29年度の決算見込み額の再算定に伴う補正をするものです。

審査においては、特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案どおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第79号平成29年度松前町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の補正予算は、介護保険法の改正に伴う介護保険システムの改修経費及び伊予地区介護認定審査会介護認定支援システムの改修に伴う増額となった審査会負担金の補正をす

るものです。

審査においては、特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案どおり可決しましたので、御報告いたします。

以上で議案第76号から議案第79号までの報告を終わります。

○議長（八束 正） 委員長の報告を終わります。

議案第76号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第76号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

議案第77号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第77号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

議案第78号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第78号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八束 正) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

議案第79号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(八束 正) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(八束 正) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第79号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八束 正) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第10 議案第80号 松前町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
(上程、提案理由説明、質疑、討論、採決)

日程第11 議案第81号 松前町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(上程、提案理由説明、質疑、討論、採決)

日程第12 議案第82号 松前町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(上程、提案理由説明、質疑、討論、採決)

○議長(八束 正) 日程第10、議案第80号松前町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第11、議案第81号松前町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び日程第12、議案第82号松前町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長(岡本 靖) 議案第80号から議案第82号までについて一括して提案理由を申し上げます。

人事院勧告及び愛媛県人事委員会勧告に鑑み、所要の改正を行うものであります。

内容につきましては、久津那総務部長に説明させますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（八束 正） 久津那総務部長。

○総務部長（久津那良幸） それでは初めに、議案第80号の内容について御説明いたします。

追加議案の参考資料の1ページをお開きください。

議案書の1ページからになりますが、追加議案の参考資料で概要を説明いたします。

主な改正内容は、2点でございます。職員の給料の額が引き上げられること、次に、職員の勤勉手当が0.1月分引き上げられることでございます。

まず、給料表の改定では、愛媛県人事委員会の勧告に準じて、初任給、若年層に重点を置いて引き上げること为基础として改定しており、平均改定率は0.17%となっています。初任給の額は、記載のとおり改めております。この改定の実施時期は、平成29年4月1日でございます。

また、行政職給料表の4級に8号給を増設いたします。この改定実施時期は、平成30年4月1日でございます。

次に、勤勉手当の改定では、一般職員は支給割合を0.10月分引き上げ、今年度の12月の勤勉手当を0.95月分とし、再任用職員については0.05月分引き上げて0.45月分とするものです。これらの実施時期は、平成29年12月1日でございます。

なお、平成30年度以降の支給割合は、一般職員は6月、12月、それぞれ0.90月分となり、再任用職員は6月、12月、それぞれ0.425月分とするものです。

議案書の1ページをお開きください。

改正条例第1条関係の松前町職員の給与に関する条例新旧対照表となっております。

2ページを御覧ください。

第19条の4第2項で職員の勤勉手当の率の改正を行っております。第1号では、再任用職員以外の職員の勤勉手当を0.10月分引き上げて、再任用職員については、0.05月分引き上げる改正を行っております。その下に2ページから8ページの一番上まで別表第1として、職員の改定後の給料表となっております。

8ページをお願いいたします。

改正条例第2条では、平成27年度から給与制度の総合的見直しを行い、世代間格差の是正、水準の引下げ等を行うため、55歳を超える職員に対する給料等の100分の1を減額支給する措置が附則第16項第1号から第3号に記載されていましたが、平成30年3月31日限りで失効されるよう既に規定されていたことから、この文言を削除するものです。

次に、10ページを御覧ください。

平成30年4月1日から勤勉手当の改正を行うためのもので、第19条の4第2項第1号で再任用職員以外の職員にあっては、6月、12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.9月分とし、再任用職員については、6月、12月ともそれぞれ0.425月分としていま

す。その下、職員の給料表の4級のところの号給を減らしております。

なお、11ページになりますが、附則としまして、第1項でこの条例は公布の日から施行することとしていますが、第2条については平成30年4月1日から施行いたします。第2項では適用日について、第3項では給与の内払について、第4項では規則への委任についてそれぞれ規定を行っております。

次に、議案第81号の概要について御説明いたします。

参考資料の3ページをお開きください。議案書は13ページになりますが、参考資料で概要を説明いたします。

特別職に係る特別給、期末手当の支給割合を人事院勧告を受けた国の特別職の支給割合の改定に準じて改定するものでございます。期末手当において、本年12月の支給割合を現行1.70月分から1.75月分とするもので、年間の支給月数は3.25月から3.30月分となります。

議案書の13ページを御覧ください。

改正条例第1条において、12月支給分が現行の1.70月分から1.75月分としています。改正条例第2条においては、議案書の14ページになりますが、6月支給分が1.575月、12月支給分が1.725月としています。

なお、この条例中第1条の規定は公布の日から施行することとしていますが、第2条については、平成30年4月1日から施行します。

第2項では、適用日について、第3項では、給与の内払いについてそれぞれ規定を行っております。

続いて、議案第82号について、同じく参考資料の3ページになります、議案書の15ページになりますが、参考資料で概要を説明いたします。

松前町議会議員に係る期末手当の改定でございます。特別職と同様に改定するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（八束 正） 提案理由の説明を終わります。

議案第80号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第80号を原案どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八束 正) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

議案第81号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(八束 正) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(八束 正) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第81号を原案どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八束 正) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

第82号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(八束 正) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(八束 正) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第82号を原案どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八束 正) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第13 議案第83号 平成29年度松前町一般会計補正予算(第6号)(上程、提案理由説明、質疑、討論、採決)

○議長(八束 正) 日程第13、議案第83号平成29年度松前町一般会計補正予算第6号についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長(岡本 靖) 議案第83号について提案理由を申し上げます。

地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。

議案第83号平成29年度松前町一般会計補正予算第6号は、既定の予算に歳入歳出それぞれ2,674万5,000円を追加し、総額を104億1,024万円とするものです。

内容につきましては、合田財政課長に説明をさせますので、御審議のほどよろしく願います。

○議長（八束 正） 合田財政課長。

○財政課長（合田光隆） それでは、議案第83号について補足説明いたします。

予算に係る追加議案書の13ページをお開きください。

初めに、歳出ですが、今回の補正額2,674万5,000円は、全て人件費に係るもので、人事院勧告によるもの、人事異動に伴う人件費の組み替えによるもの及び福祉課所管の臨時保育士賃金の不足分に関するものを計上しています。

内容につきましては、15ページから19ページに示しているとおりになります。

続いて、歳入ですが、12ページにお戻りください。

18款の繰越金、補正額2,674万5,000円は、補正予算の財源として計上しています。詳細につきましては、14ページに示しているとおりです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（八束 正） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第83号について原案どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第14 議案第84号 平成29年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

日程第15 議案第85号 平成29年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

日程第16 議案第86号 平成29年度松前町介護保険特別会計補正予算（第4号）（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

日程第17 議案第87号 平成29年度松前町公共下水道事業特別会計補正予算  
(第3号) (上程、提案理由説明、質疑、討論、採決)

日程第18 議案第88号 平成29年度松前町水道事業会計補正予算(第2号)  
(上程、提案理由説明、質疑、討論、採決)

○議長(八束 正) 日程第14、議案第84号平成29年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第3号について、日程第15、議案第85号平成29年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号について、日程第16、議案第86号平成29年度松前町介護保険特別会計補正予算第4号について、日程第17、議案第87号平成29年度松前町公共下水道事業特別会計補正予算第3号について及び日程第18、議案第88号平成29年度松前町水道事業会計補正予算第2号についてを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長(岡本 靖) 議案第84号から議案第88号までについて一括して提案理由を申し上げます。

いずれの予算も地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。

議案第84号平成29年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第3号は、既定の予算に歳入歳出それぞれ23万6,000円を追加し、総額を39億8,784万1,000円とするものです。

予算の追加議案書39ページをお開きください。

議案第85号平成29年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号は、既定の予算に歳入歳出それぞれ18万1,000円を追加し、総額を4億4,207万7,000円とするものです。

予算の追加議案書53ページをお開きください。

議案第86号平成29年度松前町介護保険特別会計補正予算第4号は、既定の保険事業勘定に歳入歳出それぞれ44万9,000円を追加し、総額を26億4,041万3,000円とするものです。

予算の追加議案書69ページをお開きください。

議案第87号平成29年度松前町公共下水道事業特別会計補正予算第3号は、既定の予算に歳入歳出それぞれ25万4,000円を追加し、総額を6億5,442万6,000円とするものです。

予算の追加議案書83ページをお開きください。

議案第88号平成29年度松前町水道事業会計補正予算第2号は、既定の予算に収益的支出において25万9,000円を追加し、資本的支出において5万9,000円を追加するものです。

以上が各会計の補正予算の概要であります。

なお、各会計とも人事院勧告に伴う人件費のみとなっております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(八束 正) 提案理由の説明を終わります。

議案第84号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(八束 正) 質疑なしと認めます。

討論は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(八束 正) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第84号を原案どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八束 正) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

議案第85号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(八束 正) 質疑なしと認めます。

討論は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(八束 正) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第85号を原案どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八束 正) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

議案第86号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(八束 正) 質疑なしと認めます。

討論は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(八束 正) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第86号を原案どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八束 正) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

議案第87号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

討論は、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第87号を原案どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

議案第88号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

討論は、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第88号を原案どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りします。

各常任委員会が松前町委員会条例に規定する所管事項のため、閉会中に調査研究を実施することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

お諮りします。

議会運営委員会においては、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について閉会中の審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定をしました。

以上をもちまして本日の日程は全て終了しましたので、会議を閉じます。

閉会に当たり、町長から御挨拶があります。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議長の許可をいただきましたので、平成29年第4回定例会の閉会に

当たりまして御挨拶を申し上げます。

議員各位には、終始熱心に御審議をいただきまして誠にありがとうございました。おかげをもちまして、提案させていただきまして全ての議案につきまして議決を賜り、厚くお礼を申し上げます。今議会で賜りました御意見や御提言につきましては、今後の町政運営に当たりまして、十分に配慮してまいります。

さて、現在、エミフルMASAKIのフィタ前に、四国で初めてとなる信号機のない環状交差点、ラウンドアバウトの整備を進めております。来月15日から運行方法を変更いたします。

ラウンドアバウトは、信号機や一時停止の規制がなく、中心部の中央島と呼ばれる円形の外周を時計回りで通行するため、走行速度が抑制されることで重大事故の発生が抑制されるほか、停電の影響を受けないため、災害時の交通整理が不要であるといったメリットがあります。また、維持管理に係る経費の削減や待ち時間の減少によるCO<sub>2</sub>削減などの効果も見込まれ、安全・安心かつ効果的で環境にも優しいまちづくりの推進につながるものと期待しています。

今月の広報や町のホームページに通行方法等を紹介しておりますので、御覧をいただき、安全な通行に心掛けてくださいますようお願いいたします。

今月11日には、私が町長に就任して3年目を迎えました。これまでの2年間、議員各位を始め広く町民の皆様の声をお伺いしながら全力で町政に取り組んでまいりました。地方を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続きますが、誇れるライフタウンの実現に向けて、町民の皆様に納得をいただける町政を更に進めてまいりますので、皆様方の一層の御理解、御協力を賜りますよう、改めまして心からお願い申し上げます。

終わりに、議員各位を始め町民の皆様のつつがない御越年と幸多き新年を迎えられますことを御祈念申し上げまして閉会の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（八束 正） これにて平成29年松前町議会第4回定例会を閉会します。

午前11時12分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

松前町議会議長 八 束 正

松前町議会議員 金 澤 浩

松前町議会議員 影 岡 俊 範

